第2期 白山市
子ども・子育て支援事業計画

令和2年度～令和6年度

令和2年3月

白山市

はじめに

近年の子育てを取り巻く環境は、少子化や核家族化、共働き世帯の増加、子育てニーズの多様化に加え、貧困の連鎖や児童虐待の顕在化など大きく変化してきており、これまで以上に子どもや保護者の視点に立った子育て支援の充実が求められております。

国では、ますます進む少子化などを踏まえ、より子育てしやすい社会をつくるため、平成 24 年に「子ども・子育て支援法」を制定し、平成 27 年度から「子ども・子育て支援新制度」がスタートしました。これを受けて、本市では、平成 27 年度に策定した「白山市子ども・子育て支援事業計画」に基づき、子どもが健やかに成長できるための環境整備や、地域力を生かした子育て支援を推進し、魅力あるまちづくりを進めてまいりました。

この度、この計画が令和元年度で最終年度を迎えることから、本市では、子どもを産み育てやすい環境の整備や、地域での子育て支援を更に推進するため、令和２年度から令和６年度までの５年間を計画期間とする「第２期白山市子ども・子育て支援事業計画」を策定いたしました。

本計画では、将来像として前計画に掲げた「白山・手取川・日本海　子どもの笑顔がひかるまち」を継承し、すべての子どもと子育て家庭を地域と住民が一体となって支え、すべての子どもたちが地域の中で暖かく見守られ健やかに成長することを目指し、関係機関とも連携しながら、切れ目のない支援体制の充実、子どもの貧困対策、放課後児童対策、働き方改革などに係る各施策の推進に鋭意努力してまいりたいと考えております。

結びに、本計画の策定にあたり、ご尽力いただきました「白山市子ども・子育て会議」の委員皆様をはじめ、アンケート調査にご協力をいただきました多くの市民並びに関係機関、団体の方々から貴重なご意見、ご提言をいただきましたことに対し、心から感謝申し上げます。

令和２年３月

白山市長　山田　憲昭

目　　次

第１章　計画の策定にあたって …… １
　１．計画策定の趣旨 …… １
　２．計画の位置付け …… １
　３．計画期間 …… ２
　４．計画の策定体制 …… ２

第２章　子ども・子育てを取り巻く現状 …… ３
　１．統計資料等からみる現状 …… ３
　２．教育・保育の提供体制の実施状況 …… １４
　３．地域子ども・子育て支援事業の提供体制の実施状況 …… １８
　４．ニーズ調査結果の概要 …… ２８

第３章　計画の基本的な考え方 …… ３４
　１．計画の基本理念 …… ３４
　２．計画の基本目標 …… ３５
　３．施策の体系 …… ３６
　４．施策の展開 …… ３７
　５．施策の取り組み …… ４５

第４章　教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと
　　確保の内容 …… 57
　１．提供する区域の設定 …… 57
　２．子どもの推計人口 …… 60
　３．教育・保育の量の見込み、確保の内容 …… 62
　４．地域子ども・子育て支援事業の量の見込み、確保の内容 …… 65
　５．新・放課後子ども総合プラン …… 71
　６．教育・保育の一体的提供及び推進体制の確保 …… 72

第５章　子どもの貧困対策 …… 73
　１．本市の貧困対策の趣旨 …… 73
　２．本市の現状と課題 …… 73
　３．施策の展開 …… 74

第６章　計画の推進 …… 77
　１．推進体制 …… 77
　２．関係機関との連携強化 …… 77
　３．計画の進行管理化 …… 77

資料編

第１章　計画の策定にあたって

１．計画策定の趣旨

白山市では、次代の社会を担うすべての子どもの健やかな育ちと保護者による子育てを地域や社会全体で支えていく環境の整備を目指し、子ども・子育てのための支援を総合的、一体的に推進するため、「子ども・子育て支援法」に基づき、「白山市子ども・子育て支援事業計画」を平成27年度に策定し、さまざまな子育て支援事業に取り組んでいます。

この計画は、平成27年度から平成31年度（令和元年度）までの５か年計画であることから、令和２年度を始期とする第２期計画を策定します。

２．計画の位置付け

この計画は、「子ども・子育て支援法」第61条に基づく計画として、国の定めた基本指針に即して策定するものです。さらに、この計画の一部を次世代育成支援対策推進法の主旨を踏まえた計画としています。

また、この計画は、本市のまちづくりの基本となる『第２次白山市総合計画』を上位計画とし、その他の本市の部門別計画との連携を図る計画とします。

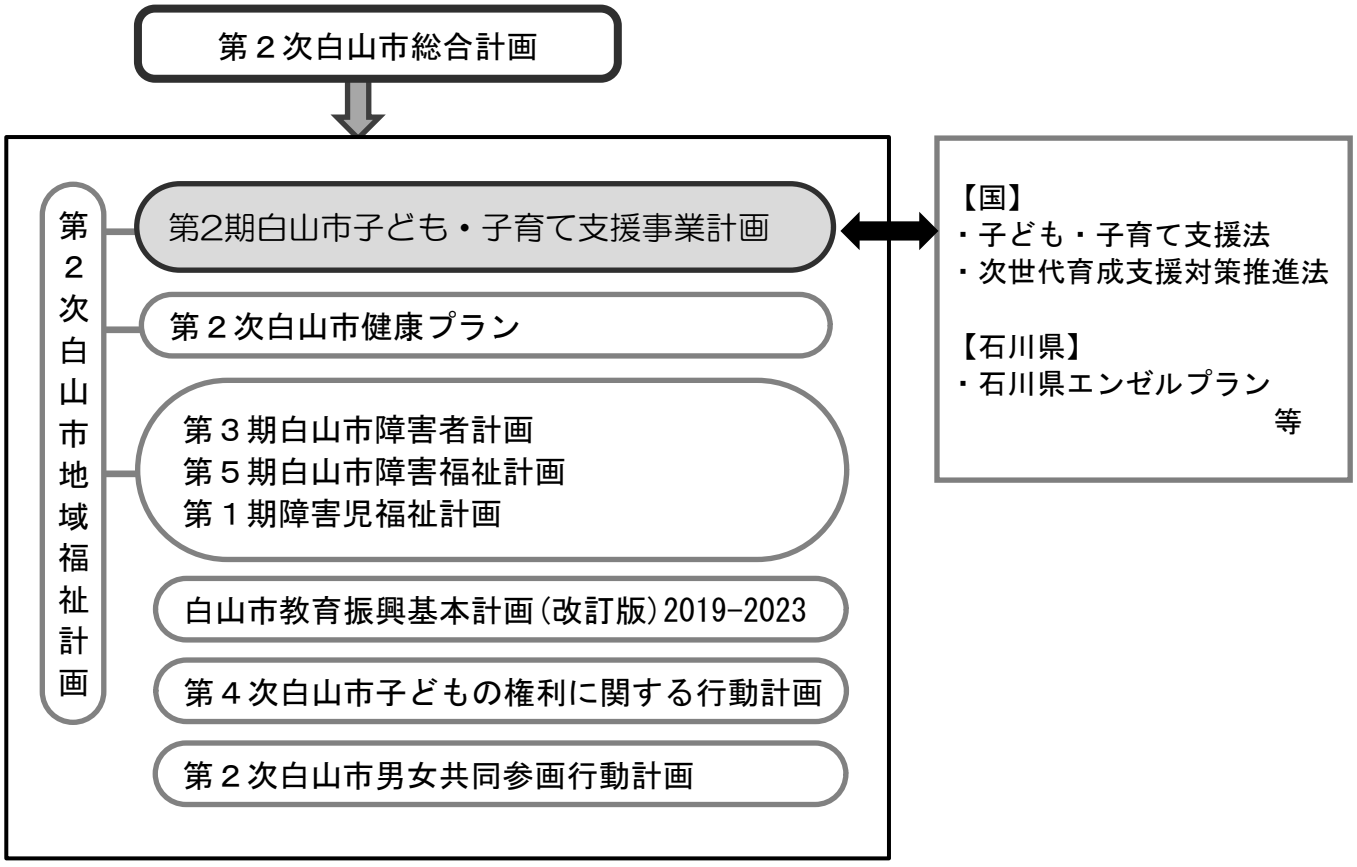

３．計画期間

本計画の期間は、令和２年度から令和６年度までの５か年とします。

４．計画の策定体制

⑴子ども・子育て会議における検討

広く市民等から意見を聴取するために、市民や学識経験者、関係団体、関係機関等で組織された白山市子ども・子育て会議において、本計画策定にあたっての意見交換及び審議を行いました。

⑵計画策定についてのニーズ調査の実施

就学前児童の保護者及び小学生の保護者に対し、保護者の就労状況や現在の幼児教育・保育サービスや子育て支援サービスの利用状況、利用意向を把握することを目的にニーズ調査を実施し、子ども・子育て支援新制度における各種サービスの提供に関する量の見込みの試算等に活用しました。

⑶パブリックコメントの実施

本計画について、市民から幅広い意見を募集するため、計画案に対するパブリックコメントを実施しました。

第2章　子ども・子育てを取り巻く現状

１．統計資料等からみる現状

⑴人口の推移

①地域別人口推移

・本市の総人口についてみると、平成27年を底にやや増加傾向にあり、平成31年は113,459人となっています。

・地域別にみると、「松任」、「鶴来」では増加傾向にある一方、「美川」、「白山ろく」では減少傾向にあります。

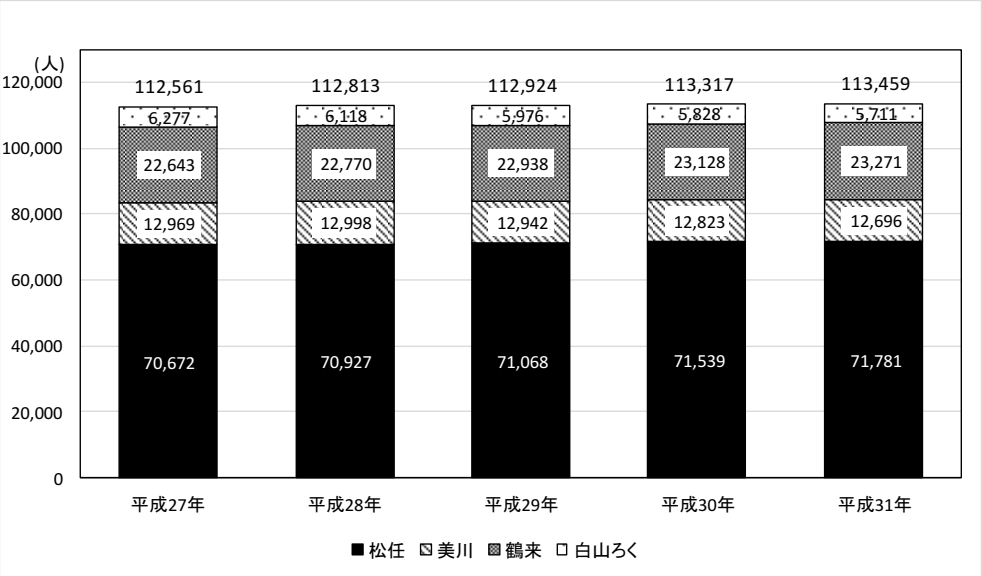

資料：情報統計課（各年3月31日現在）

②年齢３区分別人口推移

・年齢３区分別に推移をみていくと、０～14歳、15～64歳では年々減少傾向にある一方で、65歳以上は年々増加傾向にあります。

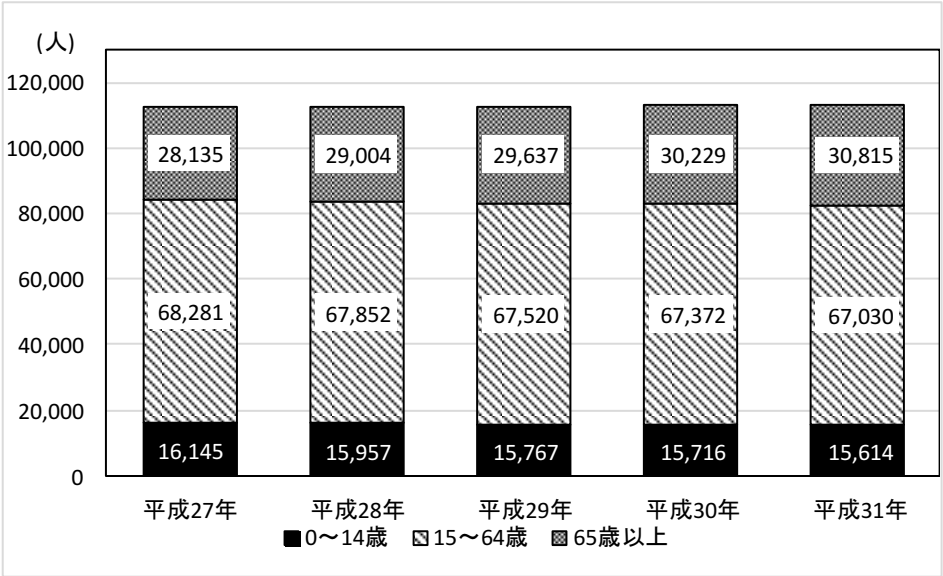

資料：情報統計課（各年3月31日現在）

③地域別５歳未満人口推移

・５歳未満人口の推移をみると、減少傾向からやや増加しており、平成31年は4,774人となっています。

・「美川」が減少している一方、「鶴来」では増加しています。「松任」、「白山ろく」は年ごとに増減がみられますがほぼ横ばいです。

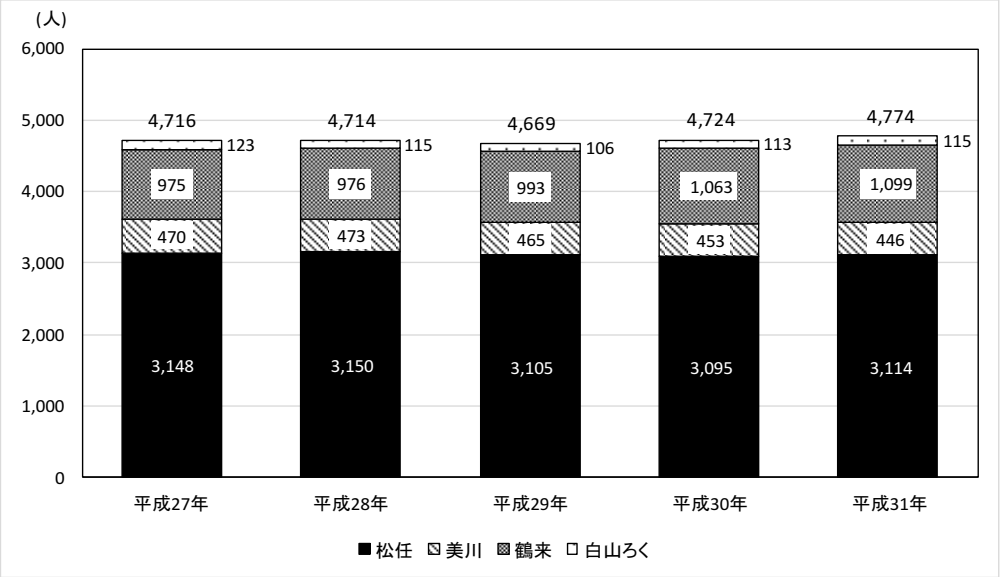

資料：情報統計課(各年3月31日現在)

④出生数及び死亡数の推移

・毎年の出生数の推移をみると、約840人から約890人の間で増減を繰り返しています。

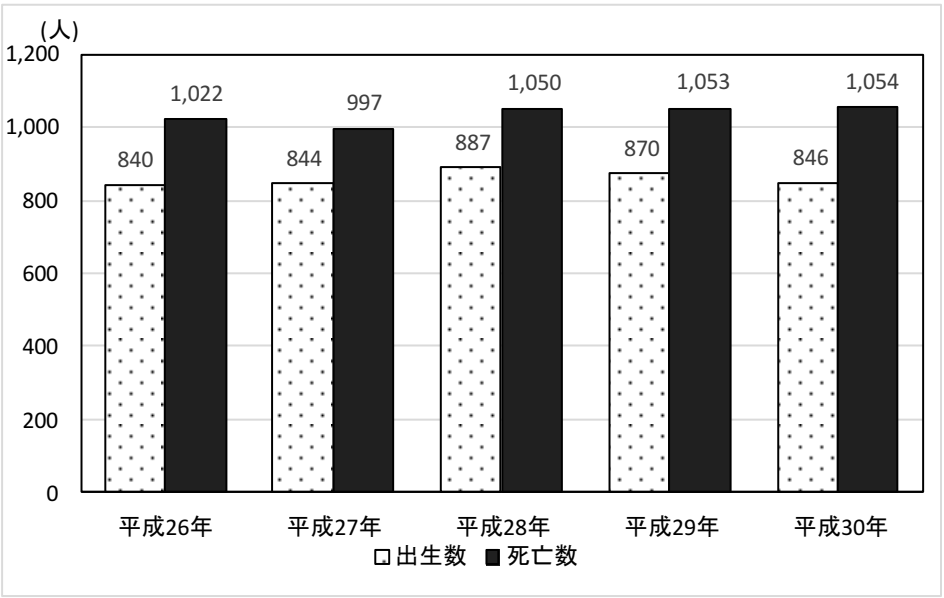

資料：市民課（各年12月31日現在）

⑤出生率の推移

・出生率（人口1,000人当たりの出生数）の推移をみると、平成25年から平成27年までは石川県と全国の値を下回って推移していますが、平成28年からは、石川県や全国の値を上回っています。

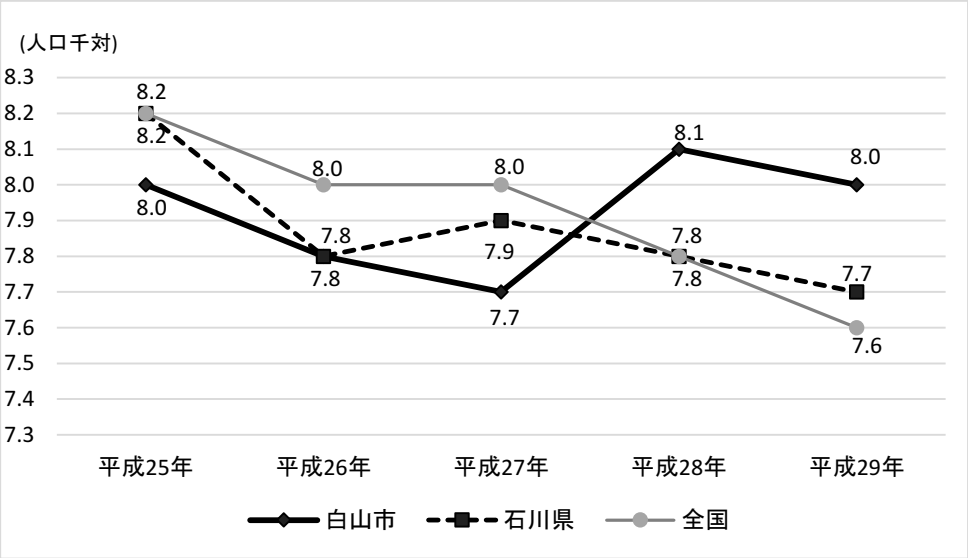

資料：人口動態調査、
県中央保健福祉センター保健部「健康しかけ人白書」

⑵世帯構成の状況

①世帯数及び平均世帯人員の推移

・世帯数については年々増加傾向にあり、平成31年では44,050世帯と平成27年に比べて約6.6%増加しています。

・一方で、１世帯当たりの人口については年々減少傾向にあり、平成31年では2.58人となっています。

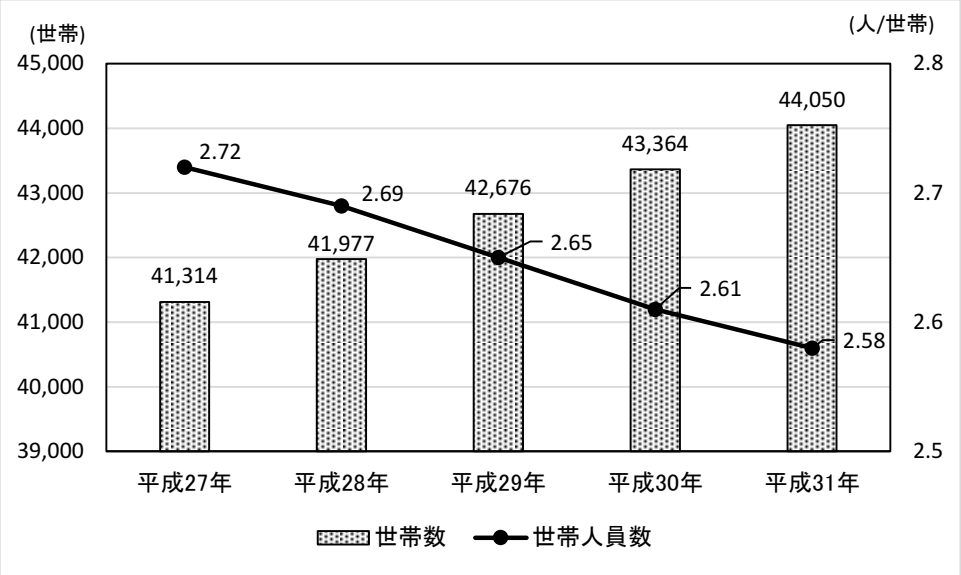

資料：市民課(各年3月31日現在)

②婚姻件数及び離婚件数の推移

・婚姻件数及び離婚件数の推移をみると、婚姻件数は平成26年の年間461件から平成30年は432件と漸減しており、離婚件数は平成27年以降は減少しています。

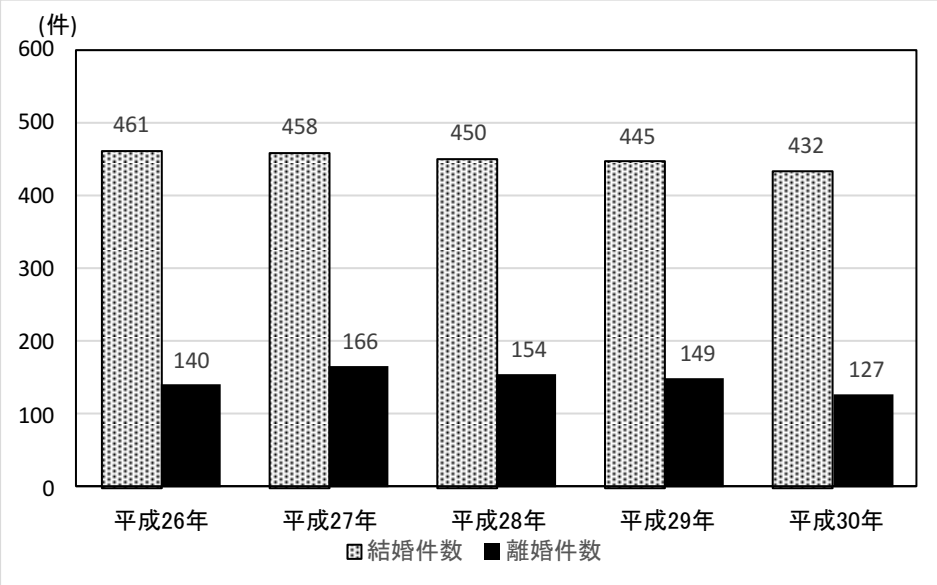

資料：市民課（各年12月31日現在）

⑶女性の労働力率の状況

①推移

・平成22年と平成27年の女性の労働力率を比較すると、20歳～84歳では平成27年が平成22年の値を上回っています。

・女性の労働力率を年齢階層別にみると、30歳台前半を底にしたM字型となっていますが、M字の底にあたる30～34歳では77.5%から80.3%と2.87ポイント上昇しています。

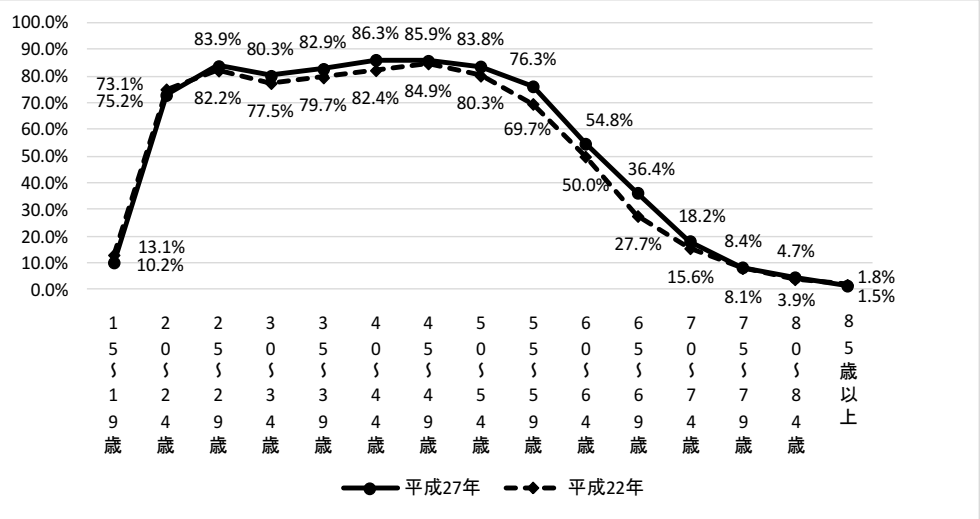

資料：国勢調査

②全国・石川県との比較

・平成27年の女性の労働力率を比較すると、20歳から59歳までの間の年齢で石川県や全国の値を上回っています。

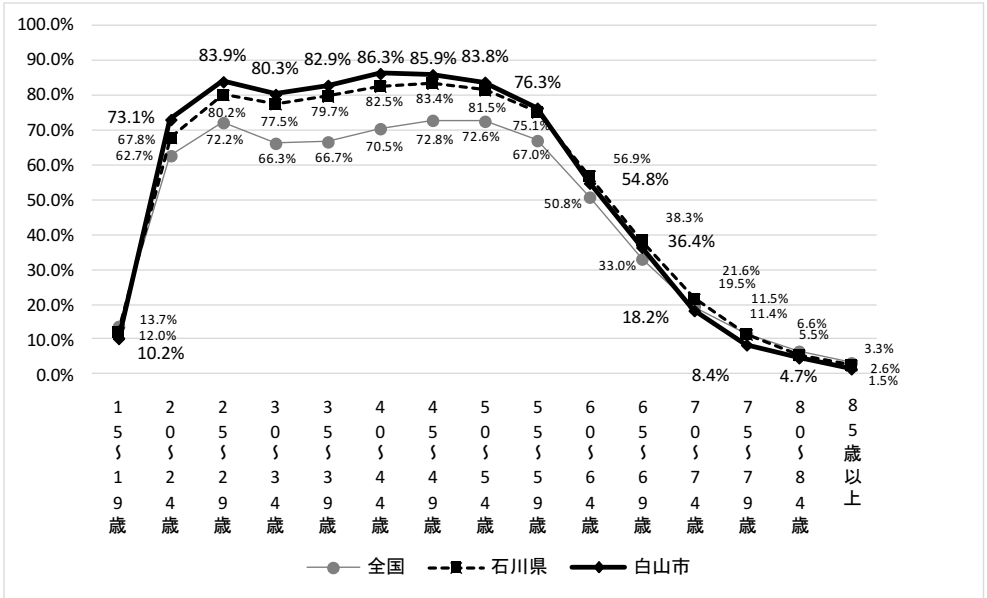

資料：平成27年国勢調査

⑷保育所・幼稚園の状況

①地域ごとの保育所、認定こども園、小規模保育所の状況

㋐施設の数

・「松任」では、平成27年度と比べると10施設が保育所から認定こども園に移行しました。小規模保育所が、平成28年度途中と令和元年度に１施設ずつ増えました。

・「美川」では、平成28年度に１施設が保育所から認定こども園に移行しました。

・「鶴来」では、令和元年度に２施設が保育所から認定こども園に移行しました。平成28年度に施設統合により保育所が１施設減となりましたが、平成29年度には小規模保育所が１施設開設しました。

・「白山ろく」では、平成30年度に１施設が保育所から小規模保育所に、１施設が保育所から認定こども園に移行しました。

（単位：か所）

地　域	種　　別	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
松　任	保育所・園	18	16	14	13	8
	認定こども園	1	3	5	6	11
	小規模保育所			1	1	2
美　川	保育所・園	2	1	1	1	1
	認定こども園	1	2	2	2	2
	小規模保育所					
鶴　来	保育所・園	6	5	5	5	3
	認定こども園					2
	小規模保育所			1	1	1
白山ろく	保育所・園	4	4	4	2	2
	認定こども園				1	1
	小規模保育所				1	1
合　計	保育所・園	30	26	24	21	14
	認定こども園	2	5	7	9	16
	小規模保育所			2	3	4
総　　計		32	31	33	33	34

資料：こども子育て課（各年4月1日現在）

㋑入所者の数

・総計で毎年増加しており、平成28年度には147人、平成29年度には40人、平成30年度には62人、令和元年度には134人増えました。

（単位：人）

地　域	種　　別	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
松　任	保育所・園	2,164	1,950	1,644	1,593	988
	認定こども園	155	471	789	886	1,610
	小規模保育所			11	12	14
美　川	保育所・園	252	110	109	100	86
	認定こども園	138	287	301	315	319
	小規模保育所					
鶴　来	保育所・園	567	615	609	612	372
	認定こども園					243
	小規模保育所			11	16	13
白山ろく	保育所・園	120	110	109	64	76
	認定こども園				39	50
	小規模保育所				8	8
合　計	保育所・園	3,103	2,785	2,471	2,369	1,522
	認定こども園	293	758	1,090	1,240	2,222
	小規模保育所			22	36	35
総　　計		3,396	3,543	3,583	3,645	3,779

資料：こども子育て課（各年4月1日現在）

②施設ごとの状況

㋐保育所・園の数

・平成28年度に「鶴来」で施設統合により１施設が減少しました。
・平成30年度に「白山ろく」で小規模保育所移行により１施設が減少しました。
・これら以外は認定こども園に移行したことにより減少しました。

（単位：か所）

地　域	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
松　任	18	16	14	13	8
美　川	2	1	1	1	1
鶴　来	6	5	5	5	3
白山ろく	4	4	4	2	2
合　計	30	26	24	21	14

資料：こども子育て課（各年4月1日現在）

㋑保育所・園の入所者数

・「松任」では、認定こども園等への移行により入所者数は減少しました。
・「美川」では、入所者は減少しました。
・「鶴来」では、認定こども園への移行を除くと、入所者数はほぼ横ばいです。
・「白山ろく」では、平成30年度までは入所者数は減少していましたが、令和元年度は増加しました。

（単位：人、人）

地　域	年　度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
松　任	入所者数	2,164	1,950	1,644	1,593	988
	定　員	2,485	2,035	1,715	1,650	1,022
	充足率	87.1%	95.8%	95.9%	96.5%	96.7%
美　川	入所者数	252	110	109	100	86
	定　員	270	120	120	120	120
	充足率	93.3%	91.7%	90.8%	83.3%	71.7%
鶴　来	入所者数	567	615	609	612	372
	定　員	595	645	645	655	405
	充足率	95.3%	95.3%	94.4%	93.4%	91.9%
白山ろく	入所者数	120	110	109	64	76
	定　員	150	140	140	80	90
	充足率	80.0%	78.6%	77.9%	80.0%	84.4%
合　計	入所者数	3,103	2,785	2,471	2,369	1,522
	定　員	3,500	2,940	2,620	2,505	1,637
	充足率	88.7%	94.7%	94.3%	94.6%	93.0%

資料：こども子育て課（各年４月１日現在）

㋒認定こども園の数

・平成27年度以降、毎年保育所から認定こども園へ移行する施設がありました。

（単位：か所）

地　域	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
松　任	1	3	5	6	11
美　川	1	2	2	2	2
鶴　来					2
白山ろく				1	1
合　計	2	5	7	9	16

資料：こども子育て課（各年4月1日現在）

㋓認定こども園の入所者数

・保育所からの移行により、すべての地域で入所者数は増加しました。

（単位：人、人）

地　域	年　度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
松　任	入所者数	155	471	789	886	1,610
	定　員	170	500	820	930	1,670
	充足率	91.2%	94.2%	96.2%	95.3%	96.4%
美　川	入所者数	138	287	301	315	319
	定　員	180	350	325	340	330
	充足率	76.7%	82.0%	92.6%	92.6%	96.7%
鶴　来	入所者数					243
	定　員					270
	充足率					90.0%
白山ろく	入所者数				39	50
	定　員				40	50
	充足率				97.5%	100.0%
合　計	入所者数	293	758	1,090	1,240	2,222
	定　員	350	850	1,145	1,310	2,320
	充足率	83.7%	89.2%	95.2%	94.7%	95.8%

資料：こども子育て課（各年4月1日現在）

㋔小規模保育所の数

・平成28年度途中に「松任」で１施設が、平成29年度に「鶴来」で1施設が、令和元年度に公立の小規模保育所が「松任」で１施設開設しました。
・平成30年度には「白山ろく」で保育所から1施設移行しました。

（単位：か所）

地　域	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
松　任			1	1	2
美　川					
鶴　来			1	1	1
白山ろく				1	1
合　計			2	3	4

資料：こども子育て課（各年4月1日現在）

㋕小規模保育所の入所者数

・施設数は増えているものの、令和元年度には入所者数が減少した施設がありました。

（単位：人、人）

地　域	年　度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
松　任	入所者数			11	12	14
	定員			12	12	24
	充足率			91.7%	100.0%	58.3%
美　川	入所者数					
	定員					
	充足率					
鶴　来	入所者数			11	16	13
	定員			12	18	18
	充足率			91.7%	88.9%	72.2%
白山ろく	入所者数				8	8
	定員				12	12
	充足率				66.7%	66.7%
合　計	入所者数			22	36	35
	定員			24	42	54
	充足率			91.7%	85.7%	64.8%

資料：こども子育て課（各年4月1日現在）

㋖幼稚園の数

・「松任」４園、「鶴来」２園で、増減はありませんでした。

（単位：か所）

園　数	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
松　任	4	4	4	4	4
美　川					
鶴　来	2	2	2	2	2
白山ろく					
合　計	6	6	6	6	6

資料：こども子育て課（各年5月1日現在）

㋗幼稚園の園児数

・「松任」の利用者はほぼ横ばいです。

・「鶴来」の利用者は平成27年度以降、毎年10人程度減少しています。

（単位：人）

園児数	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
松　任	462	472	467	463	469
美　川					
鶴　来	316	307	297	278	267
白山ろく					
合　計	778	779	764	741	736

資料：こども子育て課（各年5月1日現在）

⑸小学校の状況

・小学校数は19校で増減はありませんでした。

・児童数は毎年減少しています。

（単位：人）

児童数	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
1年生	1,084	993	1,039	1,045	1,004
2年生	1,191	1,087	999	1,049	1,050
3年生	1,082	1,193	1,092	1,004	1,047
4年生	1,113	1,085	1,199	1,092	1,005
5年生	1,122	1,116	1,088	1,196	1,085
6年生	1,137	1,125	1,114	1,088	1,188
合　計	6,729	6,599	6,531	6,474	6,379

資料：学校教育課（各年5月1日現在）

２．教育・保育の提供体制の実施状況

⑴教育・保育の状況

○　利用者数及び量の見込みついては、１歳児～５歳児は各年度４月１日現在の状況、０歳児については10月１日現在の状況で記載しています。

・白山市全体では、１号認定の利用者数が毎年増加しています。その原因は幼稚園利用者数は平成29年度以降減少していますが、認定こども園を利用する教育認定の利用者が増えていることによります。１号認定については新制度に移行していない幼稚園において余裕がありました。
・２号認定の利用者数は減少傾向にありますが、アンケート調査の結果、３歳児以上の施設利用率は３歳児93.7%、４歳児92.9%、５歳児94.3%であることから、１号認定へ移行したことによるものと思われます。
・３号認定では、利用者数が毎年増加しており、働きながら子育てをしている家庭が増えていることがうかがえます。特に、１、２歳児は毎年増えています。
・近年は２号認定及び３号認定において、年度途中での入所で希望施設に入所できない場合が出てきています。

◎認定区分の対象者と利用できる施設

認定区分	対　象　者	利 用 施 設
１号認定	満３歳以上、教育を希望	幼稚園、認定こども園
２号認定	満３歳以上、保育の必要性を認定、保育を希望	保育所、認定こども園
３号認定	満３歳未満、保育の必要性を認定、保育を希望	保育所、認定こども園、地域型保育

⑵提供体制の実施状況

【白山市全体】

【白山市全体】			平成27年度					平成28年度				
			1号	2号		3号		1号	2号		3号	
				教育	保育	0歳	1･2歳		教育	保育	0歳	1･2歳
①利用者数(人) (②+③)			794		2,154	281	1,084	823		2,173	298	1,125
(量の見込み) (人)			755	292	2,141	298	1,143	729	279	2,062	298	1,171
②市内の利用者数(人)			634	−	2,136	264	1,063	664	−	2,158	287	1,096
③他市町からの受託者(人)			160	−	18	17	21	159	−	15	11	29
④確保の内容(人)	教育･保育施設	市内(利用定員)	157		2,174	283	1,161	184		2,176	289	1,206
			157	0	2,234	310	1,199	217	0	2,186	319	1,193
		委託(他市町へ委託)	0	−	25	16	24	1	−	25	20	27
	(確認を受けない幼稚園)	市内	894	−	−	−	−	901	−	−	−	−
			955	−	−	−	−	955	−	−	−	−
		委託(他市町へ委託)	61	−	−	−	−	54	−	−	−	−
	地域型保育事業(利用定員)		−	−	−	−	−	−	−	−	4	8
			−	−	−	−	−	−	−	−	16	22
④-①			318		45	18	101	317		28	15	116

※二段書きの上段は実績値を、下段には計画の数値を記載している。

【白山市全体】			平成29年度					平成30年度				
			1号	2号		3号		1号	2号		3号	
				教育	保育	0歳	1･2歳		教育	保育	0歳	1･2歳
①利用者数(人) (②+③)			844		2,135	339	1,240	865		2,114	349	1,271
(量の見込み) (人)			844	−	2,110	271	1,216	850	−	2,123	271	1,212
②市内の利用者数(人)			666	−	2,110	332	1,216	667	−	2,091	347	1,250
③他市町からの受託者(人)			178	−	25	7	24	198	−	23	2	21
④確保の内容(人)	教育･保育施設	市内(利用定員)	132		2,161	346	1,260	221		2,116	345	1,285
			195	−	2,112	294	1,245	207	−	2,128	296	1,248
		委託(他市町へ委託)	3	−	27	9	15	4	−	26	3	11
	(確認を受けない幼稚園)	市内	955	−	−	−	−	955	−	−	−	−
			955	−	−	−	−	955	−	−	−	−
		委託(他市町へ委託)	64	−	−	−	−	60	−	−	−	−
	地域型保育事業(利用定員)		−	−	−	4	8	−	−	6	6	30
			−	−	−	4	20	−	−	−	4	26
④-①			310		53	20	43	375		34	5	55

【白山市全体】			令和元年度				
			1号	2号		3号	
				教育	保育	0歳	1･2歳
①利用者数(人) (②+③)			972		2,086	316	1,338
(量の見込み) (人)			925	−	2,068	271	1,210
②市内の利用者数(人)			778	−	2,068	308	1,324
③他市町からの受託者(人)			194	−	18	8	14
④確保の内容(人)	教育･保育施設	市内(利用定員)	362		2,090	321	1,348
			277	−	2,114	296	1,248
		委託(他市町へ委託)	11	−	18	8	10
	(確認を受けない幼稚園)	市内	955	−	−	−	−
			955	−	−	−	−
		委託(他市町へ委託)	65	−	−	−	−
	地域型保育事業(利用定員)		−	−	6	6	42
			−	−	−	7	24
④-①			421		28	19	62

【松任･美川地域】

【松任･美川地域】		平成27年度					平成28年度				
		1号	2号		3号		1号	2号		3号	
			教育	保育	0歳	1･2歳		教育	保育	0歳	1･2歳
①利用者数(人)		479	1,717		220	853	527	1,738		242	872
（量の見込み）（人）		425	175	1,739	234	912	411	170	1,685	233	938
②確保の内容（利用定員）（人）	教育･保育施設	157	1,717		235	936	185	1,738		238	980
		157	0	1,741	242	945	217	0	1,687	248	938
	(確認を受けない幼稚園)	560	－	－	－	－	560	－	－	－	－
		560	－	－	－	－	560	－	－	－	－
	地域型保育事業	－	－	－	－	－	－	－	－	4	8
		－	－	－	－	－	－	－	－	16	22
②-①		238	0		15	83	218	0		0	116

※二段書きの上段は実績値を、下段には計画の数値を記載している。

【松任･美川地域】		平成29年度					平成30年度				
		1号	2号		3号		1号	2号		3号	
			教育	保育	0歳	1･2歳		教育	保育	0歳	1･2歳
①利用者数(人)		547	1,698		278	977	581	1,674		274	1,001
（量の見込み）（人）		547	1,679		220	959	547	1,690		220	956
②確保の内容（利用定員）（人）	教育･保育施設	135	1,725		284	1,012	220	1,700		274	1,045
		198	1,679		231	997	203	1,690		231	997
	(確認を受けない幼稚園)	560	－	－	－	－	560	－	－	－	－
		560	－	－	－	－	560	－	－	－	－
	地域型保育事業	－	－	－	4	8	－	－	－	4	8
		－	－	－	4	8	－	－	－	4	8
②-①		148	27		10	43	199	26		4	52

【松任･美川地域】		令和元年度				
		1号	2号		3号	
			教育	保育	0歳	1･2歳
①利用者数(人)		682	1,656		255	1,049
（量の見込み）（人）		615	1,646		220	955
②確保の内容（利用定員）（人）	教育･保育施設	343	1,674		260	1,076
		268	1,676		231	997
	(確認を受けない幼稚園)	560	－	－	－	－
		560	－	－	－	－
	地域型保育事業	－	－	－	4	20
		－	－	－	4	8
②-①		221	18		9	47

【鶴来・白山ろく地域】

【鶴来・白山ろく地域】		平成27年度					平成28年度				
		1号	2号		3号		1号	2号		3号	
			教育	保育	0歳	1･2歳		教育	保育	0歳	1･2歳
①利用者数(人)		315		437	61	231	296		435	56	253
（量の見込み）（人）		183	117	388	51	221	171	109	363	50	233
②確保の内容（利用定員）（人）	教育･保育施設	0		482	64	249	0		463	71	253
		0	0	493	68	254	0	0	499	71	255
	(確認を受けない幼稚園)	395	－	－	－	－	395	－	－	－	－
		395	－	－	－	－	395	－	－	－	－
	地域型保育事業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
		－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
②-①		80		45	3	18	99		28	15	0

※二段書きの上段は実績値を、下段には計画の数値を記載している。

【鶴来・白山ろく地域】		平成29年度					平成30年度				
		1号	2号		3号		1号	2号		3号	
			教育	保育	0歳	1･2歳		教育	保育	0歳	1･2歳
①利用者数(人)		297		437	61	263	284		440	75	270
（量の見込み）（人）		297		431	51	257	303		433	51	256
②確保の内容（利用定員）（人）	教育･保育施設	0		463	71	263	5		442	74	254
		0		463	71	263	5		463	71	263
	(確認を受けない幼稚園)	395	－	－	－	－	395	－	－	－	－
		395	－	－	－	－	395	－	－	－	－
	地域型保育事業	－	－	－	－	12	－	－	6	2	22
		－	－	－	－	12	－	－	－	0	18
②-①		98		26	10	12	116		8	1	6

【鶴来・白山ろく地域】		令和元年度				
		1号	2号		3号	
			教育	保育	0歳	1･2歳
①利用者数(人)		290		430	61	289
（量の見込み）（人）		310		422	51	255
②確保の内容（利用定員）（人）	教育･保育施設	30		434	69	282
		10		463	71	263
	(確認を受けない幼稚園)	395	－	－	－	－
		395	－	－	－	－
	地域型保育事業	－	－	6	2	22
		－	－	－	3	16
②-①		135		10	10	15

３．地域子ども・子育て支援事業の提供体制の実施状況

⑴延長保育の状況

・すべての保育所、認定こども園、小規模保育所で延長保育が実施されており、供給体制は確保されています。引き続き供給体制を維持します。

【白山市全体】

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
量の見込み(人)	2,000	1,973	1,287	1,290	1,297
実績値(人)	1,161	1,243	1,520	1,365	
実施施設数(か所)	32	32	33	33	

【松任・美川地域】

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
量の見込み(人)	1,621	1,607	993	995	1,000
実績値(人)	910	958	1,183	1,098	
実施施設数(か所)	22	23	23	23	

【鶴来・白山ろく全体】

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
量の見込み(人)	379	366	294	295	297
実績値(人)	251	285	337	267	
実施施設数(力所)	10	9	10	10	

⑵放課後児童クラブの状況

・すべての小学校下に放課後児童クラブがあり、37クラブが運営されています。
・利用登録者数は増加傾向にあり、令和元年度は低学年で1,288人、高学年では269人が登録されています。
・共働き世帯の増加により、見込値より実績値が多くなっており、施設整備等で提供体制の確保を図りました。松任地域や鶴来地域の一部の校下では更なる量の確保が必要となっています。

【白山市全体】

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
低学年	量の見込み(人)	895	899	1,092	1,094	1,103
	実績値(人)	970	1,096	1,092	1,181	1,288
高学年	量の見込み(人)	328	325	225	212	203
	実績値(人)	136	190	225	274	269
合計	量の見込み(人)	1,223	1,224	1,317	1,306	1,306
	実績値(人)	1,106	1,286	1,317	1,455	1,557

【松任・美川地域】

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
低学年	量の見込み(人)	673	682	862	831	843
	実績値(人)	769	886	862	912	990
高学年	量の見込み(人)	256	256	180	172	164
	実績値(人)	104	151	180	225	233
合計	量の見込み(人)	929	938	1,042	1,003	1,007
	実績値(人)	873	1,037	1,042	1,137	1,223

【鶴来・白山ろく全体】

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
低学年	量の見込み(人)	222	217	230	263	260
	実績値(人)	201	210	230	269	298
高学年	量の見込み(人)	72	69	45	40	39
	実績値(人)	32	39	45	49	36
合計	量の見込み(人)	294	286	275	303	299
	実績値(人)	233	249	275	318	334

⑶ショートステイ・トワイライトステイ事業の状況

・平成29年度、平成30年度と続けてショートステイ事業の利用がありました。

・引き続き提供体制の確保を行います。

【白山市全体】

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
量の見込み(人・日)	82	81	28	28	28
実績値(人・日)	0	0	10	5	

⑷地域子育て支援拠点事業の状況

・未就園児童が減少しており、利用者数は減少傾向にありますが、拠点数の維持に努めます。

【白山市全体】

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
量の見込み(人・回)		47,208	47,796	41,118	40,548	39,917
実績値(人・回)		41,509	41,332	37,457	38,525	
実施施設数（か所）	一般型	12	12	12	12	
	連携型	3	3	3	3	

【松任・美川地域】

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
量の見込み(人・回)		34,356	34,944	29,357	29,034	28,657
実績値(人・回)		29,427	29,582	27,807	28,513	
実施施設数（か所）	一般型	9	9	9	9	
	連携型	1	1	1	1	

【鶴来・白山ろく全体】

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
量の見込み(人・回)		12,852	12,852	11,761	11,514	11,260
実績値(人・回)		12,082	11,750	9,650	10,012	
実施施設数（か所）	一般型	3	3	3	3	
	連携型	2	2	2	2	

⑸一時預かり事業の状況

①幼稚園在園児対象型

・６か所すべての幼稚園で預かり保育を実施しており、利用者数は増加傾向にあります。

・量の見込みより利用実績が上回っていますが、幼稚園における供給体制に余裕があることから、引き続き提供体制の確保に努めます。

【白山市全体】

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
1号認定による利用(人・日)	量の見込み	3,879	3,707	18,988	19,419	19,859
	実績値	18,155	18,567	19,247	27,351	
2号認定による利用(人・日)	量の見込み	59,471	56,775	－	－	－
	実績値	－	－	－	－	－
実施施設数(か所)		5	5	5	6	6

【松任・美川地域】

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
1号認定による利用(人・日)	量の見込み	2,415	2,340	9,720	9,940	10,165
	実績値	8,810	9,504	9,928	10,438	
2号認定による利用(人・日)	量の見込み	34,878	33,790	－	－	－
	実績値	－	－	－	－	－
実施施設数(か所)		3	3	3	4	4

【鶴来・白山ろく全体】

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
1号認定による利用(人・日)	量の見込み	1,464	1,367	9,268	9,479	9,694
	実績値	9,345	9,063	9,319	16,913	
2号認定による利用(人・日)	量の見込み	24,593	22,985	－	－	－
	実績値	－	－	－	－	－
実施施設数(か所)		2	2	2	2	2

②在園児対象型を除く

・市内26か所の保育所または認定こども園と子育てひろば２か所で一時預かりを実施しています。３歳未満児の施設入所が増えていることから、利用者は減少傾向にありますが、引き続き提供体制の確保を行います。

【白山市全体】

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
量の見込み(人)	4,620	4,690	3,308	3,261	3,213
実績値(人)	3,706	2,949	2,938	2,447	
実施施設数(か所)	29	28	28	28	

【松任・美川地域】

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
量の見込み(人)	3,453	3,523	2,791	2,755	2,720
実績値(人)	3,125	2,473	2,537	2,001	
実施施設数(か所)	18	18	18	18	

【鶴来・白山ろく全体】

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
量の見込み(人)	1,167	1,167	517	506	493
実績値(人)	581	476	401	446	
実施施設数(か所)	11	10	10	10	

⑹病児保育事業の状況

①病児対応型保育事業

・市内２か所で実施しています。

・年度による増減があり、インフルエンザなどの感染症の流行期には申し込みが定員を上回り、利用できないことがあります。その他の時期は概ね利用できています。

【白山市全体】

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
量の見込み(人・日)	2,301	2,270	662	701	704
実績値(人・日)	651	566	474	635	
定員数(人)	9	9	9	9	

【松任・美川地域】

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
量の見込み(人・日)	1,854	1,838	592	629	630
実績値(人・日)	582	498	409	572	
定員数(人)	6	6	6	6	

【鶴来・白山ろく全体】

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
量の見込み(人・日)	447	432	70	72	74
実績値(人・日)	69	68	65	63	
定員数(人)	3	3	3	3	

②体調不良児対応型保育事業

・市内20か所の私立保育所・認定こども園で実施しています。

【白山市全体】

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
量の見込み(人・日)	2,450	2,550	4,151	4,163	4,184
実績値(人・日)	3,463	3,882	3,351	3,412	
施設数(か所)	15	18	19	20	

【松任・美川地域】

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
量の見込み(人・日)	2,300	2,300	3,613	3,623	3,641
実績値(人・日)	3,274	3,584	2,805	2,758	
施設数(か所)	13	16	15	15	

【鶴来・白山ろく全体】

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
量の見込み(人・日)	150	250	538	540	543
実績値(人・日)	189	298	546	654	
施設数(か所)	2	2	4	5	

⑺ファミリーサポートセンター事業の状況

・利用者数は年度により増減があります。

・事業の周知や協力会員の増員が課題となっています。

【白山市全体】

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
量の見込み(人・日)	124	121	85	85	85
実績値(人・日)	107	64	107	296	

【松任・美川地域】

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
量の見込み(人・日)	109	107	55	55	55
実績値(人・日)	60	51	115	288	

【鶴来・白山ろく全体】

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
量の見込み(人・日)	15	14	30	30	30
実績値(人・日)	47	13	22	8	

【病児・緊急対応強化事業】

・病児保育センター事業で対応

⑻妊婦健康診査の状況

・医療機関で受診でき、提供体制は確保されています。

・標準的な14回のほか、追加で２回までの健康診査費の助成を行っています。

【白山市全体】

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
量の見込み(人)	900	890	840	840	840
実績値(人)	860	839	799	839	

⑼乳児家庭全戸訪問事業の状況

・保健師又は助産師が訪問し、赤ちゃんの体重測定や健康状態の確認、育児相談などを行います。引き続き訪問体制を確保します。

【白山市全体】

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
量の見込み(人)	883	872	861	850	850
実績値(人)	848	872	890	842	

⑽養育支援訪問事業の状況

①専門的相談支援

・養育支援が必要な家庭の訪問体制の確保を引き続き行います。

【白山市全体】

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
量の見込み(人)	45	45	30	30	30
実績値(人)	87	53	94	39	

②産後安心ヘルパー事業

・引き続き委託事業による提供体制の確保を図ります。

【白山市全体】

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
量の見込み(人)	8	8	55	55	55
実績値(人)	14	55	23	28	

⑾利用者支援事業の状況

・基本型を市直営で１か所、委託で１か所の合計２か所で実施しました。事業所間の連携強化を図ります。

・平成30年度より母子保健型を２か所ではじめました。

①基本型

【白山市全体】

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
量の見込み(か所)	1	2	2	2	2
実績値(か所)	1	1	2	2	2

【松任・美川地域】

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
量の見込み(か所)	1	1	2	2	2
実績値(か所)	1	1	2	2	2

【鶴来・白山ろく全体】

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
量の見込み(か所)	0	1	0	0	0
実績値(か所)	0	0	0	0	0

⑿児童館の利用状況

・施設数は13か所で変更ありませんでした。

		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
松任	施設数(か所)	6	6	6	6	6
	利用者数(人/年)	124,926	133,054	151,346	144,054	140,947
美川	施設数(か所)	3	3	3	3	3
	利用者数(人/年)	52,880	47,409	46,816	51,728	56,327
鶴来	施設数(か所)	2	2	2	2	2
	利用者数(人/年)	58,592	57,187	55,141	48,275	45,118
白山ろく	施設数(か所)	2	2	2	2	2
	利用者数(人/年)	10,731	12,899	15,084	15,919	14,271
合計	施設数(か所)	13	13	13	13	13
	利用者数(人/年)	247,129	250,549	268,387	259,976	256,663

４．ニーズ調査結果の概要

⑴調査の概要

●調 査 地 域 ：白山市全域

●調査対象者：①就学前児童がいる保護者　　4,507世帯全数

②小学生のいる保護者（①の世帯を除く）　　993世帯(無作為抽出)

合　　計　　5,500世帯

●調 査 期 間：平成31年1月16日(水)～平成31年１月31日(木)

●調 査 方 法：郵送による配布、回収（市内保育所・幼稚園でも回収）

●回 収 数

就学前 配布数	小学生のみ 配布数	合計	回収数	回収率
4,507	993	5,500	2,326	42.3%

≪参考≫

前回の回収数

就学前 配布数	小学生のみ 配布数	合計	回収数	回収率
4,810	673	5,483	2,243	40.9%

⑵保護者の就労状況〈単数回答〉

・保護者の就労状況についてみると、母親、父親ともに「フルタイムで就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」が最も高く、それぞれ33.7%、93.0%となっています。

・母親で何らかの形で就労している割合が前回の73.3%から80.2%と6.9ポイント増えており、働きながら子育てをしている方が増えていることがわかります。

【母親】

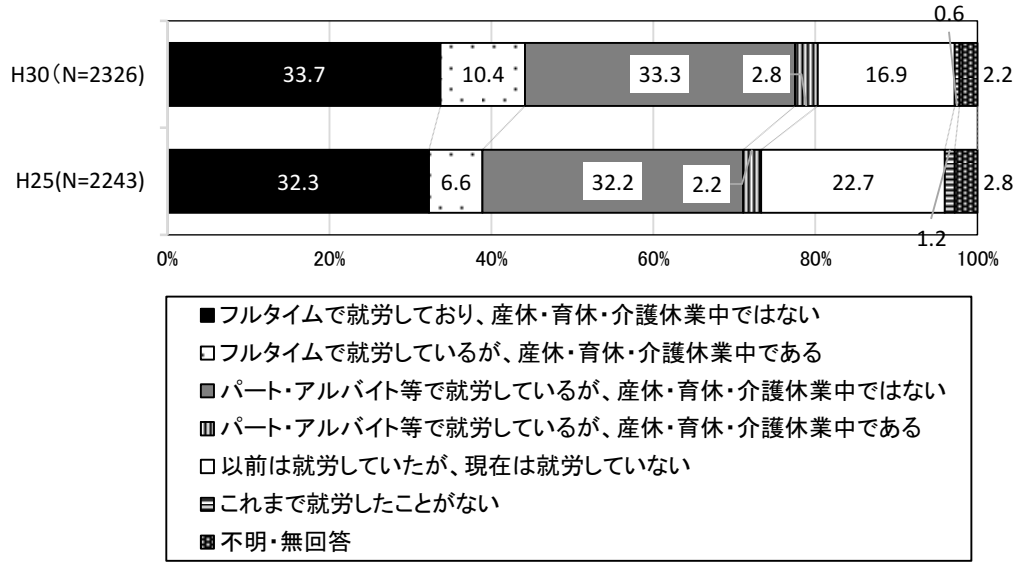

【父親】

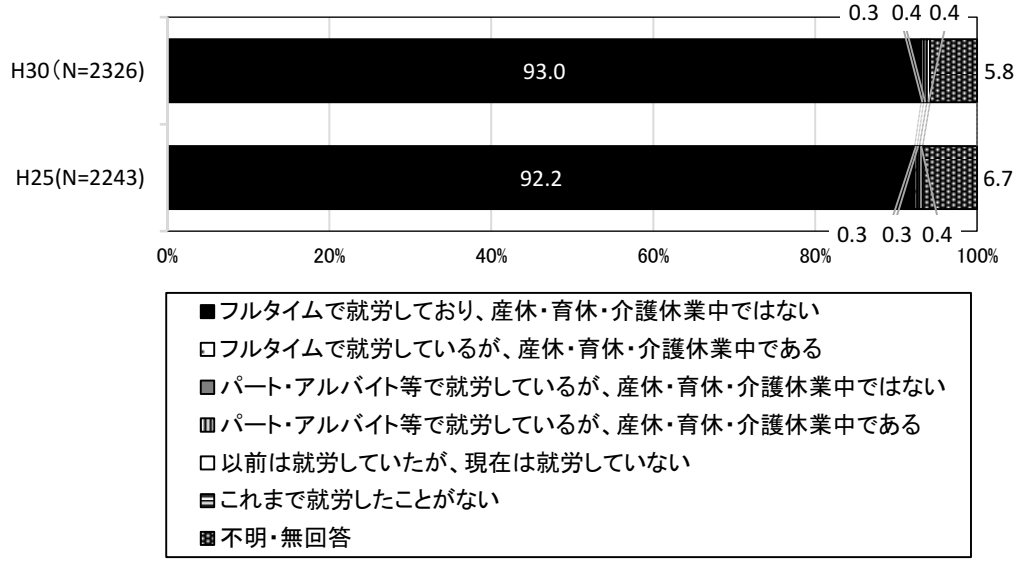

※父親は「パート・アルバイト等で就労しているが、産休・育休・介護休業中である」、「これまで就労したことがない」との回答はありませんでした。

⑶平日の定期的な教育・保育事業の利用について

・現在の定期的な教育・保育事業の利用の有無についてみると、［０歳児］では「利用していない」が75.1％となっていますが、年齢が上がるとともに「利用している」が高くなり、［５歳児］では「利用している」が94.3％となっています。

・前回と比べると、１歳児の利用が49.5％から61.8％と12.3ポイント、２歳児の利用が62.9％から83.3％と20.4ポイント、３歳児で86.7％から93.7％と7.0ポイント増加しており、特に、１、２歳児での施設利用者が増えていることがわかります。

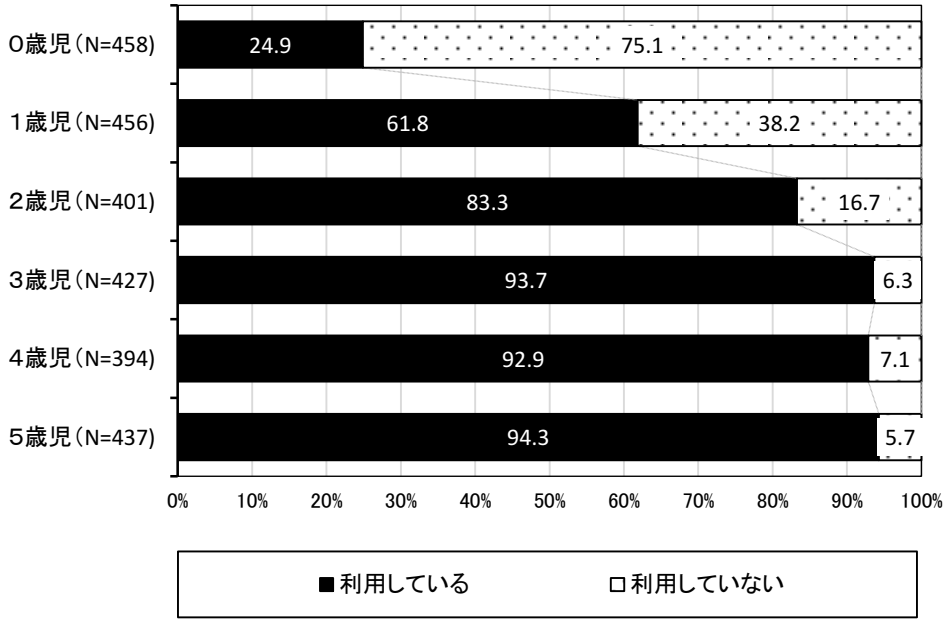

＊ここでいう「定期的な教育・保育事業」とは、月単位で定期的に利用している事業を指す。

⑷地域の子育て支援事業の認知度

・保育サービスに関係する事業の認知度はほとんどで60％を超えています。

・市の相談機関である白山市教育センター、白山市発達相談センター、白山市子ども相談室の認知度が50％以下と低くなっています。

・市発達相談センターの認知度が前回の31.0％から45.2％と14.2ポイント増加し、発達相談センターの理解が深まっていることがうかがえます。また、ホームページの「健康・福祉等」の情報の認知度が前回の41.3％から50.4％と9.1ポイント増加し、ネットによる情報取得が進んでいることがうかがわれます。

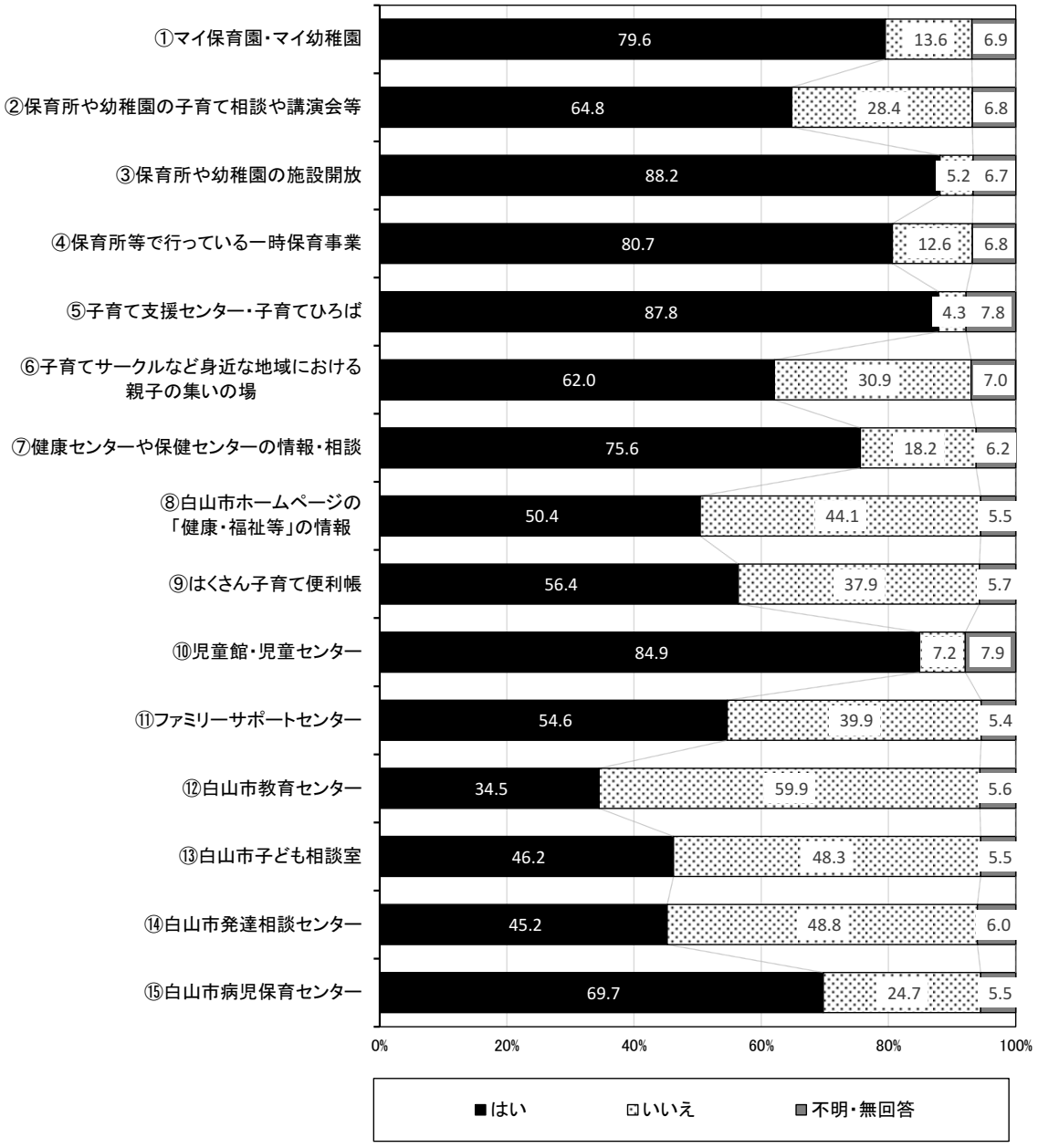

⑸利用している放課後児童クラブの満足度

・利用している放課後児童クラブの満足度についてみると、ほとんどの項目において『満足（「ほぼ満足」＋「大変満足」）』の割合が前回同様５割程度となっていて、「⑪総合的な満足度」においては『満足』が68.0％と前回より向上しています。

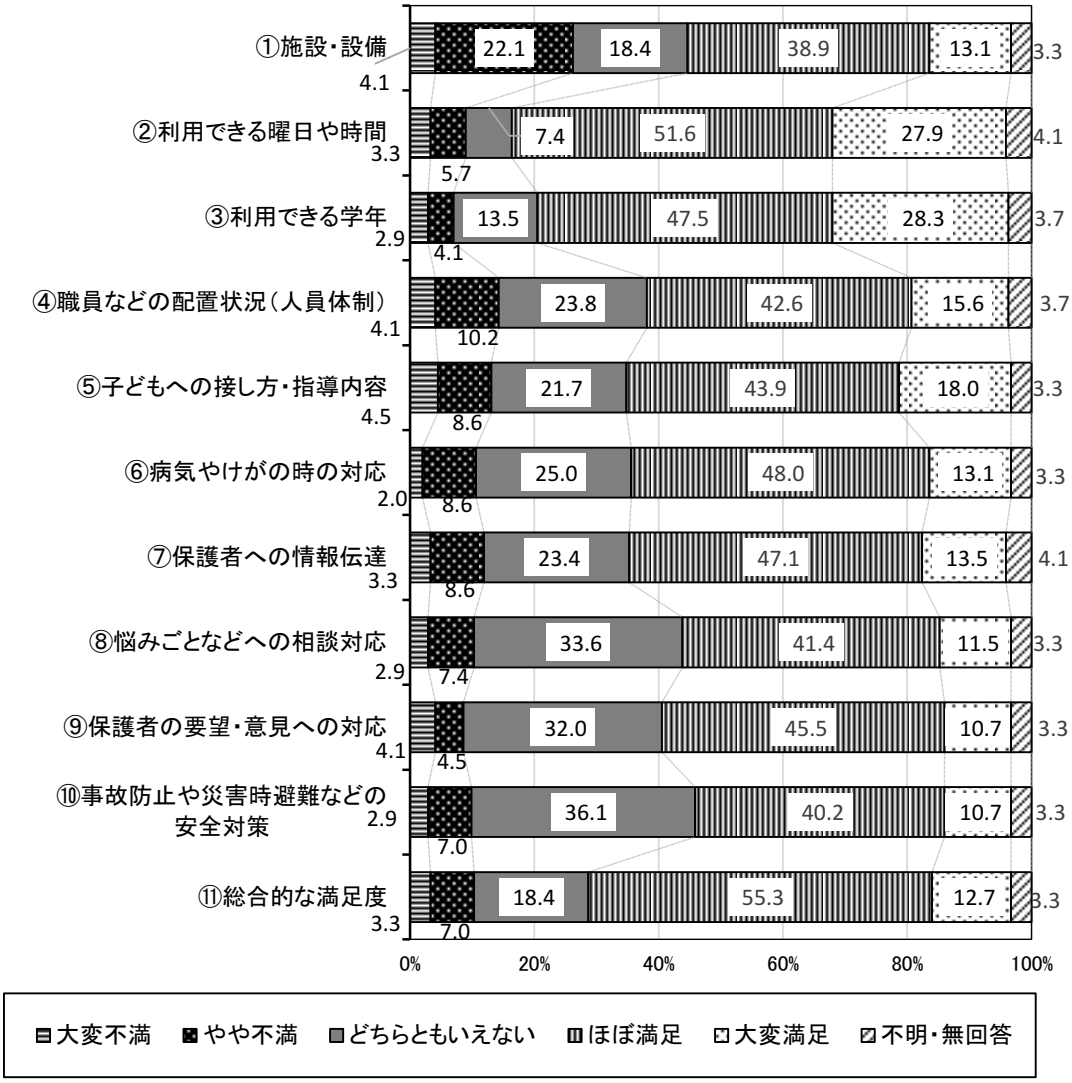

⑹子どもが生まれたときの保護者の育児休業取得状況

・子どもが生まれたときの保護者の育児休業取得状況についてみると、母親では「取得した（取得中である）」が50.4%、父親では「取得していない」が85.0%と最も高くなっています。

・前回調査よりも母親、父親とも「取得した(取得中である)」の割合はやや高くなっています。

【母親】

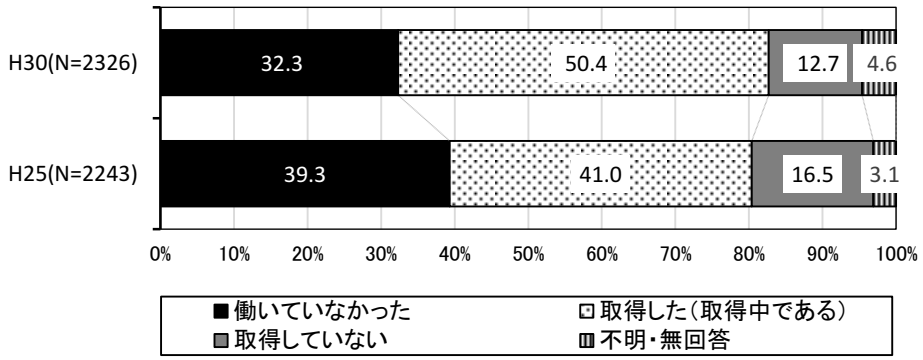

【父親】

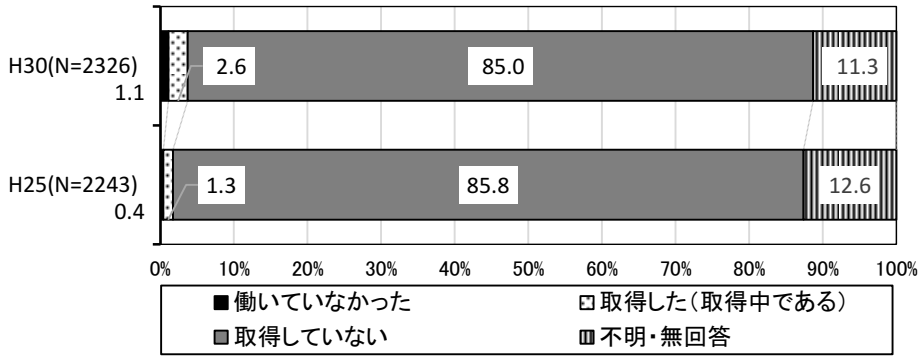

第3章　計画の基本的な考え方

１．計画の基本理念

第１期計画では、将来像、基本理念及び基本目標を定めました。

計画の継続性を持たせるため第２期計画においても、将来像、基本理念、基本目標を定めるものとします。

⑴将来像

第１期計画では、水と緑豊かな環境のなか、子どもの笑顔がひかり輝くまちの実現に向け、すべての子どもを大切にする社会を築くとともに、安心して子どもを産み､そして子どもが健やかに育つための環境を整え、社会全体で子育てを支えるため、「白山・手取川・日本海　子どもの笑顔がひかるまち　―豊かな水と緑の中で―」を将来像として掲げました。

計画の継続性の観点から、第１期の考え方を引き継ぐこととしておりますが、現在の本市のまちづくりの指針である第２次白山市総合計画において、「子育て環境の充実」が重点プロジェクトに掲げられていることから、その取り組み姿勢をより明確にするため、将来像におけるサブタイトルを「豊かな水と緑の中で」から「子育て世代が住みたいまち　白山市」へと見直しました。

⑵基本理念

第１期計画では、将来像の実現のため、「子育ち」、「親育ち」、「地域育ち」を基本理念として、各種施策に取り組み、事業評価として多くの施策で「目標を上回って達成」や「ほぼ目標どおり」との成果を上げているところであります。

しかしながら、子ども・子育てにおける本市の現在の課題は第１期計画策定時と同様で､核家族化や地域とのつながりの希薄化による子育て家庭の孤立化や仕事と子育ての両立の困難さであることを踏まえ、基本理念については、子ども、家庭、地域の三者が主体的に力を発揮し、連携・協働することの重要性を認識し、よりわかりやすい表現とするため、「子育ち」、「親育ち」、「地域育ち」から「しなやかな子どもの自立を促します」、「ぬくもりのある家庭で子育てができるよう支援します」、「おもいやりのある地域とともに子育てを推進します」と改め、様々な施策を展開します。

○第２期計画の将来像と基本理念

将来像　　：『白山・手取川・日本海　子どもの笑顔がひかるまち』
　　－子育て世代が住みたいまち　白山市－

基本理念　：「しなやかな子どもの自立を促します」
　　「ぬくもりのある家庭で子育てができるよう支援します」
　　「おもいやりのある地域とともに子育てを推進します」

２．計画の基本目標

この計画の基本理念と市の最上位計画である第２次白山市総合計画の施策の方向性の「安心して子育てができる環境をつくります」を踏まえ、この計画の基本目標の大きな柱は、第１期計画と同じく、「⑴子どもの心身の健やかな成長を育む環境づくり」、「⑵子どもを安心して育てることができる環境づくり」、「⑶地域で子どもや家庭を支える環境づくり」としました。目標達成に向けた施策の取り組みについては、状況に応じた見直しを行います。

⑴子どもの心身の健やかな成長を育む環境づくり

①保育サービスの充実
②保育の質の向上
③質の高い幼児教育の振興と充実
④児童館・児童センター事業の充実
⑤障害のある子どもに対する支援の充実

⑵子どもを安心して育てることができる環境づくり

①子どもや母親の健康の確保
②安全・安心して生活できる環境の整備
③相談支援等の充実
④仕事と家庭生活との両立の推進
⑤ひとり親家庭の自立支援の推進
⑥子どもの貧困対策

⑶地域で子どもや家庭を支える環境づくり

①地域における子育て支援サービスの充実
②子育て支援体制の充実
③児童虐待防止対策の充実
④子どもの権利の啓発

３．施策の体系

将来像

白山・手取川・日本海　子どもの笑顔がひかるまち
－子育て世代が住みたいまち　白山市－

基本理念

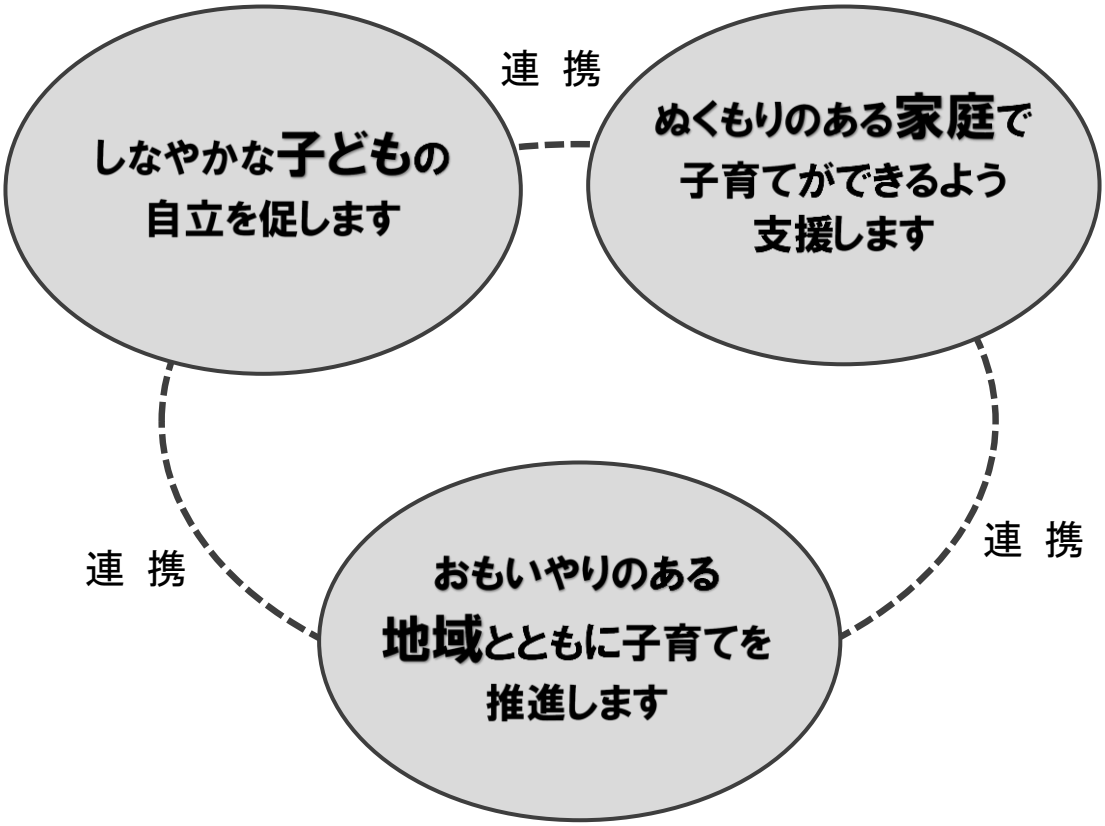

基本目標・施策

⑴子どもの心身の健やかな成長を育む環境づくり
①保育サービスの充実　②保育の質の向上
③質の高い幼児教育の振興と充実　④児童館・児童センター事業の充実
⑤障害のある子どもに対する支援の充実

⑵子どもを安心して育てることができる環境づくり
①子どもや母親の健康の確保　②安全・安心して生活できる環境の整備
③相談支援等の充実　④仕事と家庭生活との両立の推進
⑤ひとり親家庭の自立支援の推進　⑥子どもの貧困対策

⑶地域で子どもや家庭を支える環境づくり
①地域における子育て支援サービスの充実　②子育て支援体制の充実
③児童虐待防止対策の充実　④子どもの権利の啓発

４．施策の展開

⑴子どもの心身の健やかな成長を育む環境づくり

子どもが心身ともに健やかに成長するためには、質の高い教育・保育の充実が求められます。子ども一人ひとりが心豊かに成長できるよう、きめ細かな子育て支援の充実に努めます。

①保育サービスの充実

子どもを持つ親の就労状況や家庭の事情に関わらず、すべての子どもが同じように質の高い教育・保育を受けられるような環境の整備を進めるとともに、乳幼児期においても潜在的保育ニーズが高い状況などを踏まえ、待機児童など保育を受けられない子どもが出ないよう、保育の量的拡大・確保を図ります。

◎未満児保育の充実
◎延長保育事業の実施
◎休日保育の充実
◎夜間保育の検討
◎保育士定数改善事業の推進
◎病児・病後児保育事業の充実
◎一時預かり事業の充実
◎地域型保育事業の充実
◎保育所・放課後児童クラブの整備
◎多子世帯の保育料負担軽減の実施
◎放課後児童クラブ事業の充実
◎ショートステイ・トワイライトステイ事業の充実

②保育の質の向上

次代を担う子どもが豊かな個性と感性を備え、かつ調和のとれた人間として成長するために、様々な支援体制の充実に取り組むなど、質の高い教育・保育の提供を目指します。

◎保育所所長連絡会の実施
◎保育実践研究会の推進
◎保育士会研修会の推進
◎保育内容研究会、食事研究会の推進
◎公開保育の推進
◎保育所巡回指導の推進

◎保育士を対象とした研修の充実
◎保育士定数改善事業の推進（再掲）
◎献立打合会の推進
◎保育所給食巡回指導の推進
◎保育所調理員研修会の推進
◎保育所看護師連絡会の推進
◎放課後児童支援員研修会の推進

③質の高い幼児教育の振興と充実

子どもの未知なる可能性を伸ばすため、教育や遊び、日常の暮らしのなかで育む教育力を向上させます。

◎学校教育としての幼児教育の充実
◎幼児教育の環境の充実
◎幼稚園教育研究協議会の推進
◎幼稚園教諭研修会の充実
◎幼稚園での公開保育の推進
◎自己評価の充実
◎学校評価、第三者評価の推進
◎幼稚園における預かり保育の充実
◎幼稚園における子育て支援事業の充実

④児童館・児童センター事業の充実

子どもが成長するうえで必要な遊びの質の向上や子育てする親の支援を行います。

◎児童館・児童センター事業の充実
◎乳幼児親子事業の充実
◎育児サークル支援事業の推進
◎異年齢交流の充実
◎世代間交流の充実
◎地域交流の充実
◎児童厚生員研修会の充実
◎児童館・児童センター連絡会の充実

⑤障害のある子どもに対する支援の充実

障害のある子どもが身近な地域で安心して生活できるよう適切な福祉サービスの充実及び教育支援体制の整備を進めます。

◎特別支援保育事業の充実
◎保育所巡回指導の充実
◎利用者支援事業の充実
◎放課後児童クラブにおける障害のある子どもの受け入れの充実
◎特別支援教育に関する研修の推進
◎就学に向けての相談支援の充実
◎療育支援の充実

⑵子どもを安心して育てることができる環境づくり

安心して子育てができる環境をつくるためには、子育てに配慮したまちづくりが必要です。親子の健康の増進や相談体制の充実、仕事と子育ての両立ができる体制の整備等、子どもだけでなく親への支援の充実に努めます。

①子どもや母親の健康の確保

親が安心して子どもを産み、またすべての子どもが健やかに、生き生きと育つことができる環境づくりに努めます。また、安全かつ快適な妊娠・出産・子育ての推進や育児不安の軽減、子どもの疾病予防を目的とした健康管理・指導を強化します。

◎母子健康手帳の交付
◎妊産婦一般健康診査の実施
◎乳幼児健康診査の実施
◎パパもいっしょに子育て講座の開催
◎孫育て講座の実施
◎乳児家庭全戸訪問事業の実施
◎養育支援訪問事業の実施
◎保育所、幼稚園での内科健診・歯科検診等の推進
◎保育所での給食のアレルギー除去食等の対応
◎食物アレルギーの対応（エピペン注射）
◎保育所・幼稚園・放課後児童クラブの感染症予防対策の推進

②安全・安心して生活できる環境の整備

子どもと子育てを行う保護者が、安心かつ安全で快適な生活を送れるよう、快

適な居住空間や安心してのびのびと活動ができる都市空間を整備するとともに、安全に安心して外出することができるまちづくりに取り組みます。

◎保育所、幼稚園の遊具の改修、整備
◎交通安全教室の開催
◎安全教育の促進
◎避難訓練・防犯体制の充実
◎赤ちゃんの駅の実施
◎保育所・幼稚園の災害共済給付制度への加入
◎放課後児童クラブの災害給付制度への加入
◎三世代同居の推進
◎若年層の定住促進
◎石川中央都市圏による広域連携の推進

③相談支援等の充実

育児で孤立することなく喜びをもって子育てをすることができるよう、保護者同士で気軽に集い育児の悩みや不安を共有･共感できる情報交換の場の提供や育児不安が強い保護者には訪問等を行い、育児に対する不安や負担感の軽減に努めます。

◎利用者支援事業の実施
◎保育所・子育てひろば・児童館等での育児相談の充実
◎家庭児童相談の充実
◎民生委員・児童委員による相談の充実
◎栄養士による食事相談の推進
◎保健師・利用者支援専門員等による子育て相談・子育て教室の推進
◎幼稚園子育て相談の充実
◎白山市子育て支援プログラム（ＮＰ※1、ＢＰ※2プログラム）の推進
◎保育所・幼稚園における発達等に関する相談の実施
◎幼稚園における子育て講座、講演会の充実
◎幼稚園における子育て井戸端会議の推進
◎保護者の保育参加の推進
◎発達に関する相談の充実
◎発達障害への理解啓発の充実
◎発達障害のある子どもの保護者が交流する場の充実
◎子育て世代包括支援センターの充実

◎こども家庭総合支援拠点の整備・運営

※１　ＮＰ（Nobody's Perfect）プログラム：親支援プログラムで、０歳から５歳までの子どもをもつ親を対象にし、参加者がそれぞれに抱えている悩みや関心事についてグループで出し合って話し合いながら、必要に応じてテキストを参照して、自分にあった子育ての仕方を学ぶプログラム。

※２　ＢＰ（BabyProgram）プログラム：「親子の絆づくりプログラム」の愛称で、参加したお母さん同士が話し合うなかで、育児の知識やスキル、親の役割などを一緒に学び、深めていくプログラム。

④仕事と家庭生活との両立の推進

仕事をしながら子育てができるような支援や、子育て中の家庭の負担軽減を図るため、男性を含めた働き方や就業体制を見直し、男女がお互いに協力し合いながら子育てを行えるよう、ワーク・ライフ・バランスを推進するなど、働きやすい環境づくりを整備します。

◎未満児保育の充実（再掲）
◎延長保育事業の実施（再掲）
◎休日保育の充実（再掲）
◎夜間保育の検討（再掲）
◎病児・病後児保育事業の充実（再掲）
◎一時預かり事業の充実（再掲）
◎幼稚園における預かり保育の充実（再掲）
◎地域型保育事業の充実（再掲）
◎放課後児童クラブ事業の充実（再掲）
◎ショートステイ・トワイライトステイ事業の充実（再掲）

⑤ひとり親家庭の自立支援の推進

離婚や家族形態の多様化のなか、ひとり親家庭は子育てと生計の担い手という二重の役割を果たさなければならず、日常生活面で様々な困難に直面する場合があることから、子育てや生活の支援、相談・情報提供の充実に努めます。

◎保育所入所の優先利用
◎保育料のみなし寡婦（夫）の適用
◎ひとり親家庭放課後児童クラブ利用支援事業の充実
◎母子・父子相談の充実
◎ひとり親家庭等自立支援事業の充実

⑥子どもの貧困対策

子どもの将来が生まれ育った環境によって左右されることのないよう、また、貧困が世代を超えて連鎖しないように、対策を総合的に推進する必要があります。

生活保護世帯や生活困窮世帯への自立を支援するため、複合的にかかえる課題の解消に向けて、継続的な相談に応じ、個々の状況に合った支援に努めます。

子どもの貧困対策として㋐生活の支援　㋑教育の支援　㋒就労の支援　㋓相談・支援体制の強化　を視点に子どもの健全育成のための環境を整備しながら、子どもの貧困連鎖の防止に向けた取組を推進します。

㋐生活の支援

◎子どもの居場所づくり事業の拡充
◎子育て支援サービスの充実
◎保育の充実
◎高卒認定試験合格支援給付金事業の推進
◎経済的支援の充実

㋑教育の支援

◎学校等との連携促進
◎学習支援ボランティア派遣事業の推進
◎就学援助制度の推進

㋒就労の支援

◎生活困窮世帯・ひとり親家庭への自立支援の充実
◎ハローワーク等との連携強化

㋓相談・支援体制の強化

◎相談機能の強化
◎地域や関係機関との連携強化

⑶地域で子どもや家庭を支える環境づくり

多様化する子育てのニーズに対応するには、地域が一体となって子育て家庭を支援することが重要です。すべての子育て家庭を見守り支えることができるよう、地域における支え合いによる子育て支援を推進します。

①地域における子育て支援サービスの充実

地域の繋がりが希薄化するなかで、サービスの担い手としての行政機関だけでなく、各種団体、地域の経験豊かな高齢者の方など市民の役割も大きいことから、子育てに関するニーズに対し、地域の社会資源を十分に活用し、身近な地域で支援する体制づくりを推進します。

◎ファミリーサポートセンター事業の推進
◎地域子育て支援拠点事業の推進
◎児童館・児童センター事業の推進
◎入所・入園前の保育所・幼稚園への登録事業（マイ保育園・マイ幼稚園）の推進
◎幼稚園・保育所・小学校の連携の推進及び充実
◎保育サポート事業の充実
◎保育所・幼稚園施設の開放の推進
◎世代間交流の推進

②子育て支援体制の充実

子育てを家庭や地域社会全体で支えるためには、子育て家庭や地域の人々の連携が必要です。

子どもや親の身近な生活の場である地域で、子どもを温かく見守り、育てていくことができるよう、子育て経験者、専門家、地域住民等による子育て支援のネットワークを構築し、子育て家庭により身近で、より利用しやすい、ニーズにあった子育て支援サービス・保育サービスの充実に努めます。

◎児童館・児童センターの整備
◎屋内遊具施設の整備
◎民生委員・児童委員、主任児童委員、福祉協力員の連携強化
◎子育てサークル活動への支援
◎保育所と母子保健ネットワークの充実
◎子育てひろば担当者会議の推進
◎子育てサークル出前保育の推進
◎ファミリーサポート研修会・講習会の実施
◎子育て支援総合ガイドブックの作成
◎子育て施策の情報発信
◎外国人相談の実施

③児童虐待防止対策の充実

児童虐待の防止対策を必要とする家庭や子どもに対して、充実した支援体制を整備するとととともに、こうした状況に置かれた家庭や子どもへの無理解・無関心をなくし、安心して生活できる地域環境づくりを推進します。

◎いじめ防止への取り組み
◎要保護児童対策地域協議会の充実
◎虐待に関する相談の充実
◎虐待防止ネットワークの活用
◎巡回訪問の充実
◎民生委員・児童委員による見守り訪問活動の推進
◎子どもに関する相談窓口の周知
◎子どもに関わる職員向け研修会の開催
◎職員の研修会への参加
◎虐待対応講座、子育て講座の実施

④子どもの権利の啓発

子どもは、大人と同じ人格を持ち、権利が保障される存在であり、子ども一人ひとりの人権を尊重するという共通認識の確立が必要であることから、子どもの権利に関する啓発に努めます。

◎子どもの権利に関する啓発・広報の充実

５．施策の取り組み

⑴子どもの心身の健やかな成長を育む環境づくり

①保育サービスの充実

施策名	取り組み内容	方向性
未満児保育の充実	入所希望者が増加している0～2歳児の途中入所に柔軟に対応できるよう、施設整備等により子どもの受入体制の充実に努めます。さらに、一人ひとりの子どもが健康で安全に保育所で過ごせるようにし、基本的な人間関係や豊かな感性、生活に必要な習慣等を身につけていけるように保育を行います。	継続
延長保育事業の実施	多様化する保護者の就労等に対応するため、通常の保育所の開所時間外における保育を実施します。また、長時間保育となる子どもの気持ちや生活リズム等に十分配慮し、延長保育を行います。	継続
休日保育の充実	休日に保護者の就労等の理由により、家庭での保育が困難になった入所児童を保育所において保育を行います。	継続
夜間保育の検討	夜間に就労している保護者の要望があった場合、保育所における夜間保育の実施を検討します。	継続
保育士定数改善事業の推進	発達の差が大きい1歳児保育において、保育士の配置基準を児童4人に対し保育士1人とし、子ども一人ひとりの成長発達に合わせた保育を実施します。加配した保育士の人件費補助を行います。	継続
病児・病後児保育事業の充実	病気のときや病気からの回復時期にある子どもを家庭等で保育できない際に、病児保育センターや保育所内の専用スペースにおいて、病児保育や病後児保育を実施します。また、体調不良児対応型については、各保育所での実施に努めます。	拡充
一時預かり事業の充実	保護者の疾病や就労・冠婚葬祭・リフレッシュ等の理由により、子どもの保育が困難になった際に、保育所等において一時的な預かりを行います。	継続
地域型保育事業の充実	未満児保育の充実のため、小規模保育事業を行います。	拡充
保育所・放課後児童クラブの整備	保育を必要とするニーズに対応するため、保育所や放課後児童クラブの施設整備に取り組みます。また、保育環境の充実のために老朽化した施設の改修を行います。	拡充
多子世帯の保育料負担軽減の実施	保育所・認定こども園、小規模保育所等を利用する0歳から2歳児の多子世帯保育料の軽減を行います。また、放課後児童クラブを同時利用する多子世帯の保育料を助成します。	拡充
放課後児童クラブ事業の充実	放課後、保護者が就労により昼間家庭にいない小学生や保護者の疾病・介護等により昼間家庭での養育ができない小学生に対して、健全育成を目的に、放課後児童クラブ施設等において適切な遊びや生活の場を提供します。	継続
ショートステイ・トワイライトステイ事業の充実	保護者の疾病や残業等の理由により、家庭において子どもの養育が困難になった際に、児童養護施設等において一時的な養育を行います。	継続

②保育の質の向上

施策名	取り組み内容	方向性
保育所所長連絡会の実施	市内全保育所、認定こども園、公立幼稚園、小規模保育所、病児保育センターの施設長が集まり、保育事業についての検討や情報交換を行い、行政と連携を図りながら保育内容の充実と質の向上を図ります。	継続
保育実践研究会の推進	保育経験 10 年未満の保育士が、日々の実践を通した各自の研究テーマに基づき、指導保育士、専門員を交え、互いの研究について研究発表や意見交換を行う研修会を開催し、保育技術の習得や保育資質の向上を図ります。	継続
保育士会研修会の推進	白山市保育士会が会員保育士の資質向上のため、全体研修やグループ研修、若年保育士研修会、講師による講演会を開催します。	継続
保育内容研究会、食事研究会の推進	白山市保育士会が会員保育所、認定こども園、小規模保育所の保育の向上をめざし、保育に関する研究を行ったり、食育の在り方を検討したりし、情報交換や成果を報告しあう研修会を開催します。	継続
公開保育の推進	白山市保育士会会員の保育士が、ブロックにわかれ、研究テーマについて公開保育を行い、保育の向上を目指して意見交換や保育のあり方についての検討を行います。	継続
保育所巡回指導の推進	指導保育士が市内の保育所を巡回し、各施設の保育理念に基づいた保育実践の取り組み状況について点検や確認し、必要な情報の提供や指導を行います。利用者や地域からの苦情や意見、あるいは施設からの要望があった場合は適宜に対応します。	継続
保育士を対象とした研修の充実	保育士を対象に、より質の高い研修を受けられるよう系統的に研修を行い、中堅保育士のキャリアアップ研修を組み合わせることにより、充実した研修内容の提供に努めます。	継続
保育士定数改善事業の推進（再掲）	発達の差が大きい1歳児保育において、保育士の配置基準を児童4人に対し保育士1人とし、子ども一人ひとりの成長発達に合わせた保育を実施します。加配した保育士の人件費補助を行います。	継続
献立打合会の推進	保育所において多様化する給食に関する検討を行い、給食担当者同士が情報交換し、献立内容や調理技術の向上等、子どもたちにとって望ましい食環境を整えるための知識向上を図ります。	継続
保育所給食巡回指導の推進	栄養士が保育所の巡回指導を行い、給食の衛生状態や子どもの給食状況等を確認し、安全で安心な給食の提供に努めます。	継続
保育所調理員研修会の推進	保健所職員による衛生管理の講義や離乳食や幼児食についての講義、調理実習を行い、保育所調理従事者の資質向上に努めます。	継続
保育所看護師連絡会の推進	保育所看護師の連絡会を開催し、保育所における看護師業務等についての情報交換やグループワーク及び研修を行い、その資質の向上に努めます。	継続
放課後児童支援員研修会の推進	放課後児童クラブ事業の充実のために、市が放課後児童支援員を対象に研修会を実施します。また、県が実施する研修会等に積極的に参加するよう促します。	継続

③質の高い幼児教育の振興と充実

施策名	取り組み内容	方向性
学校教育としての幼児教育の充実	発達や学びの連続性を踏まえ、幼児と児童との交流、教員同士の交流等、小学校との連携の推進に努めます。	継続
幼児教育の環境の充実	幼児の教育を担う教員として人権感覚を磨き、専門性の向上を目指すために、研修機会の確保と体制充実を図るとともに、安全・安心な環境づくりに努めます。	継続
幼稚園教育研究協議会の推進	全国、東海北陸、石川県等も含め、幼稚園教育研究協議会に参加し、テーマ・内容・方法等を協議し研究に取り組み、スーパーバイザーの指導を受けたり、意見交換等を行ったりして幼児教育の質を高めます。	継続
幼稚園教諭研修会の充実	課題と目的に即した研修や、講師を招いた講習会を行い、幼稚園教諭の資質向上を図ります。	継続
幼稚園での公開保育の推進	市内の公私立幼稚園が参加し、交互に公開保育を行い、意見交換を通して教育内容や質の向上を図ります。	継続
自己評価の充実	子どもの理解を基に、知識だけではなく、自己の教育者としての在り方を問うために、毎学期ごとに自己評価を行い、資質向上に努めます。	継続
学校評価、第三者評価の推進	子どもがより良い教育を享受できるよう、学校運営の改善と発展を目指し、学校評価並びに第三者評価に積極的に取り組みます。	継続
幼稚園における預かり保育の充実	通常の幼稚園の就園時間終了後において、平日の延長保育及び夏休み等の長期休業期間に預かり保育を行います。	継続
幼稚園における子育て支援事業の充実	幼稚園で、未就園児親子に対し、施設開放による遊びの提供や育児相談、マイ幼稚園登録事業等の子育て支援事業の実施を支援します。	継続

④児童館・児童センター事業の充実

施策名	取り組み内容	方向性
児童館・児童センター事業の充実	児童館・児童センターで、子どもに経験させたい遊びや伝承文化等の健全な遊びを行い、遊びの充実を図ります。また、子どもたちが安心して過ごせるよう、心のよりどころとなるように努め、子どもたち一人ひとりの心身の健康が増進し、情操が豊かになるよう支援します。	継続
乳幼児親子事業の充実	未就園児親子に対して、子どもの発達に応じた遊びや講師を招いて親がリフレッシュできるような活動の実施、育児相談等を行うことにより支援を図ります。	継続
育児サークル支援事業の推進	児童館・児童センターで、乳幼児を持つ保護者が集い、交流を通して情報交換を行ったり、学習する育児サークルの活動支援を行います。	継続
異年齢交流の充実	児童館・児童センターで、子どもたちが年齢を超えて、お互いに関わりが持てるように配慮したり、交流ができるようにいろいろな遊びや活動を実施します。	継続
世代間交流の充実	児童館・児童センターで、高校生・大学生・地域の高齢者を招き、いろいろな遊びや活動を通して世代間交流を図ります。	継続
地域交流の充実	児童館のない地域に出向いて遊びを提供したり、公民館と協賛して行事を行うことにより、地域交流の充実を図ります。	拡充

施策名	取り組み内容	方向性
児童厚生員研修会の充実	児童館・児童センター事業の充実のために、市が研修会を実施するとともに、県が実施する研修会等にも積極的に参加し、児童厚生員の資質向上を図ります。	継続
児童館・児童センター連絡会の充実	児童館長等が集まり、児童館活動及び事業の検討を行い、運営の充実を図ります。	継続

⑤障害のある子どもに対する支援の充実

施策名	取り組み内容	方向性
特別支援保育事業の充実	障害のある子どもや支援が必要な子どもが安心して生活できる保育環境となるよう十分に配慮し、子どもが持つ力を十分に発揮できるように、総合的な支援を行います。また、就学に向けて、小学校と連携します。さらに、私立保育所等に対しては、障害のある子どもや支援が必要な子どもに保育士を加配した場合、特別支援保育事業補助金を交付します。	継続
保育所巡回指導の充実	指導保育士が市内の保育所を巡回し、障害のある子どもや支援が必要な子どもの保育の状況を確認するとともに、その子どもたちの健やかな成長のためにどのような支援を行ったら良いか保育所とともに考え、指導します。	継続
利用者支援事業の充実	支援の必要な子どもや保護者が教育・保育施設や子育て支援事業等を円滑に利用できるように、白山市発達相談センターをはじめ各関係機関と連絡調整し、必要な支援を利用者が自ら選択し利用することができるように支援します。	継続
放課後児童クラブにおける障害のある子どもの受け入れの充実	放課後児童クラブにおいて、障害のある子どもを受入れ、支援員を加配した場合に、国の制度に基づき委託料（又は補助金）の加算を行います。	継続
特別支援教育に関する研修の推進及び充実	特別な配慮を要する幼児に対して、障害そのものの理解を深め、指導の方向性を共有し、教育力を高めるための研修を推進します。	継続
就学に向けての相談支援の充実	就学前の子どもと保護者が、安心して就学できるための個別相談や講演会等で情報提供を行います。	継続
療育支援の充実	子どもの特性理解や発達を促すための教室、専門相談を実施します。また学齢期以降は、必要に応じて自己理解・自己決定できるような支援を行います。	継続

⑵子どもを安心して育てることができる環境づくり

①子どもや母親の健康の確保

施策名	取り組み内容	方向性
母子健康手帳の交付	妊娠中の健診から出生後の乳幼児健診・相談、予防接種等の結果を記録することで母子の健康管理に利用します。また交付時は個別面接を行い、ハイリスク妊婦には早期の介入や、産後の子育て支援として、養育支援訪問事業や産後ケア事業などへつなげ、継続した支援が行えるよう努めます。	継続
妊産婦一般健康診査の実施	妊産婦健康診査を医療機関等で実施し、安心・安全な妊娠や産後の経過を支援します。	継続

施策名	取り組み内容	方向性
乳幼児健康診査の実施	乳幼児を対象とした健康診査を実施し、異常の早期発見に努め、早期治療につなげるとともに、子の発育発達の確認を行い、保護者の育児不安を軽減するため、相談や指導を行います。	継続
パパもいっしょに子育て講座の開催	父親が子育てにより深く関わることができるよう、妊婦・胎児に対する理解を深め、父親の役割を理解する教室を開催します。	継続
孫育て講座の実施	祖父母の孫育て支援を目的に、現代の子育て事情や孫育て情報を提供します。	継続
乳児家庭全戸訪問事業の実施	乳児・産婦のいる家庭への保健師・助産師による訪問指導を行い、きめ細かな子育て支援を行います。	継続
養育支援訪問事業の実施	ハイリスク家庭への保健師等による訪問指導を行い、きめ細かな子育て支援に努めます。また、産婦の体調不良等で、家事や育児が困難な家庭にヘルパーを派遣し、子育て支援を行います。	継続
保育所、幼稚園での内科健診・歯科健診等の推進	保育所や幼稚園の児童に対して、内科健診や歯科健診、尿検査、ぎょう虫検査、身体計測を定期的に実施します。	継続
保育所での給食のアレルギー除去食等の対応	アレルギー児は除去食を基本とし、状況に応じて代替食を提供します。離乳食は家庭と連携しながら個々の発達に応じたものを提供します。	継続
食物アレルギーの対応（エピペン注射）	エピペン注射を処方された保育所や幼稚園の児童について、保護者や医療機関、消防署、その他関係機関との連携を図り、食物アレルギーによるアナフィラキシーショックが起きたときに、対応できるよう体制を整備します。また、保育所や幼稚園等の職員を対象に、食物アレルギーとエピペン注射の対応についての研修会を定期的に実施します。	継続
保育所・幼稚園・放課後児童クラブの感染症予防対策の推進	感染症の予防のため、保育所・幼稚園・放課後児童クラブ等において子どもの健康チェックや保育所・幼稚園・放課後児童クラブ内の衛生的な環境の保持、手洗いやうがいの啓発を行います。万が一、感染症が発生した場合は、保護者にその状況と予防方法等を周知し、関係機関と連携し、感染拡大の防止に努めます。また、保育所においては、感染症情報システムを活用し、市内の感染症の流行状況を早期に把握・対応するように努めます。	継続

②安全・安心して生活できる環境の整備

施策名	取り組み内容	方向性
保育所、幼稚園の遊具の改修、整備	子どもが安全に遊べるよう、保育所や幼稚園の遊具の定期点検を行い、安全の確認や改修・整備を行います。	継続
交通安全教室の開催	保育所や幼稚園において交通安全教室を開催し、交通ルールを身につけるための啓発活動の充実を図ります。	継続
安全教育の促進	保育所・幼稚園・放課後児童クラブにおける防犯安全教室の実施や、小学校における通学安全指導員の配置を行います。	継続

施策名	取り組み内容	方向性
避難訓練・防犯体制の充実	保育所・幼稚園・放課後児童クラブにおいて、消防署の指導のもと様々な災害を想定し、定期的に避難訓練を実施します。また、防犯のための環境整備を推進します。	継続
赤ちゃんの駅の実施	乳児連れで外出する際に、オムツ交換や授乳をするための場所の提供を行います。	継続
保育所・幼稚園の災害共済給付制度への加入	保育所や幼稚園の管理下における災害に対して、災害共済給付（医療費、障害見舞金または死亡見舞金）を行うために、独立行政法人日本スポーツ振興センターの災害共済給付制度へ加入します。また、私立保育所に対しては、保育所が負担した共済掛金の補助を行います。	継続
放課後児童クラブの災害給付制度への加入	放課後児童クラブの管理下における災害に対して、災害給付（医療費、障害見舞金または死亡見舞金）を行うために、公益財団法人スポーツ安全協会のスポーツ安全保険へ加入を推奨します。	継続
三世代同居の推進	子育ての負担軽減と働きながら子育てできる環境づくりのため、三世代同居・近居する世帯に対し、住宅の新築、改築等に補助を行います。	継続
若年層の定住促進	新婚世帯や若年世帯の継続的な定住のため、住宅の新築、購入に対し、補助を行います。	継続
石川中央都市圏による広域連携の推進	金沢広域急病センター小児科の運営や子育てアプリの運用を石川中央都市圏の広域連携により実施します。	継続

③相談支援等の充実

施策名	取り組み内容	方向性
利用者支援事業の実施	子ども及びその保護者等または妊娠している方がその選択に基づき、多様な教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるよう、必要な支援を行います。また、子育て世代包括支援センターや関係機関と連携し切れ目ない支援を行います。	継続
保育所・子育てひろば・児童館等での育児相談の充実	保育所・子育てひろば・児童館等において育児相談を行い、不安の軽減や子育て支援に努めます。	継続
家庭児童相談の充実	家庭児童相談室と子ども相談室が連携して、胎児から 18 歳（高校3年生修了まで）の子どもまたはその保護者に対して、養育上の問題や保育所・幼稚園・放課後児童クラブ・学校生活での心配事等について、電話・メール・面接・訪問により相談に応じます。また、必要に応じて児童相談所・発達相談センター・健康センター・教育センター等の関係機関（専門機関）と連携して支援します。	継続
民生委員・児童委員による相談の充実	地域での身近な相談者として、民生委員・児童委員と主任児童委員が連携して相談に応じます。	継続
栄養士による食事相談の推進	栄養士が、子育て中の親を対象に、子育てひろば・児童館・保育所において、離乳食や幼児食についての講話や個別相談を行います。	継続

施策名	取り組み内容	方向性
保健師・利用者支援専門員等による子育て相談・子育て教室の推進	子育ての不安の軽減や子育て支援のために、子育てひろばや児童館、保育所施設開放等に、保健師や利用者支援専門員等による子育て相談・子育て教室等を実施します。また、保育所入所にあたって、病気や障害があり支援が必要な子どもに対して、保育所や関係機関との調整を行います。	継続
幼稚園子育て相談の充実	幼稚園において、来園や電話、施設開放等により、子育てに関する相談に応じます。	継続
白山市子育て支援プログラム（NP、BPプログラム）の推進	0歳から5歳までの子どもの親を対象とするNPプログラムと並行して、月齢生後5か月までの子どもの親を対象とするBPプログラムの推進を図ります。	継続
保育所・幼稚園における発達等に関する相談の実施	子育てや子どもの発達等で心配がある場合に、保育所・幼稚園で相談に応じます。必要な場合は、白山市発達相談センターや専門機関と連携し、支援します。	継続
幼稚園における子育て講座、講演会の充実	幼稚園において、子育て講座や講演会の充実を図ります。	継続
幼稚園における子育て井戸端会議の推進	降園時間に園庭を開放し、保護者同士の交流の場を設けている。	継続
保護者の保育参加の推進	保育参観や給食参観、親子のつどいを実施します。また、教育ウィークとして保護者や地域の方に園公開を行います。	継続
発達に関する相談の充実	発達障害の早期発見、早期療育や切れ目のない支援を念頭に、個別相談の充実や関係機関との連携を図ります。	継続
発達障害への理解啓発の充実	発達障害についての理解を深めるための講演会や研修会、啓発展示などを企画します。	継続
発達障害のある子どもの保護者が交流する場の充実	家族が孤立しないための交流促進事業（広場、親の会、カフェなど）を実施します。	継続
子育て世代包括支援センターの充実	妊娠・出産・子育てに関する様々な悩みや相談に応じるため、地域の保健医療または子育てを支援する機関との連絡調整を行い、妊娠期から子育て期にわたる切れ目ない支援を行います。	継続
こども家庭総合支援拠点の整備・運営	要保護児童及び要支援児童等並びに特定妊婦等への支援業務の強化を図るためこども家庭総合支援拠点の整備を行います。	新規

④仕事と家庭生活との両立の推進

施策名	取り組み内容	方向性
未満児保育の充実（再掲）	保育希望者が増加している0～2歳児の途中入所に柔軟に対応できるよう、施設整備等により子どもの受入体制の充実に努めます。さらに、一人ひとりの子どもが健康で安全に保育所で過ごせるようにし、基本的な人間関係や豊かな感性、生活に必要な習慣等を身につけていけるように保育を行います。	継続
延長保育事業の実施（再掲）	多様化する保護者の就労等に対応するため、通常の保育所の開所時間外における保育を実施します。また、長時間保育となる子どもの気持ちや生活リズム等に十分配慮し、延長保育を行います。	継続

施策名	取り組み内容	方向性
休日保育の充実（再掲）	休日に保護者の就労等の理由により、家庭での保育が困難になった入所児童を保育所において保育を行います。	継続
夜間保育の検討（再掲）	夜間に就労している保護者の要望があった場合、保育所における夜間保育の実施を検討します。	継続
病児・病後児保育事業の充実（再掲）	病気のときや病気からの回復時期にある子どもを家庭等で保育できない際に、病児保育センターや保育所内の専用スペースにおいて、病児保育や病後児保育を実施します。また、体調不良児対応型については、各保育所での実施に努めます。	拡充
一時預かり事業の充実（再掲）	保護者の疾病や就労・冠婚葬祭・リフレッシュ等の理由により、子どもの保育が困難になった際に、保育所等において一時的な預かりを行います。	継続
幼稚園における預かり保育の充実（再掲）	通常の幼稚園の就園時間終了後において、平日の延長保育及び夏休み等の長期休業期間に預かり保育を行います。	継続
地域型保育事業の充実（再掲）	未満児保育の充実のため、小規模保育事業を行います。	拡充
放課後児童クラブ事業の充実（再掲）	放課後、保護者が就労により昼間家庭にいない小学生や保護者の疾病・介護等により昼間家庭での養育ができない小学生に対して、健全育成を目的に、放課後児童クラブ施設等において適切な遊びや生活の場を提供します。	継続
ショートステイ・トワイライトステイ事業の充実（再掲）	保護者の疾病や残業等の理由により、家庭において子どもの養育が困難になった際に、児童養護施設等において一時的な養育を行います。	継続

⑤ひとり親家庭の自立支援の推進

施策名	取り組み内容	方向性
保育所入所の優先利用	ひとり親家庭で、就労・求職等で保育所入所が必要な場合、優先的な利用を図ります。	継続
保育料のみなし寡婦（夫）の適用	未婚のひとり親家庭の保育料算定について、「寡婦（夫）控除」をみなし適用し、経済的負担の軽減を図ります。	継続
ひとり親家庭放課後児童クラブ利用支援事業の充実	ひとり親家庭の利用料を助成し、経済的負担の軽減を図ります。	継続
母子・父子相談の充実	ひとり親自立支援員が、ひとり親家庭の生活や子どもに関する相談、自立のために必要な情報提供、貸付等各種制度に関する情報提供や相談を行います。	継続
ひとり親家庭等自立支援事業の充実	ひとり親家庭の経済的自立を図るため、教育訓練給付金や高等職業訓練促進給付金の給付や医療費の補助を行います。	継続

⑥子どもの貧困対策

㋐生活の支援

施策名	取り組み内容	方向性
子どもの居場所づくり事業の拡充	地域でのこども食堂事業を拡充します。その際に、市が子どもの遊び相手や学習支援ボランティアの斡旋を行うなどの支援を行います。また放課後児童クラブや児童館が子どもたちの放課後や休日を安心して過ごせる居場所となるために、適切な遊びと生活の場を提供します。	継続
子育て支援サービスの充実	子どもを安心して育てることができる環境づくりを進めるために、子どもと保護者の意思を尊重し、寄り添いながら各種子育て支援サービスを実施します。	継続
保育の充実	貧困状態にあるなど、困難を抱えやすい状況にある子どもを健やかに育てる保育の充実を図ります。	継続
高卒認定試験合格支援給付金事業の推進	貧困の連鎖を予防するため、ひとり親家庭の子どもの高等学校卒業程度認定試験合格支援を行います。	継続
経済的支援の充実	児童手当、児童扶養手当、就学援助、医療費助成、入学支度金支給等の各種支援施策を活用し、子育てに関わる経済負担の軽減を図ります。ひとり親家庭の養育費確保に向けた相談支援を充実します。また市営住宅の優先入居等を行い、住まいの確保を支援します。	継続

㋑教育の支援

施策名	取り組み内容	方向性
学校等との連携促進	学校を窓口として、支援を必要とする子どもたちに対し、生活支援や福祉制度につなげていけるよう、また適切な教育環境が確保できるよう、学校との連携を促進します。	継続
学習支援ボランティア派遣事業の推進	生活保護世帯やひとり親家庭の子どもに学習支援や進学相談、生活面の指導を行う大学生や教員資格を持つボランティアの派遣を行います。	継続
就学援助制度の推進	経済的理由により、就学困難とならないために、就学援助や高校生奨学金支給事業の活用推進を図ります。 また、ひとり親家庭の子ども進学を支援するための貸付事業を行います。	継続

㋒就労の支援

施策名	取り組み内容	方向性
生活困窮世帯・ひとり親家庭への自立支援の充実	就労による自立を図るため、就労体験等を通じた訓練や生活習慣確立のための指導・社会生活自立のための訓練を行う就労準備支援事業を行います。またひとり親家庭の保護者を対象に、資格取得や職業訓練、学び直しの支援を行います。	継続
ハローワーク等との連携強化	ハローワークと連携し、就労のための出張相談の実施や子どもを育てる保護者への就職機会の提供を行います。	継続

㊓相談・支援体制の強化

施策名	取り組み内容	方向性
相談機能の強化	生活に困難を抱えている子どもや家庭に早期に気づき、適切な支援につなげる相談体制（家庭児童相談・子育て包括支援センター・教育相談）の強化を図り、切れ目のない支援を行います。	継続
地域や関係機関との連携強化	地域で、主任児童委員や民生委員・児童委員による見守り訪問を充実します。また、要保護児童対策地域協議会を強化するとともに、庁内連携による要保護児童の早期発見・早期対応に努めます。さらに、小中学校で様々な困難を抱える家庭に対して早期に各種支援が行えるよう、スクールソーシャルワーカーとの連携にも努めます。	継続

⑶地域で子どもや家庭を支える環境づくり

①地域における子育て支援サービスの充実

施策名	取り組み内容	方向性
ファミリーサポートセンター事業の推進	子育ての手助けができる協力会員を拡大し、会員同士で行う育児の相互援助活動が充実するよう努めます。	継続
地域子育て支援拠点事業の推進	子育てひろば（地域子育て支援拠点事業施設）の活動を支援します。また、育児相談や、遊びやレクリエーション等を通した子どもや母親同士の交流、育児サークルの支援等を行います。	継続
児童館・児童センター事業の推進	児童館や児童センターで、遊びを通して子どもたちの健全な育成を図ります。また、子ども一人ひとりの状態を把握しながら、個々のペースに応じて自立していくことができるよう、児童厚生員が支援します。さらに、不登校やいじめ、虐待等の問題を早期に発見するように努め、家庭や学校、各関係機関と連携しつつ、子どもが自立できるよう支援します。	継続
入所・入園前の保育所・幼稚園への登録事業（マイ保育園・マイ幼稚園）の推進	母子手帳交付時に地域の保育所・幼稚園にマイ保育所・幼稚園の登録をすることで、入所・入園前における育児に関する情報交換や相談を行いやすくすることで、入所・入園前の育児不安の解消を図ります。	継続
幼稚園、保育所、小学校の連携の推進及び充実	子どもの発達は連続しており、遊びを中心とした幼児期から、学習を中心とする児童期への移行を円滑にし、一貫した流れをつくり出すために、幼稚園・保育所・小学校で、互いの教育内容や指導方法、共通点、相違点を理解し、交流、意見交換等を通した連携を図ります。	継続
保育サポート事業の充実	市が主催する文化活動等を開催する際に臨時保育室を設けるとともに、保育サポーターを派遣し、子育て中の家庭が行事等に参加しやすいよう支援を行います。	継続
保育所、幼稚園施設の開放の推進	市内の保育所・幼稚園において定期的に施設開放を行い、親子の集いや相談、講演会、入所に関する情報提供等を行います。	継続
世代間交流の推進	地域で子どもの育ち・親の育ちを支援していくために、地域の伝統文化や遊び、生活の知恵等を高齢者から伝承してもらう場を設け、各保育所や児童館等で子どもやその保護者と地域の高齢者との交流を推進します。	継続

②子育て支援体制の充実

施策名	取り組み内容	方向性
児童館・児童センターの整備	児童館・児童センターの整備については、児童館・児童センターの利用が難しい地域において、緊急度合いや地域の要望などを踏まえ、対応を検討していくものとします。	継続
屋内遊具施設の整備	天候を気にせずに交流できる場の整備を行います。	新規
民生委員・児童委員、主任児童委員、福祉協力員との連携強化	民生委員・児童委員、主任児童委員、福祉協力員が地域での身近な相談者、協力者として、それぞれが連携して子育て家庭の支援活動を行えるよう協力します。	継続
子育てサークル活動への支援	身近な地域で子育てする保護者が集い、育児について情報交換したり学習するサークル活動を支援します。	継続
保育所と母子保健ネットワークの充実	乳児健診等に保育士が参加することにより、保育所と母子保健の連携の充実を図ります。	継続
子育てひろば担当者会議の推進	子育てひろばの担当者が集まり、研修の報告や情報交換を行う担当者会議を開催し、子育てひろばの運営や事業の充実を図ります。	継続
子育てサークル出前保育の推進	市内の各子育てサークルに保育士が出向き、絵本や紙芝居の読み聞かせや母親に対する子育て相談等を行います。	継続
ファミリーサポート研修会・講習会の実施	ファミリーサポート協力会員の資質向上を図るため、年に 24 時間以上「保育の心」「乳幼児の健康と安全」「交通安全教室」などの研修会や調理実習、手作りおもちゃの実習を行います。	継続
子育て支援総合ガイドブックの作成	子育て支援情報を総合的にまとめた「子育て便利帳」の作成を行い、子育て情報を提供します。	継続
子育て施策の情報発信	市の子育て施策に関する情報を集約し、分かりやすい情報紙やホームページの作成に努めます。また、保育所や幼稚園、子育てひろば、児童館等において、子育てに関する情報の提供を行います。子育てアプリによる情報発信を行います。	継続
外国人相談の実施	外国語による相談に応じられるよう、国際交流センターの通訳ボランティアの活用を図ります。	新規

③児童虐待防止対策の充実

施策名	取り組み内容	方向性
いじめ防止への取り組み	いじめ防止につながる道徳教育や体験活動等を推進します。また、アンケートや個別面談の実施により早期発見に努めます。	継続
要保護児童対策地域協議会の充実	要保護児童の支援のために、代表者会議（年3回程度）・実務者会議（年6回程度）・個別ケース検討会議（随時）の3種類の会議を通して関係機関が連携し、子どもや保護者、家庭を計画的に支援します。	継続
虐待に関する相談の充実	家庭児童相談室・子ども相談室において、児童虐待に関する相談や援助、各機関との調整を行います。また、子どもに関わる機関が児童虐待の相談を受けた場合や虐待を発見した場合も、家庭児童相談室・子ども相談室が中心となって各関係機関と連携し、対応します。	継続

施策名	取り組み内容	方向性
虐待防止ネットワークの活用	関係機関との情報交換による児童虐待の実態把握や早期発見、早期サポート（関係機関とのケース検討会）の充実を図ります。	継続
巡回訪問の充実	保育所・幼稚園・認定こども園・児童館等を巡回訪問し、要保護（要支援）児童の状況を把握し、継続的な支援が行えるよう連携を図ります。	継続
民生委員・児童委員による見守り訪問活動の推進	身近な相談者として民生委員・児童委員の役割等の周知と子どもの状況把握をするための見守り訪問を実施し、子育てに関する相談窓口の周知を図ります。	継続
子どもに関する相談窓口の周知	家庭児童相談室・子ども相談室による巡回訪問時等に、相談先情報（電話番号・メールアドレス・相談時間）が記載されたカードを配布、民生委員児童委員の見守り訪問時に相談場所を記載したパンフレットを配布し、子どもに関する相談窓口の周知に努めます。	継続
子どもに関わる職員向け研修会の開催	教育センター、保健師、保育士、児童館厚生員、小中学校相談員、放課後児童クラブ、幼稚園、こども子育て課等の職員を対象に虐待に関する意識の向上と職員の資質向上のため研修会を実施します。	継続
職員の研修会への参加	児童虐待への対応に関わる職員の資質向上のために、児童福祉司任用資格取得研修の参加を積極的に推進します。また、児童相談所、県、全国の研修会への計画的な参加を促進し、相談業務の充実を図ります。	継続
虐待対応講座・子育て講座の実施	地域や民生委員・児童委員、福祉協力員等、子どもに関わる機関の職員、保護者を対象に虐待対応講座や子育て講座を実施することにより児童虐待防止の啓発に努めます。	継続

④子どもの権利の啓発

施策名	取り組み内容	方向性
子どもの権利に関する啓発・広報の充実	子どもの権利に関する啓発・広報を充実します。 子ども自身が子どもの権利を学ぶため、リーフレットを配布し学習支援を行います。	継続

第４章　教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保の内容

１．提供する区域の設定

子ども・子育て支援法では、本計画において、「教育・保育」、「地域子ども・子育て支援事業」を提供する区域（以下「教育・保育提供区域」という。）を定め、当該区域ごとに「量の見込み」、「確保の内容」、「実施時期」を定めることとされています。

区域の設定にあたっては、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案するとともに、地域の実情に応じて保護者や子どもが居宅より容易に移動することが可能な区域を定めることとなっています。その際、教育・保育提供区域は、地域型保育事業の認可の際に行われる需給調整の判断基準となることを踏まえて設定する必要があります。

第１期計画では地域子ども・子育て支援事業の提供区域を多くの事業で利用実態や提供体制の状況から２区域としていましたが、放課後児童クラブを除く事業はサービスの提供が十分に行えていること、また、サービスが不足した場合でも、既存のサービスの提供状況等市全体の状況を勘案したうえで新たな事業展開を市として検討することとしており市内全域を１つの提供区域とします。

なお、教育・保育については、提供体制の状況に違いがあることから、引き続き２区域とします。

【教育・保育の提供区域】

「松任・美川地域」、「鶴来・白山ろく地域」の２地域とする。

【地域子ども・子育て支援事業の提供区域】

「市内全域」

■ 白山市教育・保育の提供区域

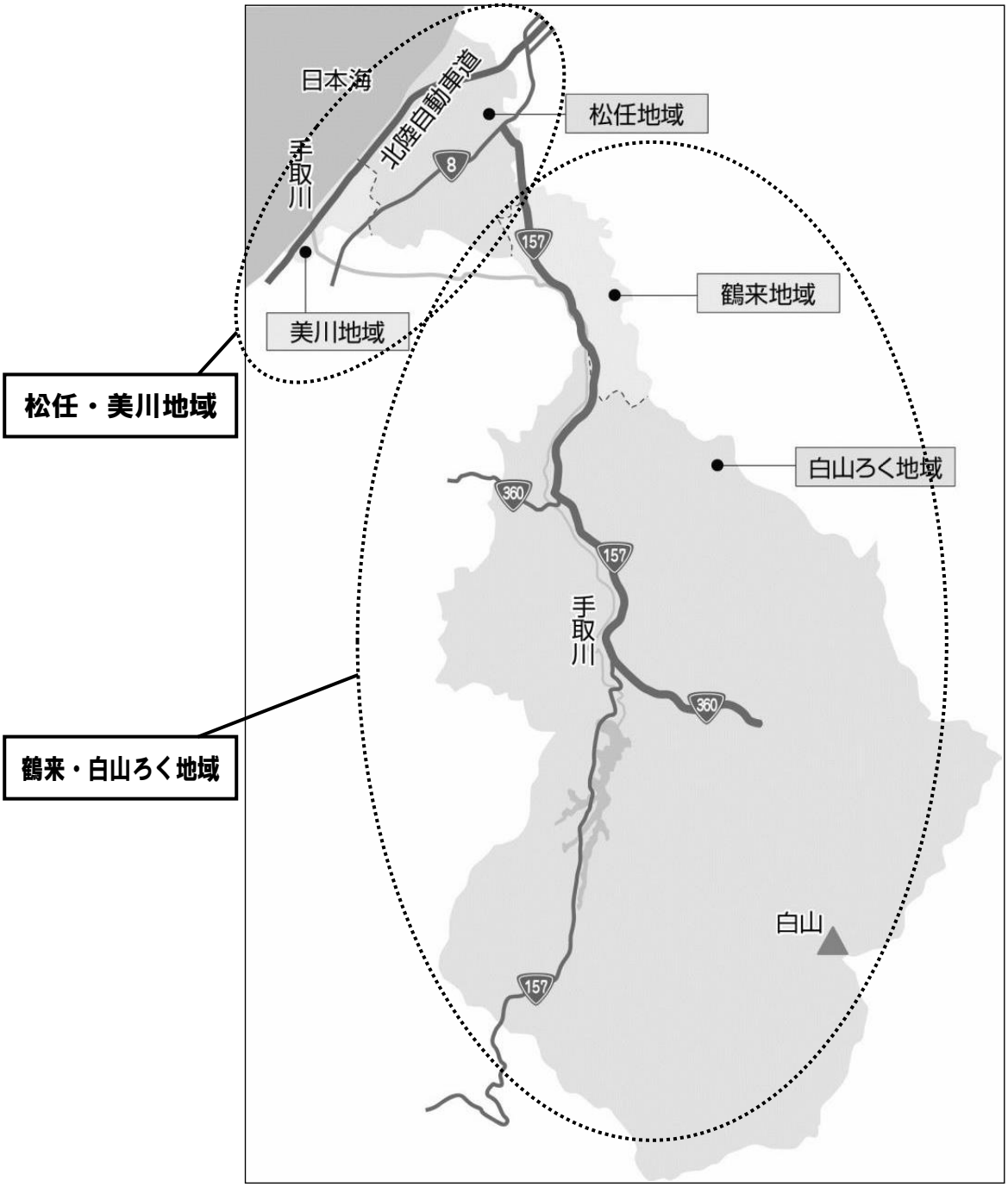

【子育てに関する資源】

松任地域	美川地域	鶴来地域	白山ろく地域
保育所：8	保育所：1	保育所：3	保育所：2
認定こども園：11	認定こども園：2	認定こども園：2	認定こども園：1
小規模保育所：2	小規模保育所：0	小規模保育所：1	小規模保育所：1
幼稚園：4	幼稚園：0	幼稚園：2	幼稚園：0
小学校：9	小学校：3	小学校：3	小学校：4
児童館・児童センター：6	児童館：3	児童館：2	児童館：2
子育てひろば：9	子育てひろば：1	子育てひろば：4	子育てひろば：1
放課後児童クラブ：23	放課後児童クラブ：4	放課後児童クラブ：6	放課後児童クラブ：4

■地域子ども・子育て支援事業について

地域子ども・子育て支援事業	事 業 内 容
延長保育事業	保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、認定こども園、保育所等において保育を実施する事業
放課後児童クラブ事業	放課後、保護者が就労により昼間家庭にいない小学生や保護者の疾病・介護等により昼間家庭での養育ができない小学生に対して、適切な遊びや生活の場を提供し、その健全な育成を図る事業
ショートステイ、トワイライトステイ事業（子育て短期支援事業）	保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった子どもについて、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業（短期入所生活援助事業〔ショートステイ事業〕及び夜間養護等事業〔トワイライトステイ事業〕）
地域子育て支援拠点事業（子育てひろば事業）	乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業で、常設の地域子育て支援拠点施設において実施する「一般型」と、児童福祉施設等において実施する「連携型」がある
一時預かり事業	家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、認定こども園、幼稚園、保育所、地域子育て支援拠点その他の場所において、一時的に預かり、必要な保護を行う事業
病児保育事業	病児について、保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等する事業
ファミリーサポートセンター事業	乳幼児や小学生等の子どもを有する子育て中の保護者等を会員として、子どもの預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業
妊産婦健康診査	妊婦に対し、健康の保持及び増進を図るため、妊娠週数に応じて、健康状態の把握、検査、保健指導を実施し、必要に応じて追加の検査を行い、産婦に対し、心身の健康状態及び授乳状況を確認することで、産後うつを予防し、育児の支援を行う事業
乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん訪問事業）	生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業
養育支援訪問事業	養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業
利用者支援事業	子どもまたはその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業
実費徴収に係る補足給付を行う事業	保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等並びに副食費を助成する事業
多様な主体の参入促進事業	新規参入事業者に対する相談・助言等巡回支援や、私学助成（幼稚園特別支援教育経費）や障害児保育事業の対象とならない特別な支援が必要な子どもを認定こども園で受け入れるための職員の加配に要する費用を助成する事業

２．子どもの推計人口

・計画年度における、子どもの各歳別推計人口は次のとおりです。

⑴子どもの各歳別人口推計

①白山市全体　（単位：人）

白山市全体	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
0 歳	839	839	841	842	844
1 歳	909	897	898	900	901
2 歳	999	946	934	934	935
3 歳	987	1,031	976	962	963
4 歳	1,002	1,003	1,046	992	977
5 歳	1,034	1,013	1,014	1,058	1,004
6 歳	994	1,050	1,028	1,029	1,075
7 歳	1,038	1,004	1,060	1,037	1,039
8 歳	1,063	1,041	1,006	1,063	1,040
9 歳	1,066	1,067	1,043	1,008	1,066
10 歳	1,014	1,067	1,067	1,044	1,010
11 歳	1,099	1,015	1,067	1,069	1,045

②松任・美川地域　（単位：人）

松任･美川地域	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
0 歳	639	638	638	637	638
1 歳	660	672	671	672	671
2 歳	758	681	693	692	691
3 歳	699	773	694	706	706
4 歳	759	709	783	703	716
5 歳	767	764	713	788	708
6 歳	743	778	774	722	799
7 歳	811	749	784	779	727
8 歳	786	813	750	785	781
9 歳	806	788	814	751	787
10 歳	769	806	788	814	752
11 歳	842	770	807	790	816

③　鶴来・白山ろく地域　　（単位：人）

鶴来・白山ろく地域	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
0 歳	200	201	203	205	206
1 歳	249	225	227	228	230
2 歳	241	265	241	242	244
3 歳	288	258	282	256	257
4 歳	243	294	263	289	261
5 歳	267	249	301	270	296
6 歳	251	272	254	307	276
7 歳	227	255	276	258	312
8 歳	277	228	256	278	259
9 歳	260	279	229	257	279
10 歳	245	261	279	230	258
11 歳	257	245	260	279	229

３．教育・保育の量の見込み、確保の内容

⑴提供体制、確保策の考え方

計画期間において、教育・保育の量の見込みを設定するとともに、その確保策と実施時期を事業計画として定め、事業を推進します。

教育・保育の提供体制については、教育・保育ともに確保されている状況ではありますが、国の「認定こども園」への移行促進の考え方に基づき、事業者の理念による移行の意思を尊重した上で、需要（量の見込み）と供給(確保の状況）や地域におけるバランスを考慮しながら、認可・認定の調整を図ります。

市内中心部及び宅地開発による一時的な人口増加地区において、受け入れ体制を超える需要が見込まれるため、地域におけるバランスを考慮した上で、保育所利用定員の増員や小規模保育事業等の地域型保育事業による受け入れ等、量の確保に努めます。

◎認定区分の対象者と利用できる施設

認定区分	対 象 者	利 用 施 設
1号認定	満3歳以上、教育を希望	幼稚園、認定こども園
2号認定	満３歳以上、保育の必要性を認定、保育を希望	保育所、認定こども園
3号認定	満３歳未満、保育の必要性を認定、保育を希望	保育所、認定こども園、 地域型保育

⑵「量の見込みに」に対する「確保の内容」及び「実施時期」

【白山市全体】

【白山市全体】			令和２年度					令和３年度				
			1号	2号		3号		1号	2号		3号	
				教育	保育	0歳	1･2歳		教育	保育	0歳	1･2歳
①量の見込み（人）②+③			999	－	2,034	308	1,366	1,005	－	2,037	311	1,387
②量の見込み(市内の子ども)			806	－	2,018	302	1,354	812	－	2,021	305	1,375
③受託(他市町の子ども)			193	－	16	6	12	193	－	16	6	12
④確保の内容（人）	教育･保育施設	市内	389	－	2,143	327	1,369	394	－	2,176	367	1,425
		委託(他市町へ委託)	10	－	16	10	12	10	－	16	10	12
	(確認を受けない幼稚園)	市内	955	－	－	－	－	955	－	－	－	－
		委託(他市町へ委託)	70	－	－	－	－	70	－	－	－	－
	地域型保育事業		－	－	6	15	52	－	－	6	15	52
④-①			425	－	131	44	67	424	－	161	81	102

【白山市全体】			令和４年度					令和５年度				
			1号	2号		3号		1号	2号		3号	
				教育	保育	0歳	1･2歳		教育	保育	0歳	1･2歳
①量の見込み（人）②+③			1,005	－	2,040	314	1,405	1,005	－	2,044	316	1,422
②量の見込み(市内の子ども)			812	－	2,024	308	1,393	812	－	2,028	310	1,410
③受託(他市町の子ども)			193	－	16	6	12	193	－	16	6	12
④確保の内容（人）	教育･保育施設	市内	394	－	2,176	372	1,455	394	－	2,176	372	1,455
		委託(他市町へ委託)	10	－	16	10	12	10	－	16	10	12
	(確認を受けない幼稚園)	市内	955	－	－	－	－	955	－	－	－	－
		委託(他市町へ委託)	70	－	－	－	－	70	－	－	－	－
	地域型保育事業		－	－	6	15	52	－	－	6	15	52
④-①			424	－	158	83	114	424	－	154	81	97

【白山市全体】			令和６年度				
			1号	2号		3号	
				教育	保育	0歳	1･2歳
①量の見込み（人）②+③			1,005	－	2,047	318	1,439
②量の見込み(市内の子ども)			812	－	2,031	312	1,427
③受託(他市町の子ども)			193	－	16	6	12
④確保の内容（人）	教育･保育施設	市内	394	－	2,176	372	1,455
		委託(他市町へ委託)	10	－	16	10	12
	(確認を受けない幼稚園)	市内	955	－	－	－	－
		委託(他市町へ委託)	70	－	－	－	－
	地域型保育事業		－	－	6	15	52
④-①			424	－	151	79	80

※　提供区域ごとの量の見込みや確保の内容には他市町の子どもや他市町の施設への委託分を除いて記載しています。

【松任･美川地域】

【松任･美川地域】		令和２年度					令和３年度				
		1号	2号		3号		1号	2号		3号	
			教育	保育	0歳	1･2歳		教育	保育	0歳	1･2歳
①量の見込み（人）		700	－	1,609	246	1,072	704	－	1,613	249	1,091
②確保の内容（人）	教育･保育施設	347	－	1,695	254	1,059	347	－	1,711	291	1,100
	（確認を受けない幼稚園）	560	－	－	－	－	560	－	－	－	－
	地域型保育事業	－	－	0	4	20	－	－	0	4	20
②-①		207	－	86	12	7	203	－	98	46	29

【松任･美川地域】		令和４年度					令和５年度				
		1号	2号		3号		1号	2号		3号	
			教育	保育	0歳	1･2歳		教育	保育	0歳	1･2歳
①量の見込み（人）		706	－	1,616	252	1,109	708	－	1,621	254	1,128
②確保の内容（人）	教育･保育施設	347	－	1,711	296	1,130	347	－	1,711	296	1,130
	（確認を受けない幼稚園）	560	－	－	－	－	560	－	－	－	－
	地域型保育事業	－	－	0	4	20	－	－	0	4	20
②-①		201	－	95	48	41	199	－	90	46	22

【松任･美川地域】		令和６年度				
		1号	2号		3号	
			教育	保育	0歳	1･2歳
①量の見込み（人）		710	－	1,627	256	1,146
②確保の内容（人）	教育･保育施設	347	－	1,711	296	1,130
	（確認を受けない幼稚園）	560	－	－	－	－
	地域型保育事業	－	－	0	4	20
②-①		197	－	84	44	4

【鶴来・白山ろく地域】

【鶴来・白山ろく地域】		令和２年度					令和３年度				
		1号	2号		3号		1号	2号		3号	
			教育	保育	0歳	1･2歳		教育	保育	0歳	1･2歳
①量の見込み（人）		299	－	425	62	294	301	－	424	62	296
②確保の内容（人）	教育･保育施設	42	－	448	73	310	47	－	465	76	325
	（確認を受けない幼稚園）	395	－	－	－	－	395	－	－	－	－
	地域型保育事業	－	－	6	11	32	－	－	6	11	32
②-①		138	－	29	22	48	141	－	47	25	61

【鶴来・白山ろく地域】		令和４年度					令和５年度				
		1号	2号		3号		1号	2号		3号	
			教育	保育	0歳	1･2歳		教育	保育	0歳	1･2歳
①量の見込み（人）		299	－	424	62	296	297	－	423	62	294
②確保の内容（人）	教育･保育施設	47	－	465	76	325	47	－	465	76	325
	（確認を受けない幼稚園）	395	－	－	－	－	395	－	－	－	－
	地域型保育事業	－	－	6	11	32	－	－	6	11	32
②-①		143	－	47	25	61	145	－	48	25	63

【鶴来・白山ろく地域】		令和６年度				
		1号	2号		3号	
			教育	保育	0歳	1･2歳
①量の見込み（人）		295	－	420	62	293
②確保の内容（人）	教育･保育施設	47	－	465	76	325
	（確認を受けない幼稚園）	395	－	－	－	－
	地域型保育事業	－	－	6	11	32
②-①		147	－	51	25	64

４．地域子ども・子育て支援事業の量の見込み、確保の内容

⑴量の見込み及び提供体制の確保の内容、実施時期

①延長保育事業

提供体制、確保策の考え方	延長保育事業については、現在、市内の保育所や認定こども園等のすべてで実施しており、今後の量の見込みに対する提供体制は十分に確保されている状況です。

白山市全体	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み（人）	1,395	1,435	1,476	1,518	1,558
②確保の内容(人)	1,395	1,435	1,476	1,518	1,558
②-①	0	0	0	0	0
実施施設数（か所）	33	33	33	33	33

②放課後児童クラブ事業

提供体制、確保策の考え方	放課後児童クラブ事業については、現在、すべての小学校区に放課後児童クラブがあります。今後は入所希望が増えている校区では施設整備等を行い、提供体制の確保を図ります。

白山市全体		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
低学年	量の見込み(人)	1,292	1,293	1,262	1,250	1,228
	確保の内容(人)	1,292	1,293	1,262	1,250	1,228
高学年	量の見込み(人)	289	314	346	342	351
	確保の内容(人)	289	314	346	342	351
合計	①量の見込み(人)	1,581	1,607	1,608	1,592	1,579
	②確保の内容(人)	1,581	1,607	1,608	1,592	1,579
②-①		0	0	0	0	0

③ショートステイ・トワイライトステイ事業

提供体制、確保策の考え方	ショートステイ･トワイライトステイ事業については、児童養護施設等を委託先としており、提供体制は確保される状況です。

白山市全体	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み（人日）	15	15	15	15	15
②確保の内容（人日）	15	15	15	15	15
②-①	0	0	0	0	0

④地域子育て支援拠点事業

提供体制、確保策の考え方	地域子育て支援拠点事業については、現状でも必要量は確保されています。量の見込みは減少しますが、現行の提供体制を維持します。

白山市全体		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み(人回)		38,140	37,950	37,760	37,571	37,383
②確保の内容(人回)		38,140	37,950	37,760	37,571	37,383
②-①		0	0	0	0	0
実施施設数（か所）	一般型	12	12	12	12	12
	連携型	3	3	3	3	3

⑤一時預かり事業

㋐幼稚園在園児対象型

提供体制、確保策の考え方	幼稚園の在園児を対象にした一時預かり事業については、市内の全幼稚園が実施しており、今後の量の見込みに対する提供体制は十分に確保される状況です。

白山市全体	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み（人日）	30,914	31,842	32,797	33,781	34,794
②確保の内容（人日）	30,914	31,842	32,797	33,781	34,794
②-①	0	0	0	0	0
実施施設数（か所）	6	6	6	6	6

㋑在園児対象型を除く

提供体制、確保策の考え方	幼稚園の在園児対象型を除く一時預かり事業については、現在、ほぼニーズに対応できている状況です。一時預かり事業の利用では、現在は原則週3日以内となっています。今後も、一時預かり事業のニーズに対応できるように、体制の強化に努めます。

白山市全体	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み（人日）	2,487	2,512	2,542	2,577	2,619
②確保の内容（人日）	2,487	2,512	2,542	2,577	2,619
②-①	0	0	0	0	0
実施施設数(か所)	28	28	28	28	28

⑥病児保育事業

㋐病児対応型保育事業

提供体制、確保策の考え方	病児保育事業については、インフルエンザ等感染症の流行期以外はおおむね必要量は確保できています。病児保育事業のニーズに対応できるように、体制の強化に努めます。病後児保育事業については、利用がない状況ですが、提供体制を維持します。

白山市全体	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み（人日）	678	761	766	773	780
②確保の内容（人日）	678	761	766	773	780
②-①	0	0	0	0	0
定員数(人)	9	12	12	12	12

㋑体調不良児対応型保育事業

提供体制、確保策の考え方	体調不良児対応型保育事業については、看護師の配置の必要性が高まってきており、未実施事業所への働きかけを行い,すべての保育所、認定こども園等での実施を目指します。

白山市全体	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み（人日）	3,624	3,729	3,833	3,937	4,040
②確保の内容（人日）	3,624	3,729	3,833	3,937	4,040
②-①	0	0	0	0	0
施設数（か所）	21	21	21	21	21

⑦ファミリーサポートセンター事業

提供体制、確保策の考え方	ファミリーサポートセンター事業については、提供体制は現在確保されておりますが、協力会員の高齢化が進んでおり、今後不足することが懸念されます。協力会員を増やすため、養成研修の見直しを行います。

白山市全体	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み（回）	646	646	646	646	646
②確保の内容（回）	646	646	646	646	646
②-①	0	0	0	0	0

⑧妊産婦健康診査

提供体制、確保策の考え方	妊産婦健康診査については、医療機関等で実施しており、今後の量の見込みに対する提供体制を維持します。

白山市全体	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み（人）	845	850	850	850	850
②確保の内容（人）	845	850	850	850	850
②-①	0	0	0	0	0

⑨乳児家庭全戸訪問事業

提供体制、確保策の考え方	乳児家庭全戸訪問事業については、今後の量の見込みに対する提供体制の維持確保に努めます。

白山市全体	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み（人）	845	845	850	850	850
②確保の内容（人）	845	845	850	850	850
②-①	0	0	0	0	0

⑩養育支援訪問事業

㋐専門的相談支援

提供体制、確保策の考え方	専門的相談支援については、ニーズの多様化に対応できるように提供体制に努めます。

白山市全体	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み（人）	50	50	60	60	60
②確保の内容（人）	50	50	60	60	60
②-①	0	0	0	0	0

㋑産後安心ヘルパー事業

提供体制、確保策の考え方	産後安心ヘルパー事業については、今後の量の見込みに対する提供体制は委託事業者の確保に努め、提供体制を維持します。

白山市全体	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み（人）	55	55	60	60	60
②確保の内容（人）	55	55	60	60	60
②-①	0	0	0	0	0

⑪利用者支援事業

㋐基本型

提供体制、確保策の考え方	利用者支援事業【基本型】については、現在の実施個所数を維持し、今後の量の見込みに対する提供体制の確保に努めます。

白山市全体	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み（か所）	2	2	2	2	2
②確保の内容（か所）	2	2	2	2	2
②-①	0	0	0	0	0

㋑母子保健型

提供体制、確保策の考え方	利用者支援事業【母子保健型】については、利用者支援事業【基本型】事業所と連携し、必要な支援を行います。

白山市全体	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み（か所）	2	2	2	2	2
②確保の内容（か所）	2	2	2	2	2
②-①	0	0	0	0	0

⑫実費徴収に係る補足給付を行う事業

提供体制、確保策の考え方	実費徴収に係る補足給付を行う事業については、必要に応じて実施します。

⑬多様な主体の参入促進事業

提供体制、確保策の考え方	必要に応じて実施します。

５．新・放課後子ども総合プラン

平成30年９月に文部科学省と厚生労働省の連携により、放課後児童対策の取り組みをさらに推進させるため、放課後児童クラブの待機児童の早期解消、放課後児童クラブと放課後子供教室の一体的な実施の推進等によるすべての子どもの安全・安心な居場所の確保を図ること等を内容とした「新・放課後子ども総合プラン」を公表しました。

そのなかで、放課後児童クラブと放課後子供教室の計画的な整備等のため市町村行動計画に盛り込むべき内容が示されていることから、次のとおり取り組みます。

盛り込むべき内容	白山市の取り組み
放課後児童クラブの年度ごとの量の見込み及び目標整備量	地域子ども・子育て支援事業の量の見込み、確保の内容に記載
一体型の放課後児童クラブ及び放課後子供教室の令和5年度に達成されるべき目標事業量	余裕教室がないなかで学校内での一体型の放課後児童クラブや放課後子供教室の実施は難しいと考えています。
放課後子供教室の令和5年度までの実施計画	現在活動している放課後子供教室の充実を図ることとします。
放課後児童クラブ及び放課後子供教室の一体的な、又は連携による実施に関する具体的な方策	放課後児童クラブの子どもが放課後子供教室の活動プログラムに参加できるように、地域の実情に配慮しながら相互において連携を図ります。
小学校の余裕教室等の放課後児童クラブ及び放課後子供教室への活用に関する具体的な方策	放課後児童クラブの整備が必要な校区の学校では余裕教室がほとんどないことから活用は難しい状況です。
放課後児童クラブ及び放課後子供教室の実施に係る教育委員会と福祉部局の具体的な連携に関する方策	連携に向けて情報交換を行います。
特別な配慮を必要とする児童への対応に関する方策	特別な支援を必要とする子どもに対し支援員の加配を推進します。
地域の実情に応じた放課後児童クラブの開所時間の延長に係る取組	19 時以降も開所している放課後児童クラブがあり、必要に応じて利用者と協議し、開所時間を決定します。
放課後児童クラブが役割をさらに向上させていくための方策	支援員研修内容の充実を図ります。
放課後児童クラブの役割を果たす観点から、各放課後児童クラブにおける育成支援の内容について、利用者や地域住民への周知を推進させるための方策	利用者に対し、クラブ便りを発行し、クラブの活動内容の周知を行います。

６．教育・保育の一体的提供及び推進体制の確保

幼児期の教育・保育は生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであり、さらに乳幼児期の発達は連続性を有するものであることから、子どもの健やかな育ちのためには、発達段階に応じた質の高い教育・保育を提供することが必要であり、その一体的提供に向けて、推進体制の確保を図ります。

⑴認定こども園の移行・設置の支援

幼稚園及び保育所の認定こども園への移行に対する支援を行うとともに、新たに設立を希望する事業者に対する支援を行います。

幼稚園設置者及び保育所設置者に対する情報提供を必要に応じて行い、認定こども園への移行を支援します。

⑵人材の確保および育成

教育・保育ニーズに十分対応するため、幼稚園教諭や保育士等の確保に努めます。

質の高い教育・保育を提供するため、幼稚園教諭や保育士等の合同研修に対する支援を行うなど、資質の向上を目指します。

⑶幼保小連携の推進

幼稚園や保育所から小学校へ円滑に移行できるよう、合同行事や合同活動、交流活動を実施するなど、幼稚園・保育所と小学校の連携を図ります。

就学前の子どもの教育・保育の充実および子育て支援の充実を図り、小1プロブレムの解消に努めます。

第５章　子どもの貧困対策

１．本市の貧困対策の趣旨

我が国の子どもの貧困率は、平成27年には13.9％、およそ７人に１人が貧困状態にあると言われています。

国は、平成26年に「子どもの貧困対策の推進に関する法律」を施行し、これを受けて策定した「子供の貧困対策に関する大綱」で定めた、「教育の支援、生活の支援、保護者の就労支援、経済的支援」の４本柱で子どもの貧困対策の充実強化に取り組んでいます。

本市においても、困難な状況にある家庭や子どもは、経済的な背景を踏まえた子育ち・子育ての支援が必要とされており、また、経済的な背景以外にも様々な課題を抱えている状況もみられることから、一人ひとりの状況に寄り添った支援をしていくための体制、環境づくりが求められています。

本市では、子どもの将来が生まれ育った環境によって左右されることのないよう、また、貧困が世代を超えて連鎖しないように、対策を総合的に推進します。

生活保護世帯や生活困窮世帯の自立を支援するため、複合的にかかえる課題の解消に向けて、継続的な支援と個々の状況に合った支援を実施します。

２．本市の現状と課題

⑴生活面において

家庭の経済的な状況により、子どもが体験できる経験に差がみられたり、保護者が仕事と家事に追われ、時間的・精神的に余裕がなく、子どもに十分に関わることができないという状況があります。こうした状況では、基本的な生活習慣や学習の習慣が身につかない上、さらに子どもの心身の健康や成長にも影響が生じることも考えられます。

またニーズ調査では、低所得世帯やひとり親家庭の保護者の７割を超える方が家計の先行きに不安を抱いていることがわかりました。

⑵教育において

家庭の経済的状況が、子どもの経験や学習・進学機会や未来への希望の持ち方などに影響している状況がみられます。

ニーズ調査の結果をみると、保護者の６割以上が、「学校や家庭以外で子どもが無償で勉強を学べる支援」を求めています。

⑶就労において

子どもたちが自分の将来を切り開く力を身につけるために、安心して教育が受けられるためにも、保護者の就労の安定が欠かせません。しかしニーズ調査によると、低所得世帯やひとり親家庭の保護者は、パートやアルバイトで就労している割合が高く、就業しても低収入であることがうかがえます。

⑷相談・支援体制において

経済的に困窮している世帯の子どもや保護者は、大変さや悩みを表に出さず、隠そうとする場合があることから、課題の発見が遅くなり、支援にもつながらない状況もあります。また貧困家庭の問題は、単に経済的困窮だけではなく、家族全体の複合的な問題を抱えている場合が多くあります。

３．施策の展開

⑴生活の支援

子どもの将来が生まれ育った環境によって左右されることのないよう、子どもが身体的・精神的にも安心して過ごせる環境づくりが大切であり、また保護者の収入の安定、養育力の向上など生活に寄り添った切れ目のない支援と相談体制が重要です。

①子どもの居場所づくり事業の拡充

地域でのこども食堂事業を拡充します。その際に、市が子どもの遊び相手や学習支援ボランティアの斡旋を行うなどの支援を行ないます。

また放課後児童クラブや児童館が子どもたちの放課後や休日を安心して過ごせる居場所となるために、適切な遊びと生活の場を提供します。

②子育て支援サービスの充実

子どもを安心して育てることができる環境づくりを進めるために、子どもと保護者の意思を尊重し、寄り添いながら各種子育て支援サービスを実施します。

③保育の充実

貧困状態にあるなど、困難を抱えやすい状況にある子どもを健やかに育てる保育の充実を図ります。

保育においては、大人になってからの活動や生き方の基盤を形成し、自己肯定感の育成につながるよう努めます。

④高卒認定試験合格支援給付金事業の推進

貧困の連鎖を予防するため、ひとり親家庭の子どもの高等学校卒業程度認定試験合格支援を行います。

⑤経済的支援の充実

児童手当、児童扶養手当、就学援助、医療費助成、入学支度金支給等の各種支援施策を活用し、子育てに関わる経済負担の軽減を図ります。ひとり親家庭の養育費確保に向けた相談支援を充実します。

また市営住宅の優先入居等を行い、住まいの確保を支援します。

⑵教育の支援

家庭の経済状況等に関わらず、等しくその能力に応じた教育を受けられるよう、家庭と学校が連携を図りながら、子どもが学習意欲や学習習慣を身につけられるよう支援します。生活保護世帯やひとり親家庭の子どもへの学習支援の充実、進学を支援する取組の充実に努めます。

①学校等との連携促進

学校を窓口として、支援を必要とする子どもたちに対し、生活支援や福祉制度につなげていけるよう、また適切な教育環境が確保できるよう、学校との連携を促進します。

②学習支援ボランティア派遣事業の推進

生活保護世帯やひとり親家庭の子どもに学習支援や進学相談、生活面の指導を行う大学生や教員資格を持つボランティアの派遣を行います。

③就学援助制度の推進

経済的理由により、就学困難とならないために、就学援助や高校生奨学金支給事業の活用推進を図ります。

また、ひとり親家庭の子どもの進学を支援するための貸付事業を行います。

⑶就労の支援

子どもたちが自分の将来を切り開く力を身につけるためには、安全・安心・安定を確保された家庭生活で正しい生活習慣が身につけられることが重要となります。保護者の安定した就労につながる資格等の習得に向けた支援や家計の安定を図るための支援を推進します。

①生活困窮世帯・ひとり親家庭への自立支援の充実

就労による自立を図るため、就労体験等を通じた訓練や生活習慣確立のための指導・社会生活自立のための訓練を行う就労準備支援事業を行います。

またひとり親家庭の保護者を対象に、資格取得や職業訓練、学び直しの支援を行います。

②ハローワーク等との連携強化

ハローワークと連携し、就労のための出張相談の実施や子どもを育てる保護者への就職機会の提供を行います。

⑷相談・支援体制の構築

子どもと家庭の悩みや課題を早期に気づき、適切な支援につなげる相談体制が重要となってきています。地域や関係機関の連携を強化し、個々の状況に合った継続的な相談支援体制を構築します。

①相談機能の強化

生活に困難を抱えている子どもや家庭に早期に気づき、適切な支援につなげる相談体制（家庭児童相談・子育て世代包括支援センター・教育相談）の強化を図り、切れ目のない支援を行います。

②地域や関係機関との連携強化

地域での民生委員・児童委員による見守り訪問を充実します。また、要保護児童対策地域協議会を強化するとともに、庁内連携による要保護児童の早期発見・早期対応に努めます。さらに、小中学校で様々な困難を抱える家庭に対して早期に各種支援が行えるよう、スクールソーシャルワーカーとの連携にも努めます。

第6章　計画の推進

１．推進体制

本計画においては、関係課を中心として、幼児期の学校教育、保育及び子育て支援の関係者等の参画を積極的に得るなどして、計画の着実な実施や推進を図ります。

また、必要に応じて、市民が委員として参加する会議等での意見も聴取し、関係者等の協力を得ながら、社会全体、地域ぐるみで、子ども・子育て支援に対する環境整備に向けた意識の醸成を図ります。

２．関係機関との連携強化

すべての家庭を対象として、子育て支援を総合的に行っていくためには、市の子ども支援施策の推進だけでなく、市内外の関連機関、市内の住民組織等との協働が不可欠です。

市内の子育て支援に関わる住民組織や児童相談所、保健所、教育機関、警察等との連携を強化するとともに、庁内の教育関連施策や都市施策、住宅施策の所管課との連携を図ります。

３．計画の進行管理

計画の推進に当たっては、各年度において、進捗状況の点検及び評価を行います。その際、社会情勢の変化を踏まえながら、市民や事業者、子育て支援に関わる関係者等の意見や意向等を参考に、計画の効果的な推進に向けて適切な見直しを実施します。また、実施状況が　量の見込みを達成できていない事業においては、改善を図ります。

なお、計画に定める量の見込みが、実状に比べて大きく変動する場合は、計画の見直しも検討します。

本計画の実現や進捗状況の管理・評価については、計画を立て（Plan）、実行（Do）、その進捗状況を定期的に把握し点検・評価した上で（Check）、その後の取組を改善する（Action）、一連のＰＤＣＡサイクルを構築することにより、年度ごとに検証を行います。

■計画の進行管理（PDCAサイクル）イメージ

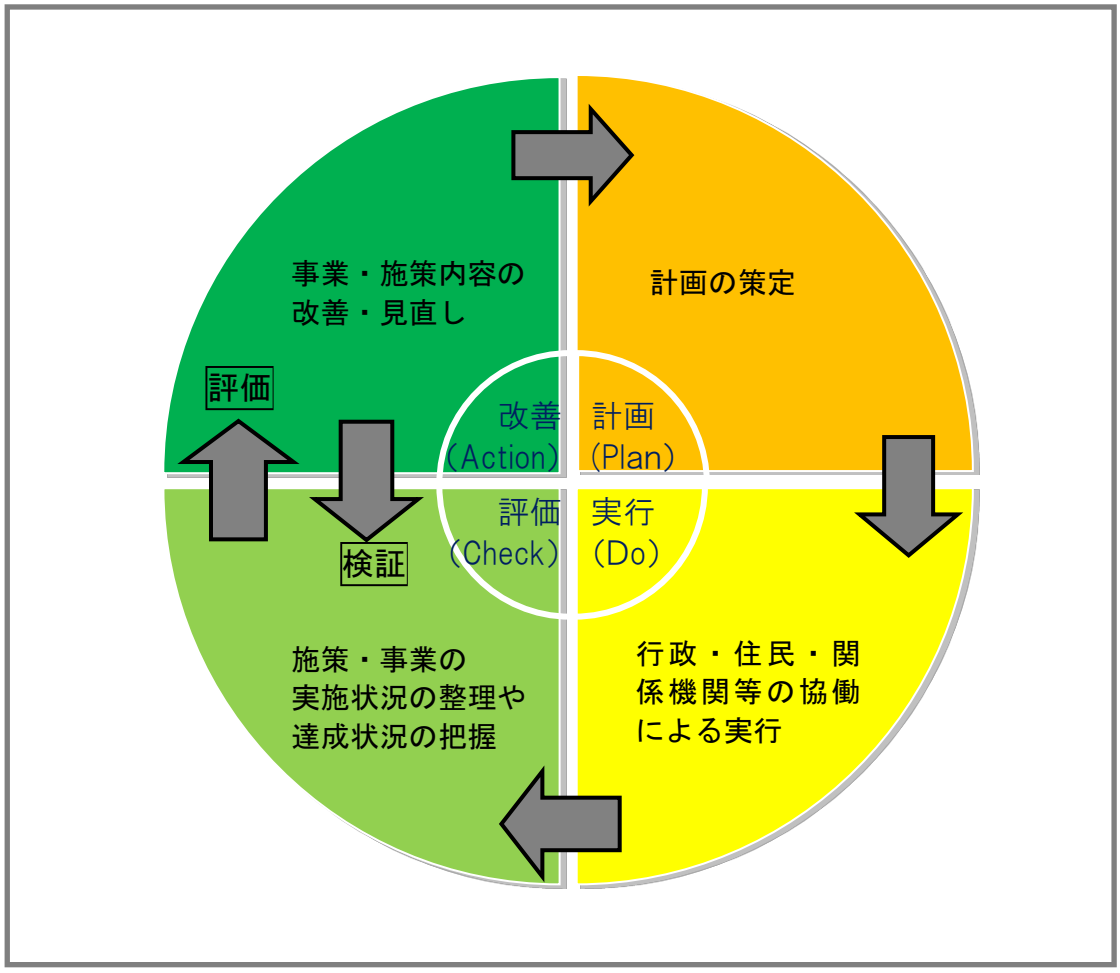

資 料 編

Ⅰ　子ども・子育てに関するアンケート調査結果

（ア）　調査の概要

本計画の策定にあたり、子育て支援サービスの利用状況や利用意向、また、子育て世帯の生活実態、要望・意見などを把握することを目的として、アンケート調査を実施しました。

【アンケート調査の概要】

●調 査 地 域：白山市全域

●調査対象者：①就学前児童がいる保護者　　4,507 世帯全数

②小学生のいる保護者（①の世帯を除く）　　993 世帯（無作為抽出）

合　　計　　5,500 世帯

●調 査 期 間：平成 31 年 1 月 16 日(水)～平成３１年 1 月 31 日(木)

●調 査 方 法：郵送による配布、回収（市内保育所・幼稚園でも回収）

●回　収　数

就学前配布数	小学生のみ配布数	合計	回収数	回収率
4,507	993	5,500	2,326	42.3%

（イ）調査結果

1　お子さんとご家族の状況について

（１）お住まいの小学校区〔問1〕

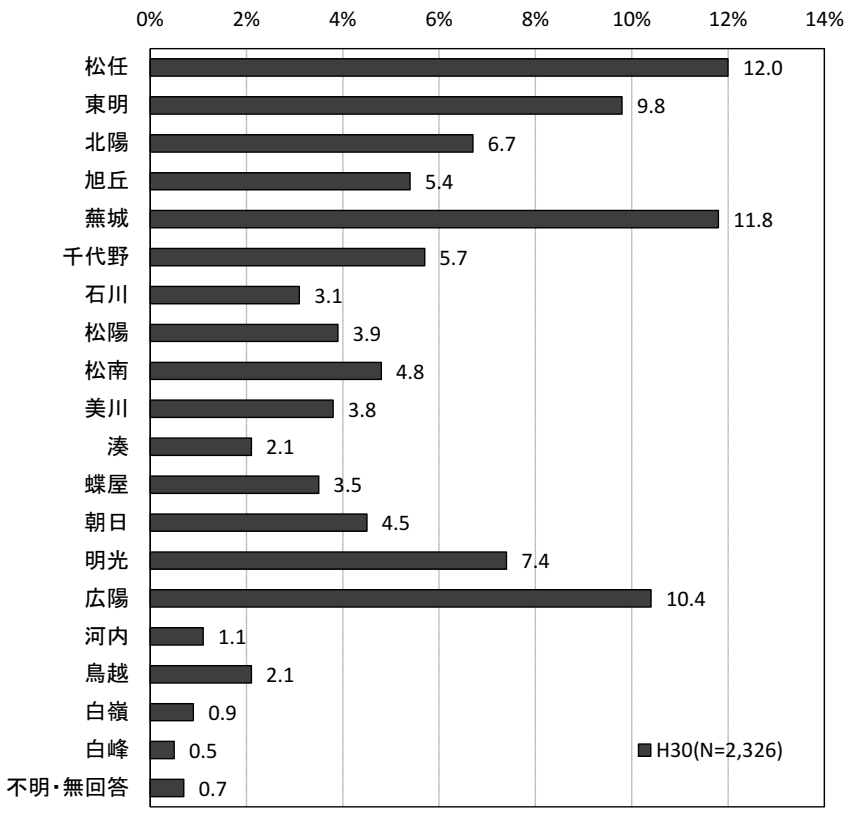

（２）対象の子どもの年齢と学年（平成 30 年４月１日現在）〔問2〕

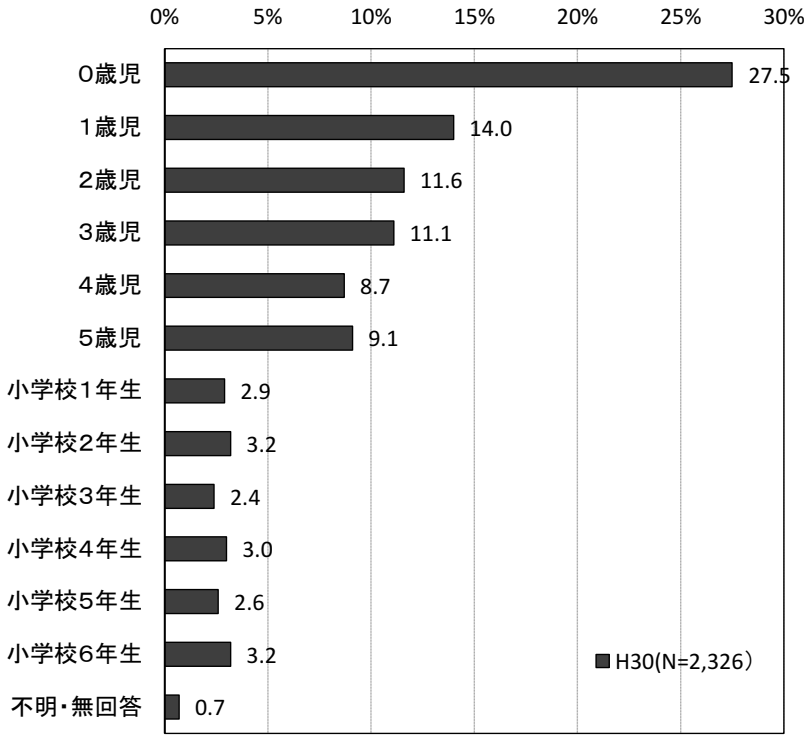

（３）小学生以下の子どもの人数〔問3〕

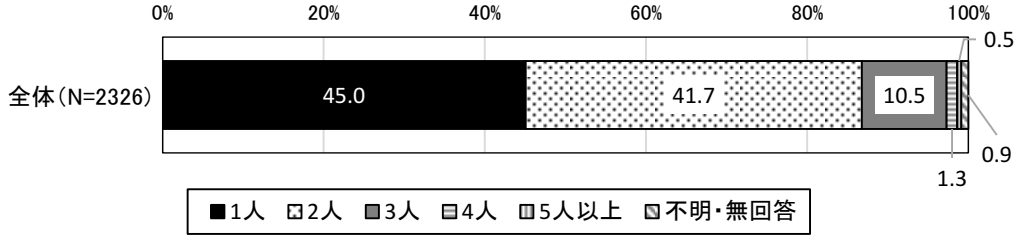

（４）調査票の回答者〔問4〕

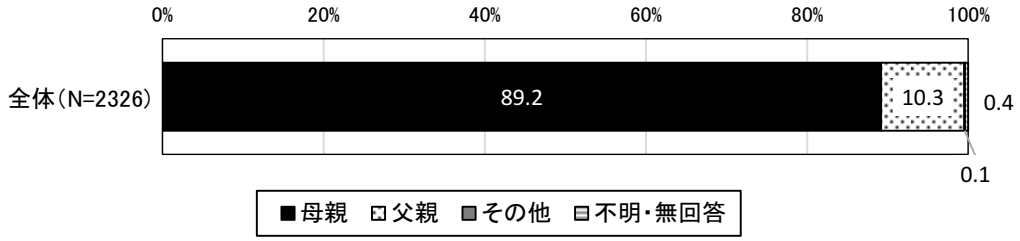

（５）調査票の回答者の配偶関係の有無〔問5〕

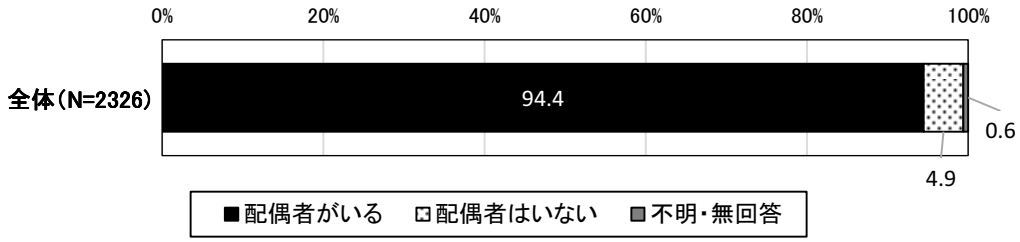

（６）子育てを主に行っている方〔問6〕

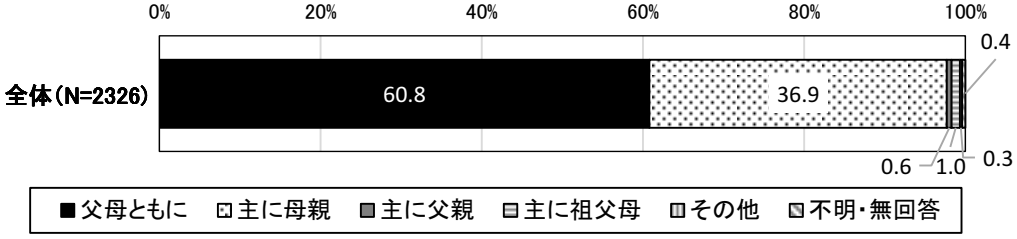

（７）世帯収入〔問7〕

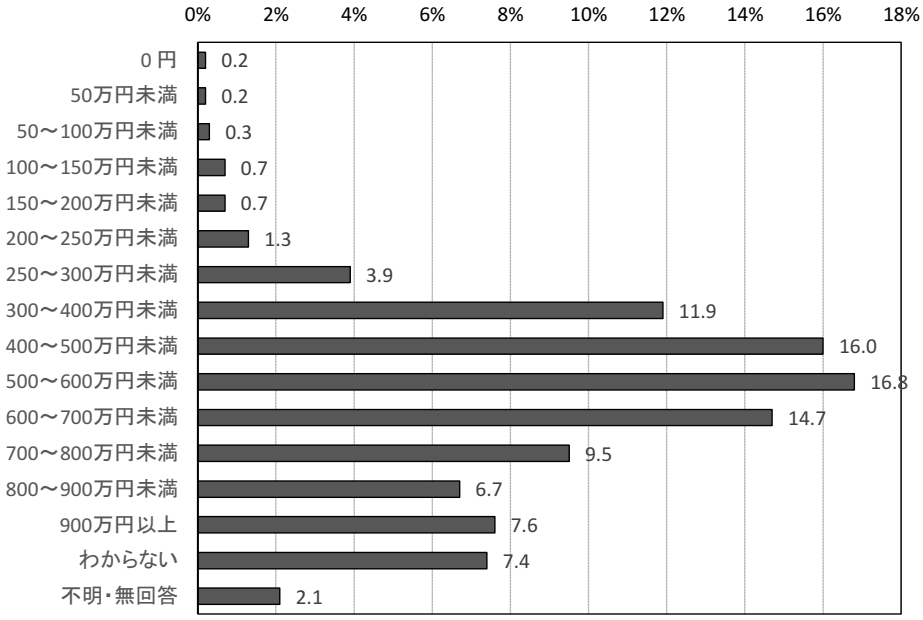

２　子どもの育ちをめぐる環境について

（１）子育てに日常的に関わっている方（施設）〈複数回答〉〔問8〕

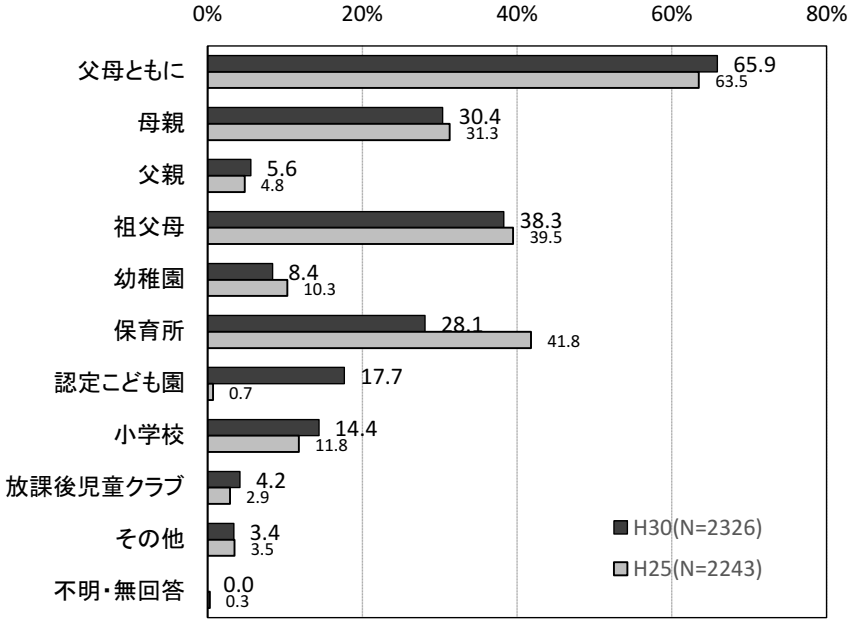

（２）子育てや教育に影響すると思われる環境〈複数回答〉〔問9〕

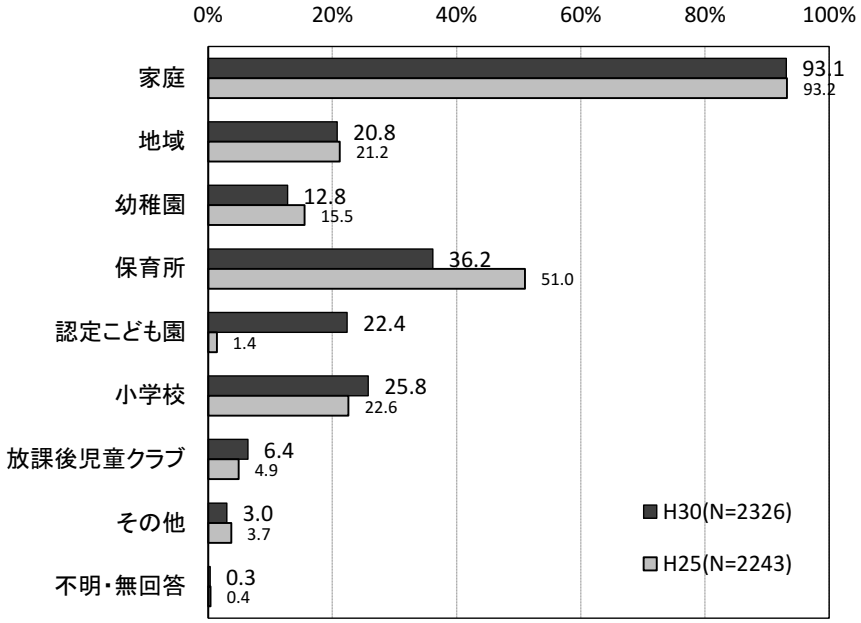

（３）日頃、子どもをみてもらえる親族・知人の有無〈複数回答〉〔問10〕

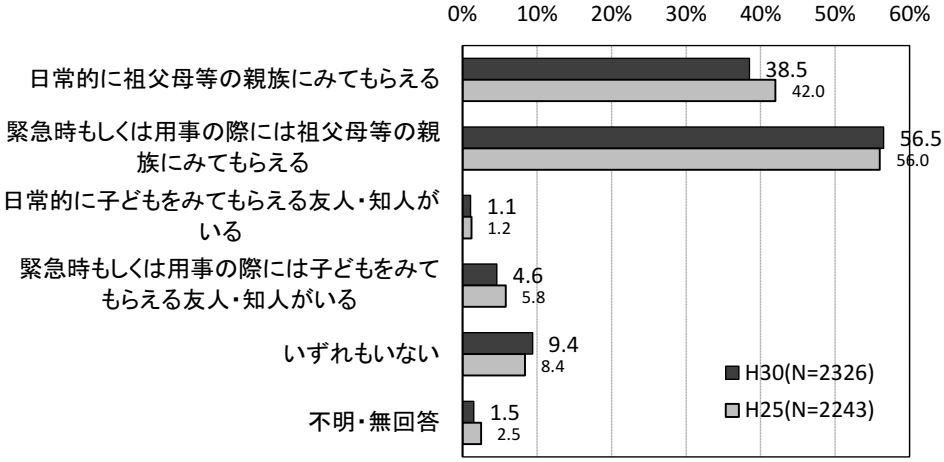

（３）で「日常的に祖父母等の親族にみてもらえる」または「緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる」を選んだ方

（３）－１　祖父母等の親族にみてもらっている状況〈複数回答〉〔問10-1〕

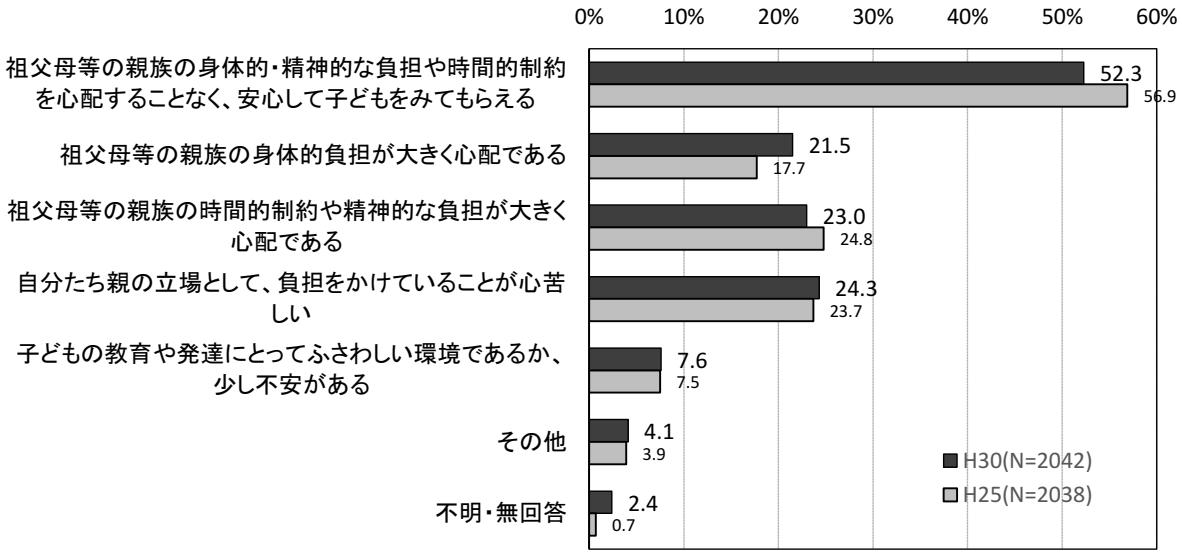

（３）で「日常的に子どもをみてもらえる友人・知人がいる」または「緊急時もしくは用事の際には子どもをみてもらえる友人・知人がいる」を選んだ方

（３）－２　友人・知人にみてもらっている状況〈複数回答〉〔問10-2〕

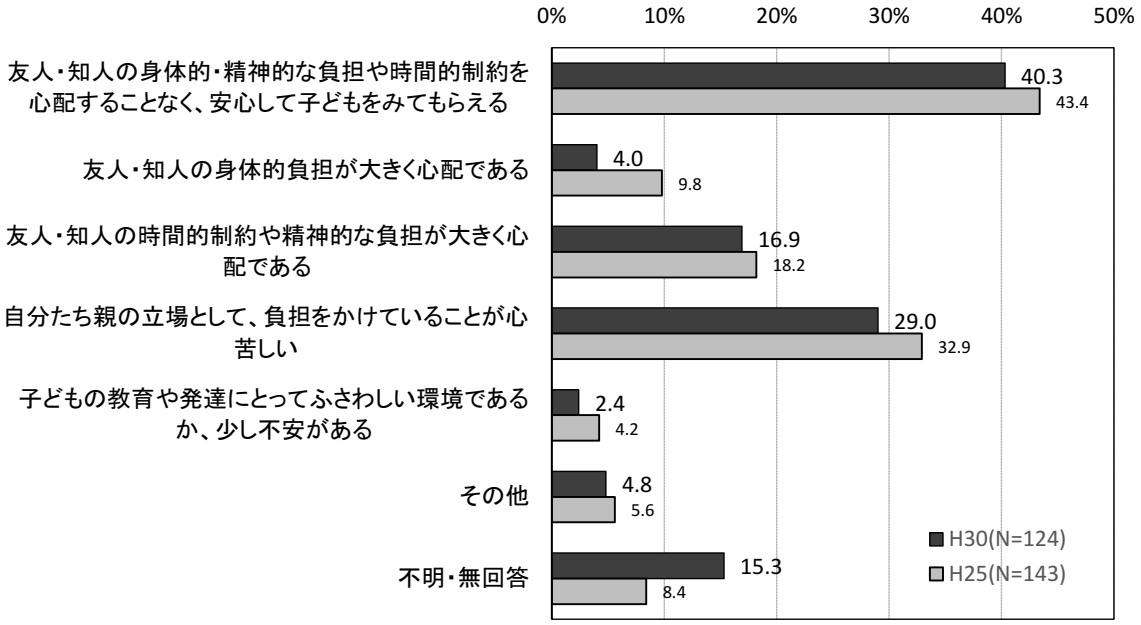

（４）子育てをする上での相談相手や相談できる場所の有無〔問11〕

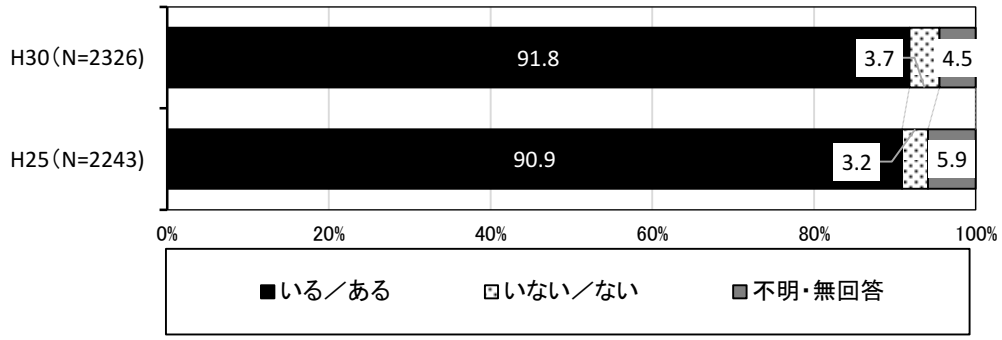

（４）で「いる／ある」を選んだ方

（５）気軽に相談できる先〈複数回答〉〔問11−1〕

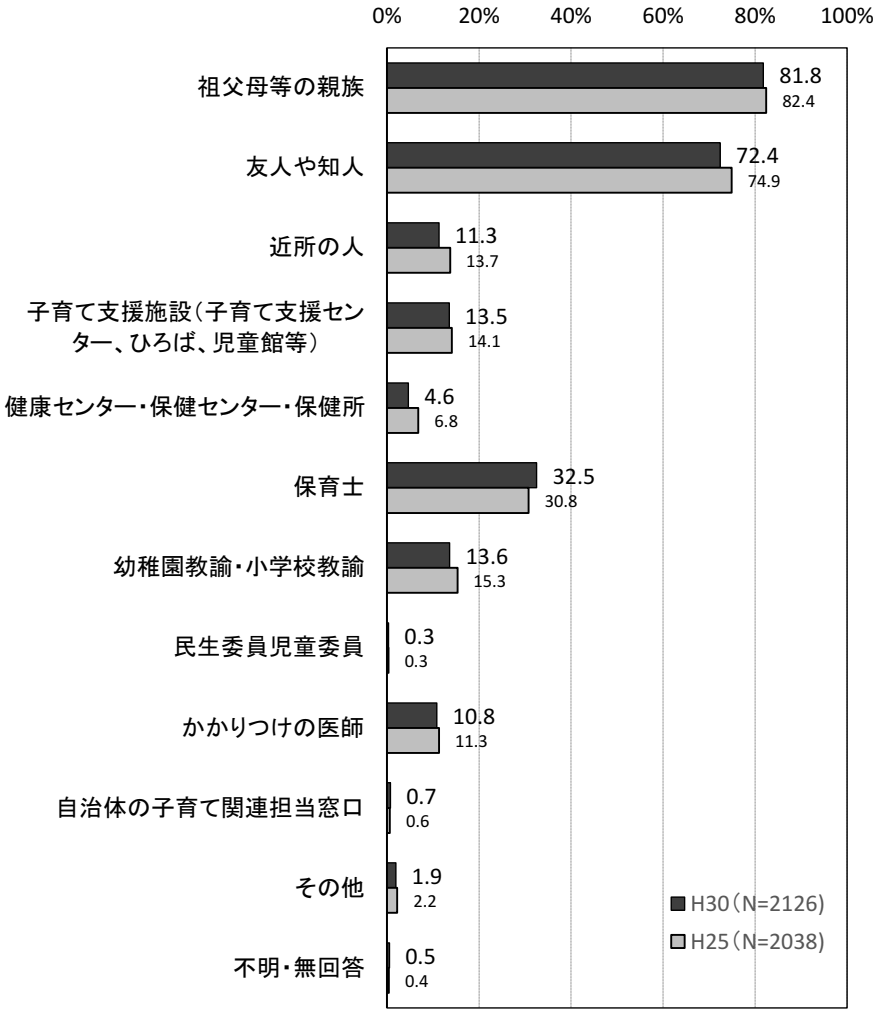

３　保護者の就労状況について

（１）保護者の就労状況〔問 13〕

＊「フルタイム」：１週５日程度・１日８時間程度の就労

【母親】

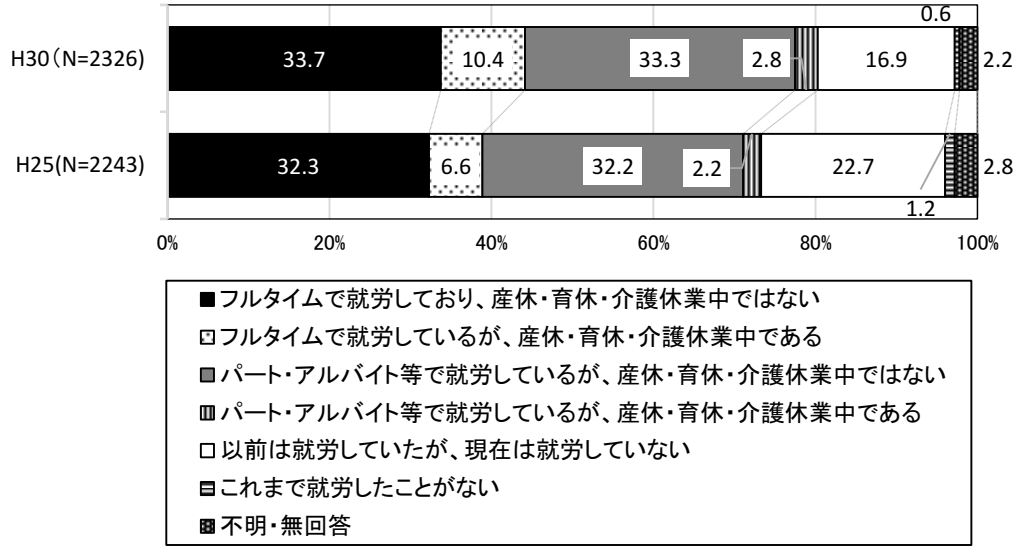

【父親】

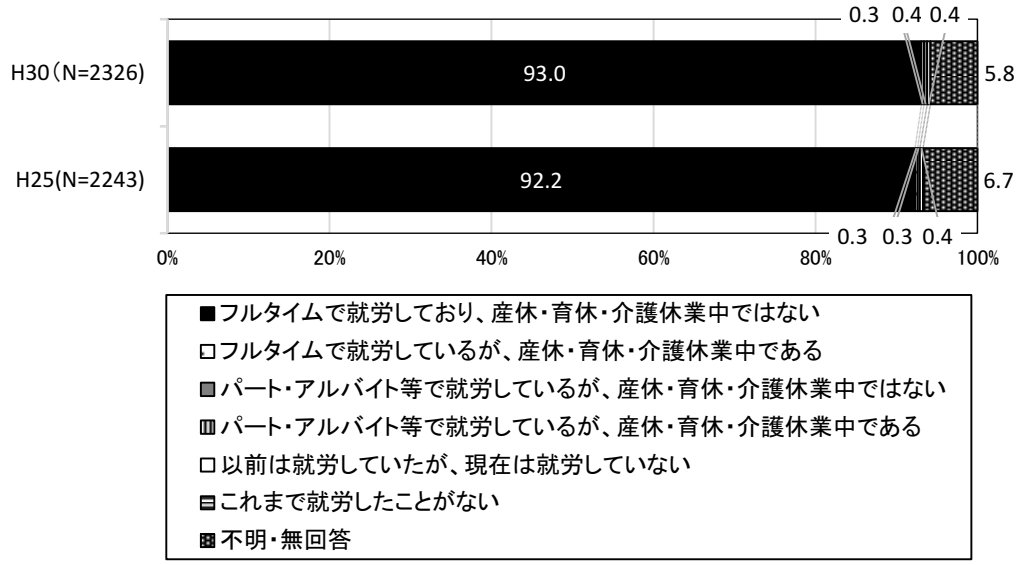

※父親では、「パート・アルバイト等で就労しているが、産休・育休・介護休業中である」、「これまで就労したことがない」に回答がありませんでした

地区別 × 母親の就労状況

上段:度数 下段:%	問13母親の就業状況							
	合計	フルタイムで就労しており、産休・育休・介護休業中ではない	フルタイムで就労しているが、産休・育休・介護休業中である	パート・アルバイト等で就労しているが、産休・育休・介護休業中ではない	パート・アルバイト等で就労しているが、産休・育休・介護休業中である	以前は就労していたが、現在は就労していない	これまで就労したことがない	無回答
全体	2326	785	242	775	65	393	14	52
	100.0	33.7	10.4	33.3	2.8	16.9	0.6	2.2
松任	1470	484	158	499	43	248	8	30
	100.0	32.9	10.7	33.9	2.9	16.9	0.5	2.0
美川	219	74	21	81	4	34	2	3
	100.0	33.8	9.6	37.0	1.8	15.5	0.9	1.4
鶴来	516	171	53	168	15	94	3	12
	100.0	33.1	10.3	32.6	2.9	18.2	0.6	2.3
白山ろく	105	53	6	24	0	14	1	7
	100.0	50.5	5.7	22.9	0.0	13.3	1.0	6.7
無回答	16	3	4	3	3	3	0	0
	100.0	18.8	25.0	18.8	18.8	18.8	0.0	0.0

年齢別 × 母親の就労状況

上段:度数 下段:%	問13母親の就業状況							
	合計	フルタイムで就労しており、産休・育休・介護休業中ではない	フルタイムで就労しているが、産休・育休・介護休業中である	パート・アルバイト等で就労しているが、産休・育休・介護休業中ではない	パート・アルバイト等で就労しているが、産休・育休・介護休業中である	以前は就労していたが、現在は就労していない	これまで就労したことがない	無回答
全体	2326	785	242	775	65	393	14	52
	100.0	33.7	10.4	33.3	2.8	16.9	0.6	2.2
0歳	458	61	170	61	35	122	5	4
	100.0	13.3	37.1	13.3	7.6	26.6	1.1	0.9
1歳	456	132	65	125	15	102	4	13
	100.0	28.9	14.3	27.4	3.3	22.4	0.9	2.9
2歳	401	131	41	135	8	80	3	3
	100.0	32.7	10.2	33.7	2.0	20.0	0.7	0.7
3歳	427	141	30	152	12	82	3	7
	100.0	33.0	7.0	35.6	2.8	19.2	0.7	1.6
4歳	394	150	15	153	14	52	0	10
	100.0	38.1	3.8	38.8	3.6	13.2	0.0	2.5
5歳	437	149	19	182	13	60	4	10
	100.0	34.1	4.3	41.6	3.0	13.7	0.9	2.3
小学校低学年	691	272	22	288	14	78	2	15
	100.0	39.4	3.2	41.7	2.0	11.3	0.3	2.2
小学校高学年	527	218	12	221	6	51	3	16
	100.0	41.4	2.3	41.9	1.1	9.7	0.6	3.0
無回答	19	8	3	4	0	4	0	0
	100.0	42.1	15.8	21.1	0.0	21.1	0.0	0.0

（１）－１　保護者の就労日数、就労時間〔問 13-1〕

●フルタイムで就労している保護者の状況

①１週当たりの就労日数・フルタイム

就労日数	母親（N=1027）		父親（N=2171）	
	件数	%	件数	%
1日	1	0.1	1	0.0
2日	2	0.2	4	0.2
3日	0	0.0	13	0.6
4日	7	0.7	9	0.4
5日	813	79.2	1,244	57.3
6日	165	16.1	762	35.1
7日	11	1.1	50	2.3
無回答	27	2.6	88	4.1
合計	1,026	100.0	2,171	100.0

②１日当たりの就労時間・フルタイム

就労時間	母親（N=1027）		父親（N=2171）	
	件数	%	件数	%
1時間	5	0.5	6	0.3
2時間	1	0.1	4	0.2
3時間	2	0.2	4	0.2
4時間	4	0.4	4	0.2
5時間	9	0.9	3	0.1
6時間	76	7.4	5	0.2
7時間	166	16.2	61	2.8
8時間	509	49.6	720	33.2
9時間	98	9.5	324	14.9
10時間	71	6.9	455	21.0
11時間	20	1.9	124	5.7
12時間以上	24	2.3	331	15.2
無回答	42	4.1	130	6.0
合計	1,027	100.0	2,171	100.0

●パート・アルバイト等で就労している保護者の状況

③１週当たりの就労日数・パート・アルバイト等

就労日数	母親（N=840）		父親（N=9）	
	件数	%	件数	%
1日	6	0.7	1	11.1
2日	18	2.1	0	0.0
3日	82	9.8	0	0.0
4日	193	23.0	3	33.3
5日	488	58.1	4	44.4
6日	34	4.0	1	11.1
7日	2	0.2	0	0.0
無回答	17	2.0	0	0.0
合計	840	100.0	9	100.0

④１日当たりの就労時間・パート・アルバイト等

就労時間	母親（N=840）		父親（N=9）	
	件数	%	件数	%
1時間	2	0.2	0	0.0
2時間	7	0.8	0	0.0
3時間	31	3.7	1	11.1
4時間	106	12.6	0	0.0
5時間	221	26.3	1	11.1
6時間	246	29.3	0	0.0
7時間	119	14.2	1	11.1
8時間	63	7.5	4	44.4
9時間	12	1.4	0	0.0
10時間	4	0.5	0	0.0
11時間	2	0.2	0	0.0
12時間以上	10	1.2	1	11.1
無回答	17	2.0	1	11.1
合計	840	100.0	9	100.0

（１）－２　フルタイムで就労している保護者の出発時間、帰宅時間〔問 13-2〕

●フルタイムで就労している保護者の状況

①出発時間・フルタイム

出勤時間	母親（N=1027）		父親（N=2171）	
	件数	%	件数	%
1～2時台	0	0.0	5	0.2
3～4時台	0	0.0	15	0.7
5～6時台	17	1.7	249	11.5
7～8時台	904	88.0	1,645	75.8
9～10時台	65	6.3	101	4.7
11～12時台	1	0.1	17	0.8
13～14時台	1	0.1	4	0.2
15～16時台	2	0.2	12	0.6
17～18時台	1	0.1	5	0.2
19～20時台	0	0.0	1	0.0
21～22時台	1	0.1	3	0.1
23～24時台	0	0.0	3	0.1
無回答	35	3.4	109	5.0
合計	1,027	100.0	2,169	100.0

②帰宅時間・フルタイム

帰宅時間	母親（N=1027）		父親（N=2171）	
	件数	%	件数	%
1～2時台	0	0.0	6	0.3
3～4時台	2	0.2	2	0.1
5～6時台	10	1.0	21	1.0
7～8時台	5	0.5	28	1.3
9～10時台	3	0.3	42	1.9
11～12時台	0	0.0	15	0.7
13～14時台	3	0.3	3	0.1
15～16時台	47	4.6	24	1.1
17～18時台	656	63.9	500	23.1
19～20時台	243	23.7	956	44.1
21～22時台	19	1.9	398	18.4
23～24時台	2	0.2	49	2.3
無回答	37	3.6	122	5.6
合計	1,027	100.0	2,166	100.0

●パート・アルバイト等で就労している保護者の状況

③出発時間・パート・アルバイト等

出勤時間	母親（N=840）		父親（N=9）	
	件数	%	件数	%
1～2時台	0	0.0	0	0.0
3～4時台	1	0.1	0	0.0
5～6時台	2	0.2	0	0.0
7～8時台	546	65.0	5	55.6
9～10時台	239	28.5	1	11.1
11～12時台	12	1.4	0	0.0
13～14時台	6	0.7	1	11.1
15～16時台	5	0.6	1	11.1
17～18時台	3	0.4	0	0.0
19～20時台	3	0.4	1	11.1
21～22時台	1	0.1	0	0.0
23～24時台	1	0.1	0	0.0
無回答	21	2.5	0	0.0
合計	840	100.0	9	100.0

④帰宅時間・パート・アルバイト等

帰宅時間	母親（N=840）		父親（N=9）	
	件数	%	件数	%
1～2時台	4	0.5	1	11.1
3～4時台	10	1.2	0	0.0
5～6時台	8	1.0	1	11.1
7～8時台	0	0.0	0	0.0
9～10時台	3	0.4	1	11.1
11～12時台	9	1.1	1	11.1
13～14時台	105	12.5	1	11.1
15～16時台	363	43.2	0	0.0
17～18時台	277	33.0	1	11.1
19～20時台	25	3.0	2	22.2
21～22時台	11	1.3	0	0.0
23～24時台	3	0.4	0	0.0
無回答	22	2.6	1	11.1
合計	840	100.0	9	100.0

（１）で「パート・アルバイト等で就労しているが、産休・育休・介護休業中ではない」または「パート・アルバイト等で就労しているが、産休・育休・介護休業中である」を選んだ方

（２）パート・アルバイト等で就労している方のフルタイムへの転換希望

〔問 14〕

【母親】

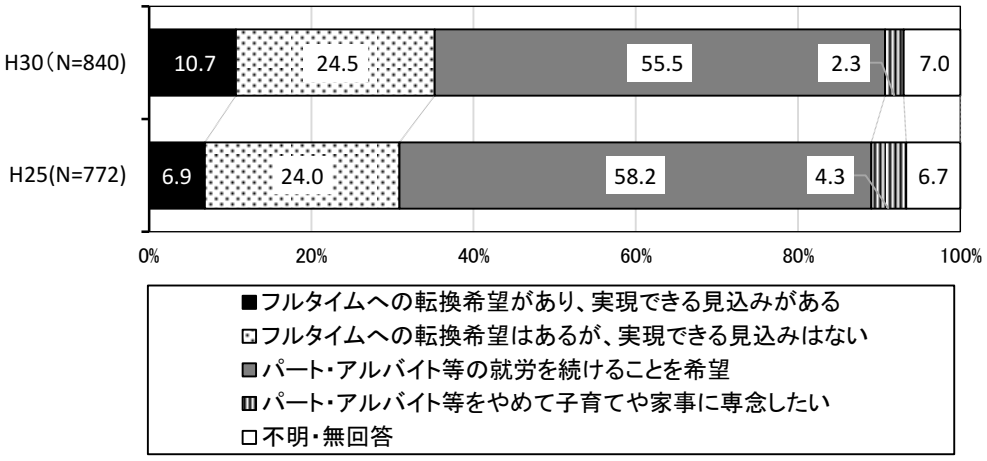

【父親】

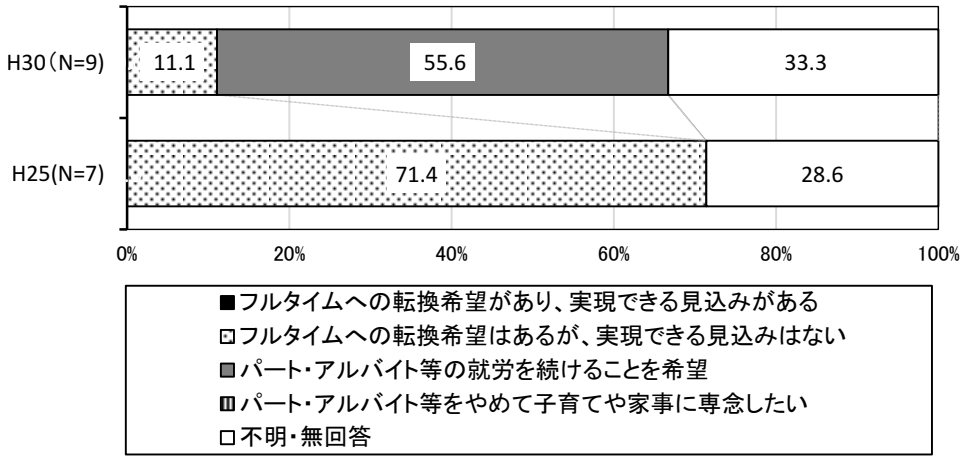

（１）で「以前は就労していたが、現在は就労していない」または「これまで就労したことがない」を選んだ方

（３）現在、就労していない方の就労希望〔問 15〕

【母親】

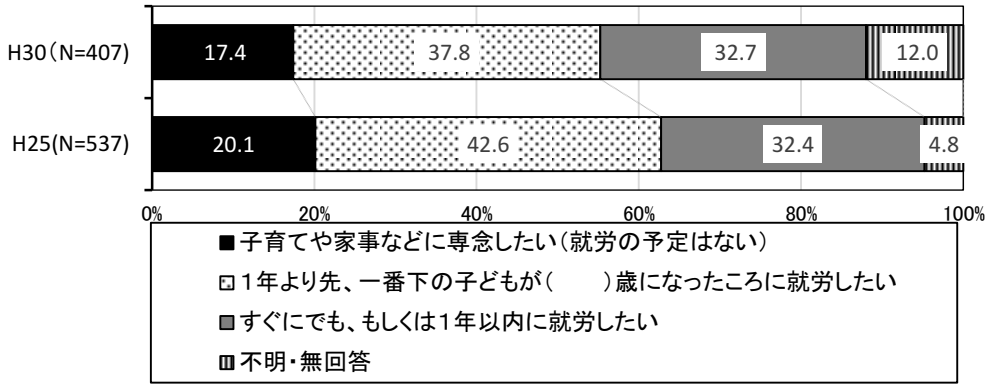

【父親】

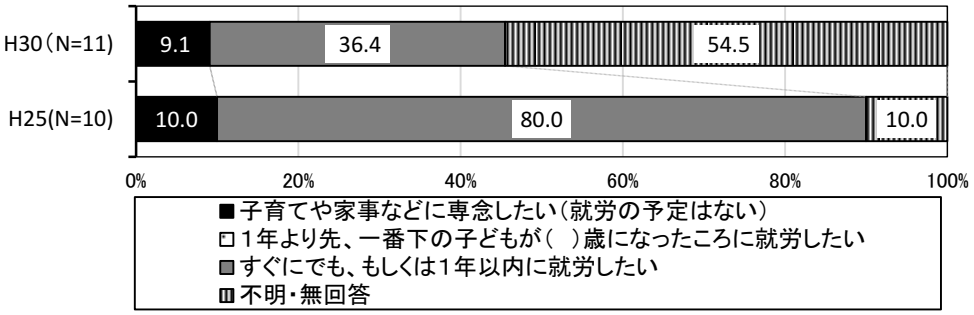

①一番下の子どもが何歳になれば就労したいか

《「１年より先、一番下の子どもが（　）歳になったころに就労したい」を選んだ方》

問15母親就労希望年齢	(N=154)	
	件数	(全体)%
1歳	19	12.3
2歳	20	13.0
3歳	58	37.7
4歳	11	7.1
5歳	6	3.9
6歳	11	7.1
7歳	7	4.5
8歳	2	1.3
9歳	0	0.0
10歳	7	4.5
11歳	0	0.0
12歳	0	0.0
13歳	0	0.0
14歳以上	1	0.6
不明・無回答	12	7.8

※父親の回答はありませんでした

②希望する就労形態《「すぐにでも、もしくは１年以内に就労したい」を選んだ方》

【母親】

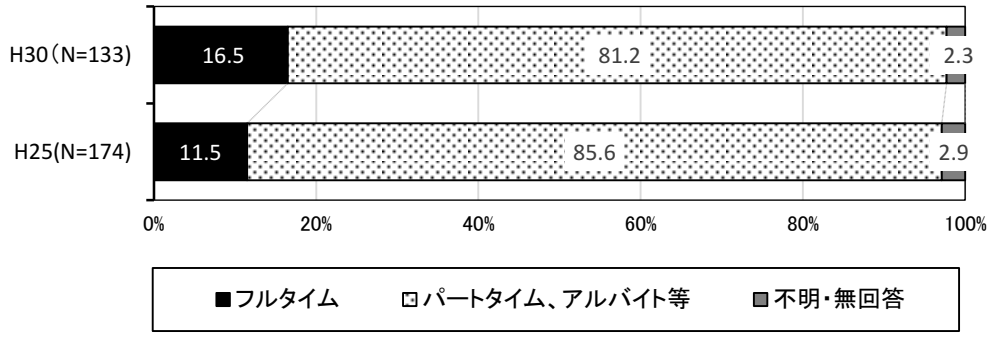

※父親は全数(4 件)が「フルタイム」でした。

③パートタイム、アルバイト等で希望する就労形態

《②で「パートタイム、アルバイト等（「フルタイム」以外）」を選んだ方》

■希望する１週当たりの就労日数

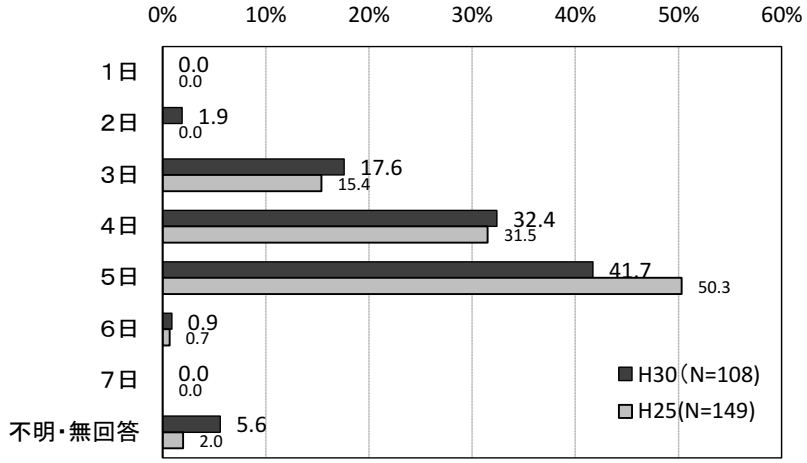

■希望する１日当たりの就労時間

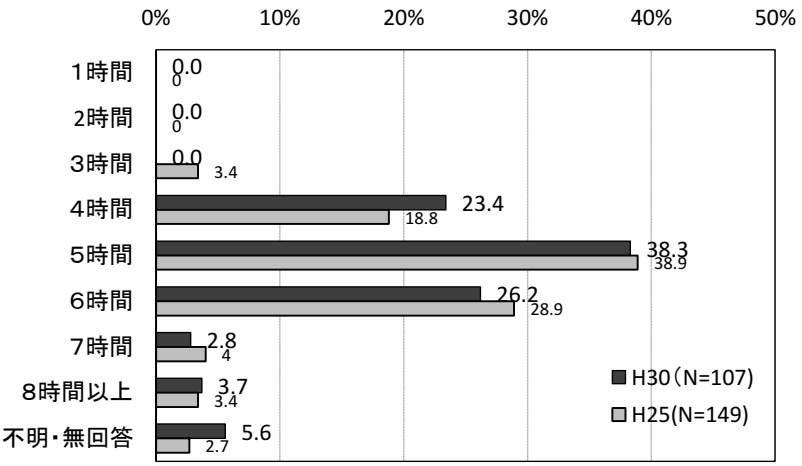

４　平日の定期的な教育・保育事業の利用について（就学前児童）

（１）現在の定期的な教育・保育事業の利用の有無〔問 16〕

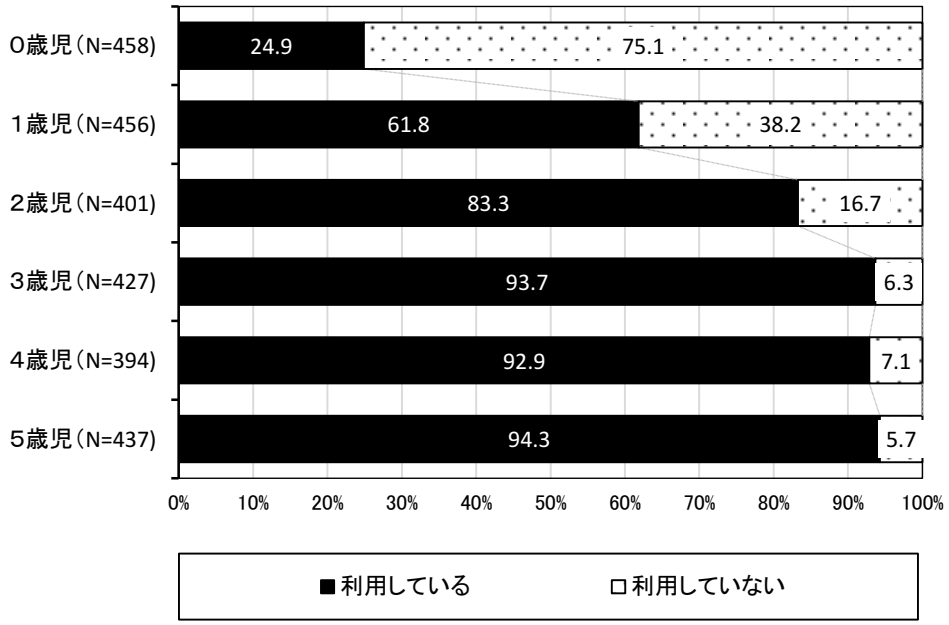

＊ここでいう「定期的な教育・保育事業」とは、月単位で定期的に利用している事業を指す。具体的には、幼稚園や保育所など、（１）－１に示す事業が含まれる。

（１）で「利用している」を選んだ方

（１）－１　平日に利用している教育・保育事業（０歳児）〈複数回答〉〔問 16-1〕

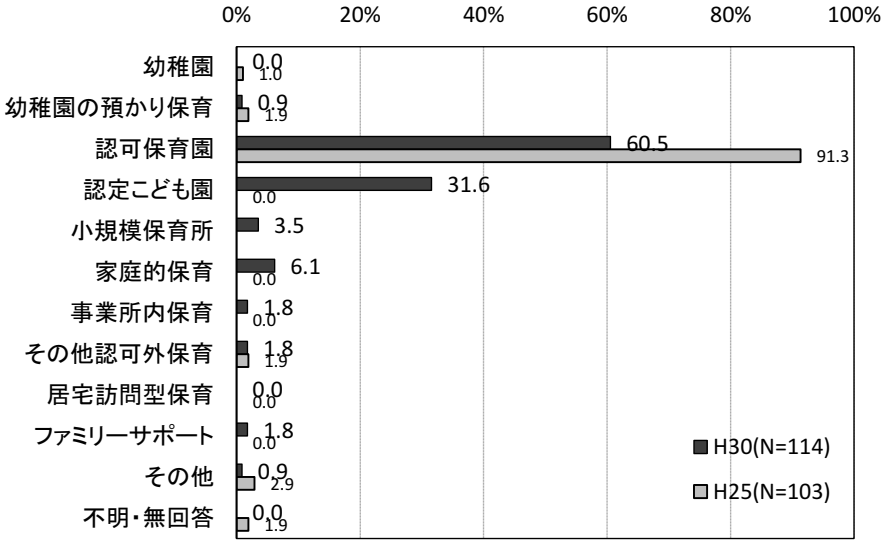

（１）で「利用している」を選んだ方

（１）－１　平日に利用している教育・保育事業（１歳児）〈複数回答〉〔問 16-1〕

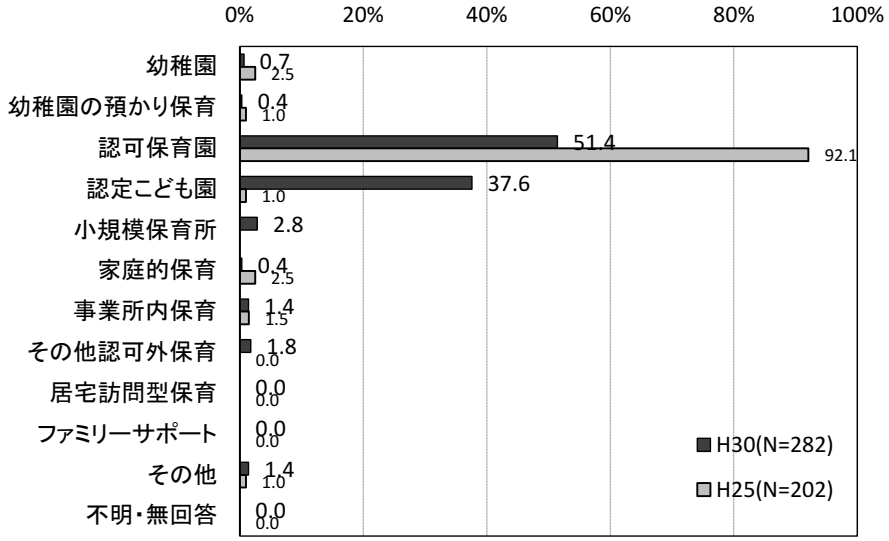

（１）で「利用している」を選んだ方

（１）－１　平日に利用している教育・保育事業（２歳児）〈複数回答〉〔問 16-1〕

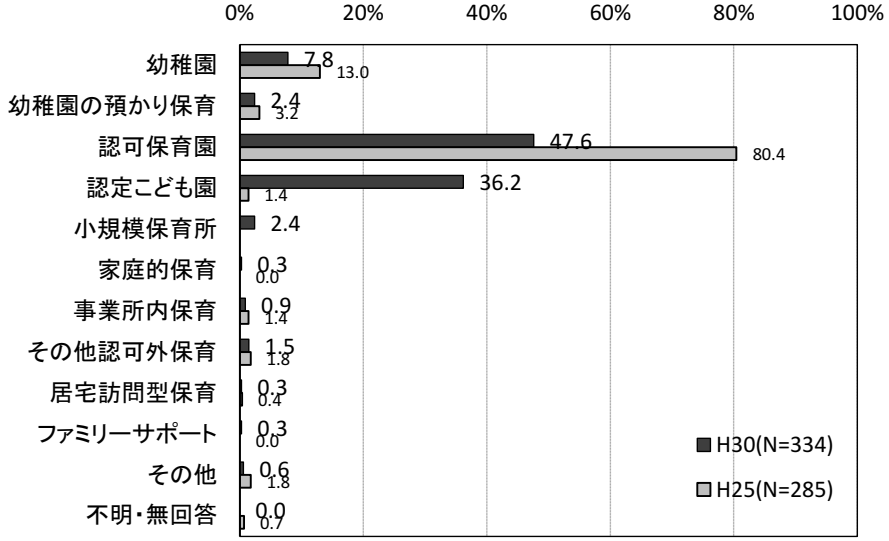

（１）で「利用している」を選んだ方

（１）－１　平日に利用している教育・保育事業（３歳児）〈複数回答〉〔問 16-1〕

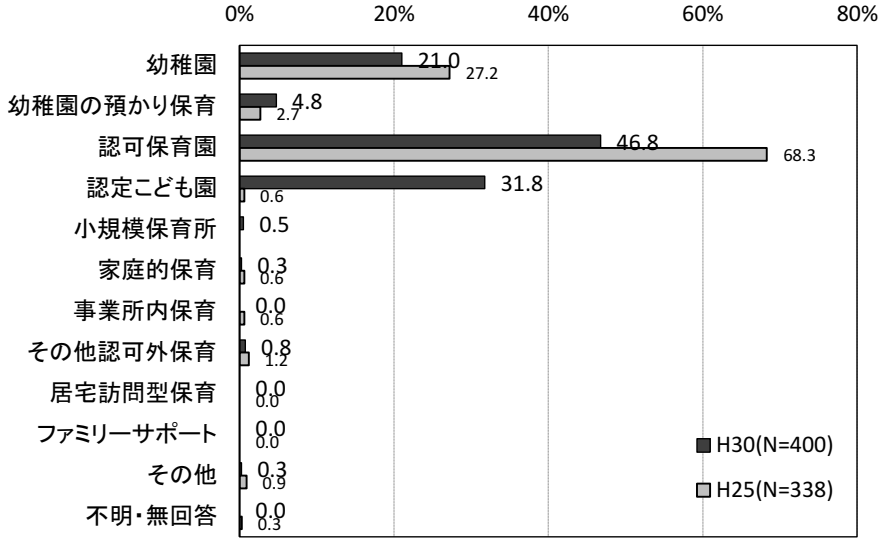

（１）で「利用している」を選んだ方

（１）－１　平日に利用している教育・保育事業（４歳児）〈複数回答〉〔問 16-1〕

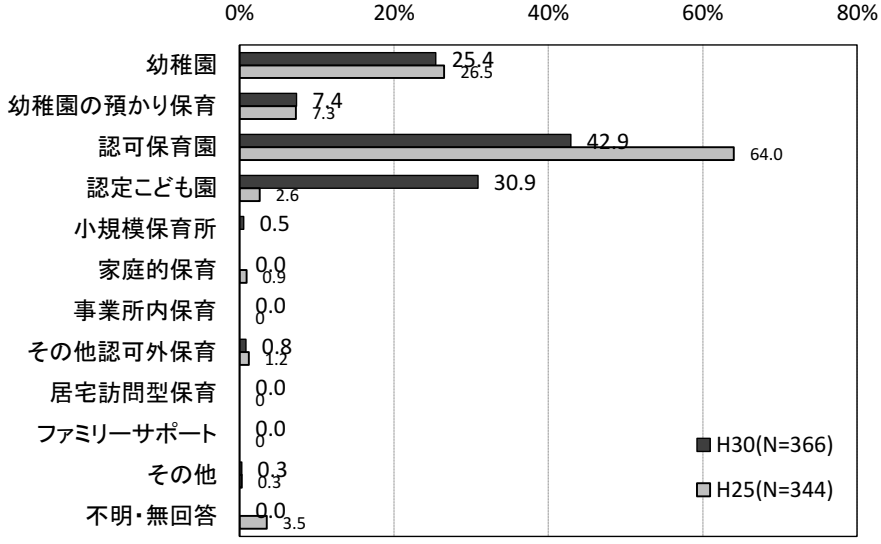

（１）で「利用している」を選んだ方

（１）－１　平日に利用している教育・保育事業（５歳児）〈複数回答〉〔問 16-1〕

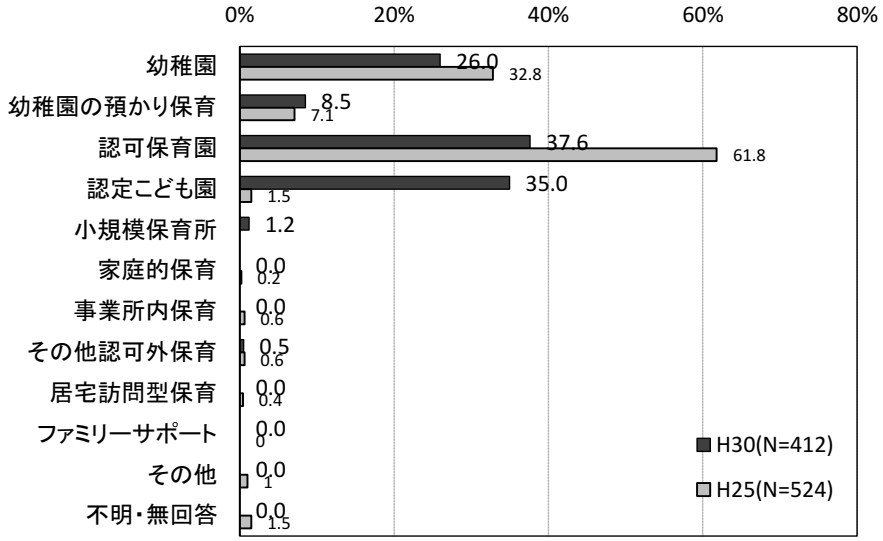

（１）で「幼稚園」または「幼稚園の預かり保育」を選んだ方

（１）－２　特に幼稚園の利用を強く希望するか〔問 16-2〕

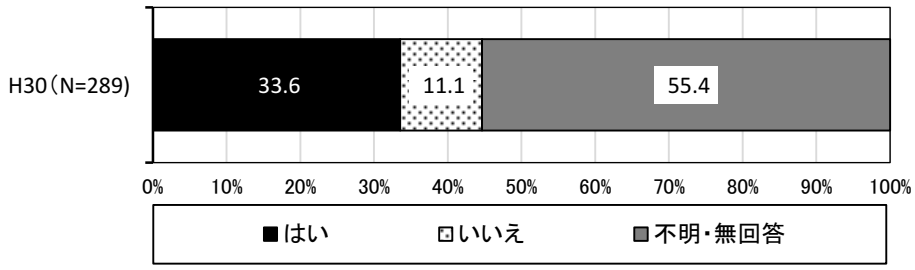

（１）で「利用している」を選んだ方

（１）－３　平日に利用している教育・保育事業の現在の状況と、今後の利用希望

〔問 16-3〕

①１週当たりの利用日数

（単位:%）

	0歳児（N=116）		1歳児（N=282）		2歳児（N=333）		3歳児（N=400）		4歳児（N=366）		5歳児（N=412）	
	現在	希望	現在	希望	現在	希望	現在	希望	現在	希望	現在	希望
1日	1.7	0.0	1.8	1.1	0.3	0.0	0.5	0.5	1.1	0.5	0.7	0.5
2日	0.0	0.0	0.7	0.0	0.3	0.3	0.3	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
3日	0.0	0.9	0.4	0.7	0.3	0.0	0.5	0.5	0.0	0.3	0.2	0.0
4日	1.7	0.0	1.4	0.4	0.9	0.3	0.3	0.5	0.8	1.6	0.5	0.7
5日	82.8	58.6	80.1	64.9	83.8	58.6	87.8	69.5	86.9	60.9	86.9	62.6
6日	6.9	12.9	6.0	8.5	7.8	10.8	4.8	8.0	7.1	11.2	7.0	9.5
7日	0.0	0.9	0.0	0.4	0.3	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.5
不明・無回答	6.9	26.7	9.6	24.1	6.3	30.0	6.0	21.0	4.1	25.4	4.6	26.2

②１日当たりの利用時間

（単位:%）

	0歳児（N=116）		1歳児（N=282）		2歳児（N=333）		3歳児（N=400）		4歳児（N=366）		5歳児（N=412）	
	現在	希望	現在	希望	現在	希望	現在	希望	現在	希望	現在	希望
1時間	0.0	0.0	1.1	0.4	0.3	0.0	0.5	0.3	0.3	0.0	0.7	0.5
2時間	0.9	0.0	0.0	0.0	0.3	0.0	0.3	0.5	0.3	0.3	0.2	0.2
3時間	0.0	0.0	0.4	0.0	0.0	0.3	0.3	0.0	0.0	0.3	0.2	0.0
4時間	0.9	0.9	0.4	0.0	0.3	0.0	0.8	0.3	0.5	0.3	0.7	0.2
5時間	0.0	0.0	0.7	0.4	2.4	0.3	5.0	0.8	7.4	1.9	4.1	0.7
6時間	1.7	0.0	1.8	3.5	5.4	1.8	14.8	4.8	12.6	4.9	13.6	5.3
7時間	17.2	10.3	16.7	11.3	19.8	9.9	18.0	16.5	16.4	11.5	20.1	12.1
8時間	35.3	24.1	36.2	25.9	32.4	23.4	24.3	23.0	31.4	27.6	29.4	24.8
9時間	22.4	18.1	16.0	15.2	14.4	12.9	13.8	15.0	12.8	13.1	13.8	13.8
10時間	10.3	11.2	12.8	12.4	12.9	12.9	13.5	11.5	9.6	7.7	9.7	11.2
11時間	0.0	3.4	3.2	3.9	1.5	3.9	2.0	2.3	1.9	2.2	1.7	1.2
12時間	0.9	0.9	0.0	0.7	0.6	1.5	0.3	2.3	0.3	1.1	0.5	1.7
13時間以上	0.9	0.9	0.7	0.4	0.3	1.2	0.3	0.8	0.5	0.8	0.0	0.7
不明・無回答	9.5	30.2	10.3	25.9	9.3	31.8	6.5	22.3	6.0	28.4	5.1	27.4

③利用開始時間

（単位:%）

	0歳児（N=116）		1歳児（N=282）		2歳児（N=333）		3歳児（N=400）		4歳児（N=366）		5歳児（N=412）	
	現在	希望	現在	希望	現在	希望	現在	希望	現在	希望	現在	希望
6時以前	0.0	0.0	0.0	0.7	0.0	0.6	0.3	0.8	0.5	0.5	0.5	0.5
7時台	12.9	11.2	13.8	12.4	13.2	10.2	11.3	10.3	10.7	7.9	10.9	10.0
8時台	64.7	48.3	57.4	47.2	51.1	41.4	51.3	44.3	54.9	43.4	52.2	41.3
9時台	12.9	11.2	14.9	13.8	22.8	15.6	26.8	20.8	24.6	20.8	26.7	17.5
10時台	0.9	0.9	0.0	0.0	0.0	0.0	1.0	0.5	0.5	0.0	1.2	0.5
11時台	0.0	0.0	0.4	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
12時台	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.3	0.0	0.0
13時台	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
14時以降	0.9	0.9	0.4	0.0	1.5	0.9	1.3	0.8	0.8	0.3	1.0	1.5
不明・無回答	7.8	27.6	13.1	25.9	11.4	31.2	8.3	22.8	7.9	26.8	7.5	28.9

④利用終了時間

（単位:%）

	0歳児（N=116）		1歳児（N=282）		2歳児（N=333）		3歳児（N=400）		4歳児（N=366）		5歳児（N=412）	
	現在	希望	現在	希望	現在	希望	現在	希望	現在	希望	現在	希望
12時以前	1.7	0.0	1.4	1.1	0.9	0.9	0.3	0.8	0.5	0.8	0.5	0.2
13時台	0.0	0.0	0.7	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.3	0.3	0.0	0.0
14時台	0.0	0.9	0.4	0.4	3.9	0.6	9.5	1.3	12.6	2.7	7.8	0.7
15時台	2.6	0.0	3.9	4.6	6.3	2.7	12.8	5.8	9.8	6.0	15.0	6.3
16時台	50.0	30.2	43.3	28.4	43.2	24.0	37.8	30.8	40.7	30.1	38.8	27.7
17時台	27.6	26.7	24.5	23.0	19.2	22.2	17.5	23.3	14.5	19.7	18.7	20.9
18時台	6.9	12.1	12.4	14.2	14.1	13.8	13.0	12.0	12.0	10.9	10.9	11.4
19時台	2.6	1.7	0.0	1.8	0.3	2.1	1.0	3.0	1.4	1.9	0.5	2.9
20時以降	0.0	0.0	0.0	0.7	0.3	1.8	0.0	0.5	0.0	0.5	0.0	0.5
不明・無回答	8.6	28.4	13.5	25.9	11.7	31.8	8.3	22.8	8.2	27.0	7.8	29.4

（１）で「利用している」を選んだ方

（１）－４　平日に利用している教育・保育事業への通所手段〔問 16-4〕

【現状】

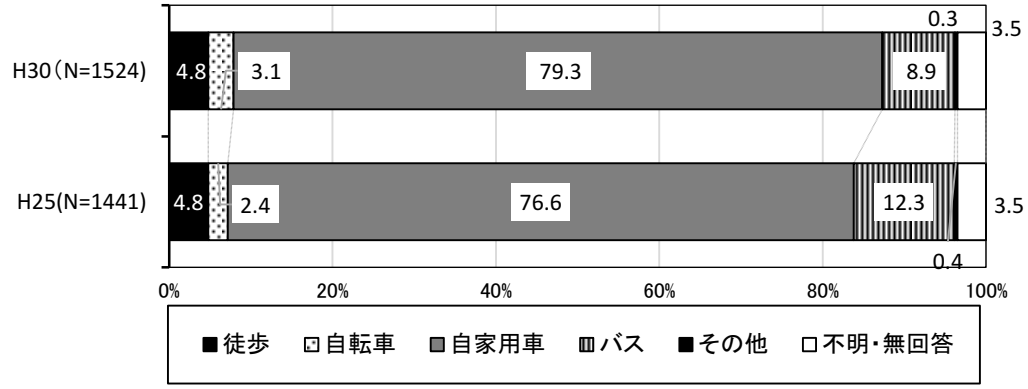

【希望】

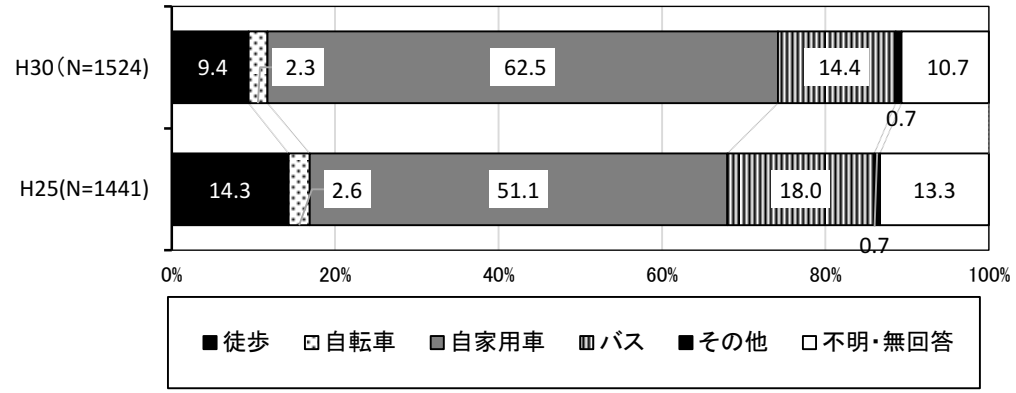

地区別 × 平日に利用している教育・保育事業への通所手段

	上段:度数 下段:%	合計	徒歩	自転車	自家用車	バス	その他	無回答
現状	全体	1,524	73	48	1,209	136	5	53.0
		100.0	4.8	3.1	79.3	8.9	0.3	3.5
	松任	995	54	37	764	102	3	35
		100.0	5.4	3.7	76.8	10.3	0.3	3.5
	美川	149	6	2	126	7	2	6
		100.0	4.0	1.3	84.6	4.7	1.3	4.0
	鶴来	336	11	8	288	20	0	9
		100.0	3.3	2.4	85.7	6.0	0.0	2.7
	白山ろく	38	1	0	28	7	0	2
		100.0	2.6	0.0	73.7	18.4	0.0	5.3
	無回答	6	1	1	3	0	0	1
		100.0	16.7	16.7	50.0	0.0	0.0	16.7
希望	全体	1,524	144	35	952	220	10	163
		100.0	9.4	2.3	62.5	14.4	0.7	10.7
	松任	995	97	25	602	156	7	108
		100.0	9.7	2.5	60.5	15.7	0.7	10.9
	美川	149	13	2	102	14	2	16
		100.0	8.7	1.3	68.5	9.4	1.3	10.7
	鶴来	336	31	7	226	39	1	32
		100.0	9.2	2.1	67.3	11.6	0.3	9.5
	白山ろく	38	2	0	20	11	0	5
		100.0	5.3	0.0	52.6	28.9	0.0	13.2
	無回答	6	1	1	2	0	0	2
		100.0	16.7	16.7	33.3	0.0	0.0	33.3

（１）で「利用している」を選んだ方

（１）－５　平日に利用している教育・保育事業への移動時間〔問 16-5〕

【現状】

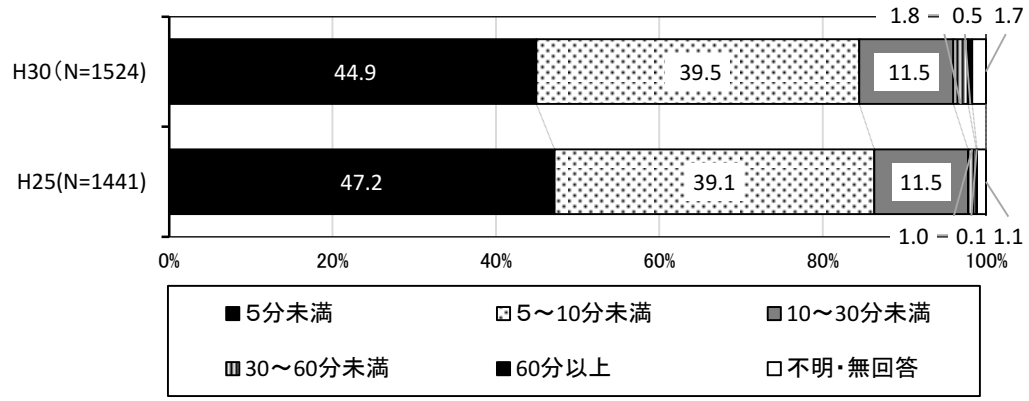

【希望】

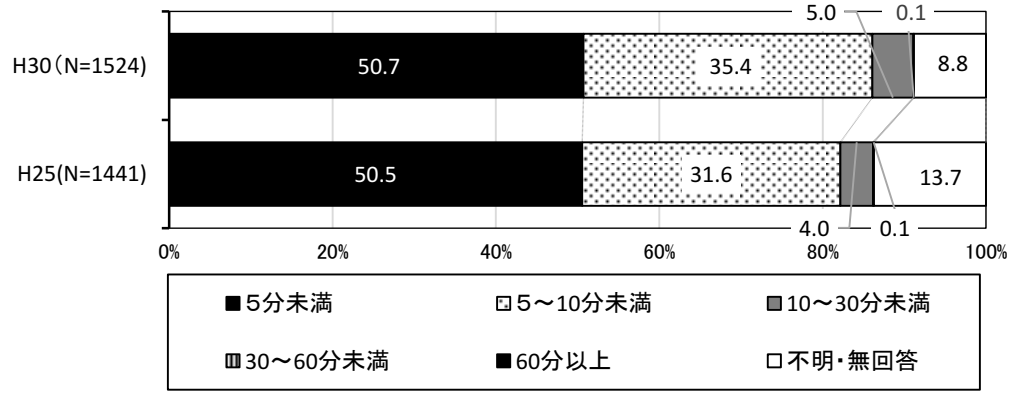

（１）で「利用している」を選んだ方

（１）－６　平日、利用している教育・保育事業の実施場所〔問 16-6〕

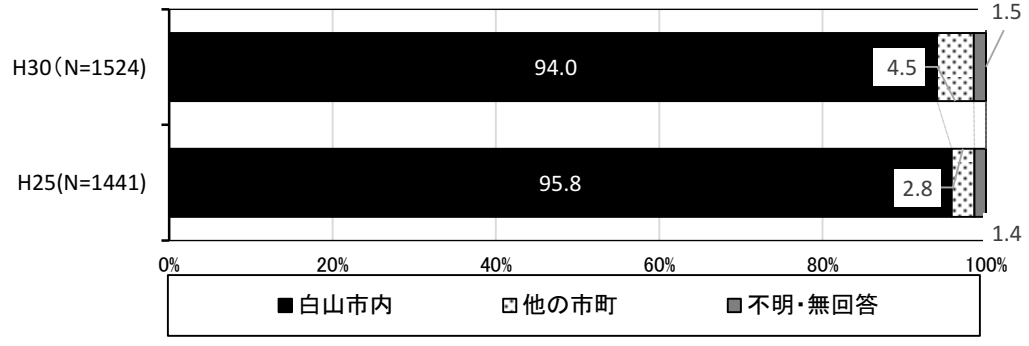

（１）で「利用している」を選んだ方

（１）－７　平日、教育・保育事業を利用している主な理由〈複数回答〉〔問 16-7〕

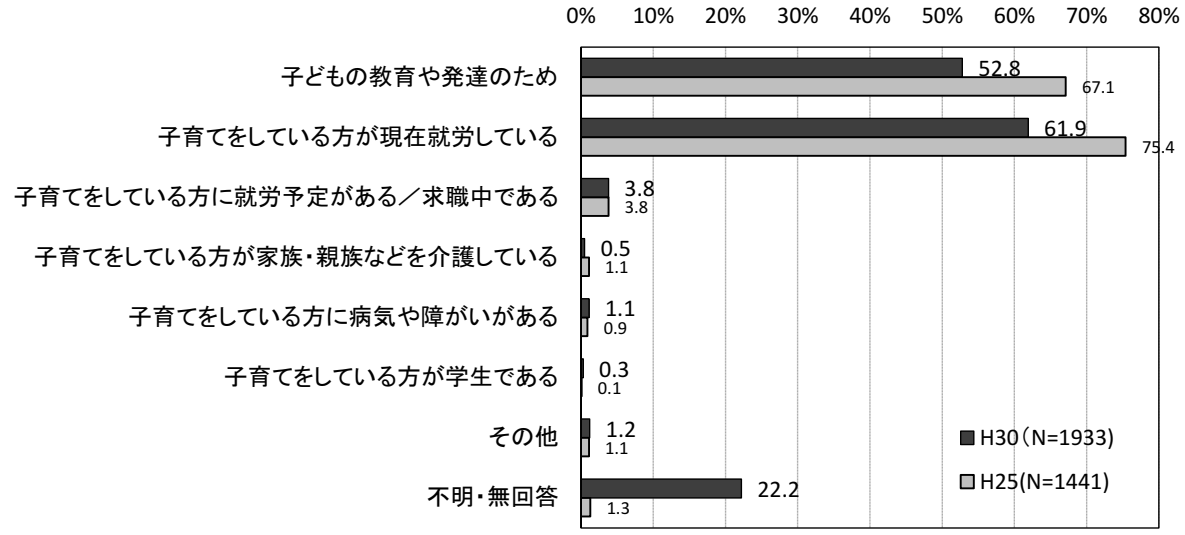

地区別 × 平日、教育・保育事業を利用している主な理由

上段:度数 下段:%	問16－7定期的に教育・保育を利用する理由								
	合計	子どもの教育や発達のため	子育てをしている方が現在就労している	子育てをしている方に就労予定がある／求職中である	子育てをしている方が家族・親族などを介護している	子育てをしている方に病気や障がいがある	子育てをしている方が学生である	その他	無回答
全体	1933	1021	1197	74	9	21	6	23	430
	100.0	52.8	61.9	3.8	0.5	1.1	0.3	1.2	22.2
松任	1264	662	791	46	8	13	4	15	278
	100.0	52.4	62.6	3.6	0.6	1.0	0.3	1.2	22.0
美川	179	103	107	9	0	1	1	1	37
	100.0	57.5	59.8	5.0	0.0	0.6	0.6	0.6	20.7
鶴来	431	226	262	19	1	7	0	5	101
	100.0	52.4	60.8	4.4	0.2	1.6	0.0	1.2	23.4
白山ろく	45	27	31	0	0	0	1	2	7
	100.0	60.0	68.9	0.0	0.0	0.0	2.2	4.4	15.6
無回答	14	3	6	0	0	0	0	0	7
	100.0	21.4	42.9	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	50.0

（１）で「利用していない」を選んだ方

（１）－８　利用していない主な理由〈複数回答〉〔問 16-8〕

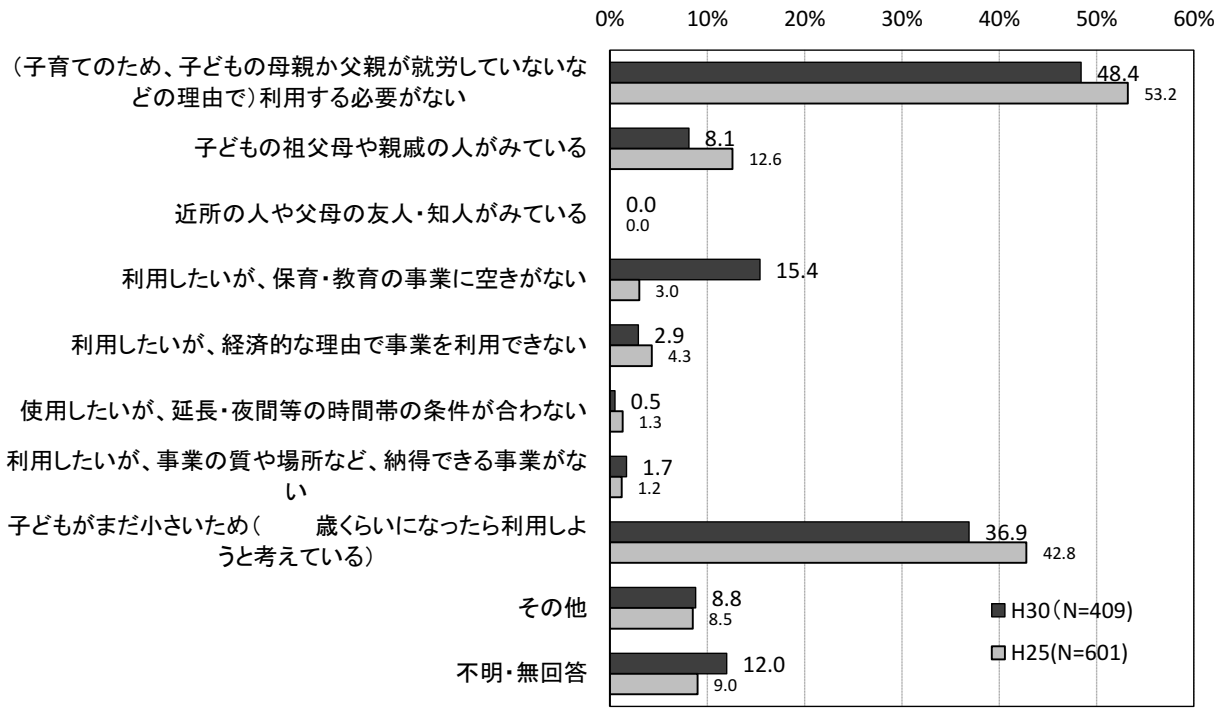

◎利用したい時の子どもの年齢

《「子どもがまだ小さいため（　　歳くらいになったら利用しようと考えている）」を選んだ方》

利用したい子どもの年齢	H30 就学前児童（N=151）		H25 就学前児童（N=257）	
	件数	%	件数	%
1歳	30	19.9	47	18.3
2歳	12	7.9	25	9.7
3歳	19	12.6	146	56.8
4歳	1	0.7	13	5.1
5歳	0	0.0	1	0.4
6歳	0	0.0	2	0.8
不明・無回答	89	58.9	23	8.9

（２）現在の利用の有無にかかわらず、今後、平日の教育・保育事業として「定期的に」利用したいと考える事業〈複数回答〉〔問 17〕

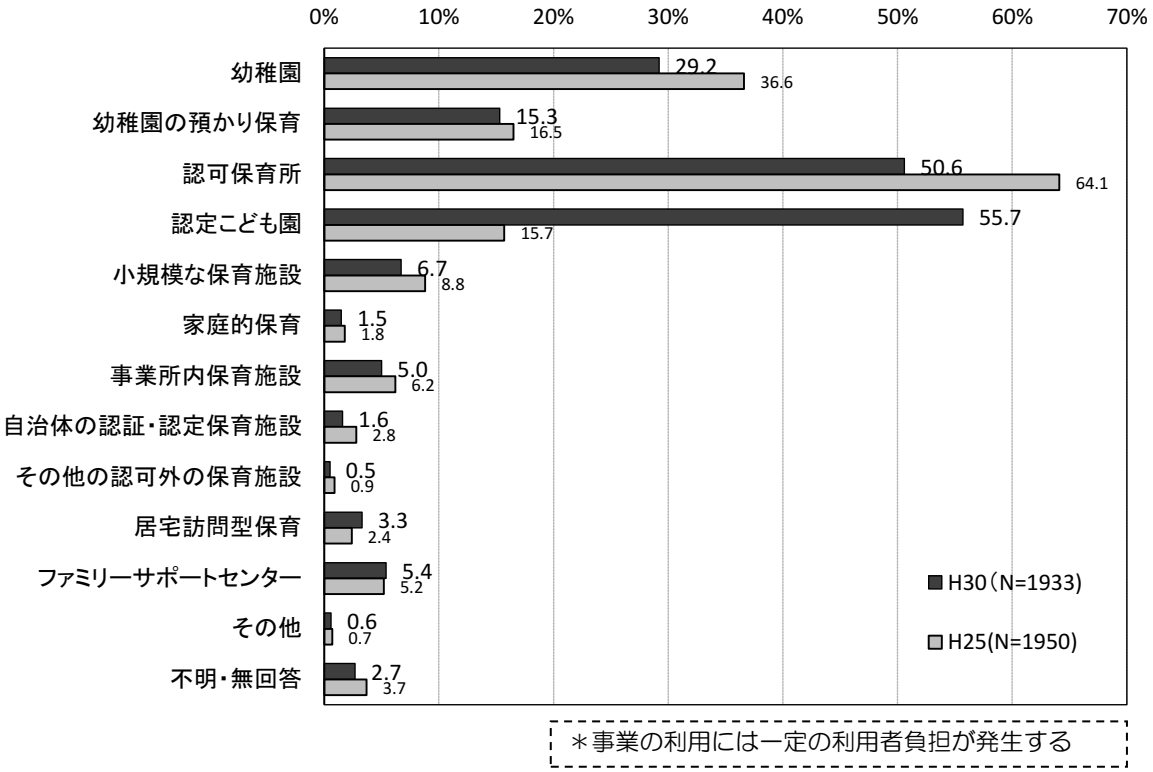

年齢別 × 今後利用したい教育・保育事業

上段:度数 下段:%	合計	幼稚園	幼稚園の預かり保育	認可保育所	認定こども園	小規模な保育施設	家庭的保育
0歳児	635	178	81	356	386	77	13
	100.0	28.0	12.8	56.1	60.8	12.1	2.0
1歳児	325	83	48	178	182	19	5
	100.0	25.5	14.8	54.8	56.0	5.8	1.5
2歳児	270	69	37	132	151	8	4
	100.0	25.6	13.7	48.9	55.9	3.0	1.5
3歳児	259	88	55	110	133	11	5
	100.0	34.0	21.2	42.5	51.4	4.2	1.9
4歳児	202	63	38	92	103	7	2
	100.0	31.2	18.8	45.5	51.0	3.5	1.0
5歳児	210	74	33	96	110	7	0
	100.0	35.2	15.7	45.7	52.4	3.3	0.0

上段:度数 下段:%	事業所内保育施設	自治体の認証・認定保育施設	その他の認可外の保育施設	居宅訪問型保育	ファミリーサポートセンター	その他	無回答
0歳児	44	24	5	23	40	2	20
	6.9	3.8	0.8	3.6	6.3	0.3	3.1
1歳児	16	1	2	11	11	3	8
	4.9	0.3	0.6	3.4	3.4	0.9	2.5
2歳児	11	3	2	9	17	3	5
	4.1	1.1	0.7	3.3	6.3	1.1	1.9
3歳児	12	1	0	8	13	2	6
	4.6	0.4	0.0	3.1	5.0	0.8	2.3
4歳児	5	1	0	8	9	0	7
	2.5	0.5	0.0	4.0	4.5	0.0	3.5
5歳児	8	1	0	4	13	1	6
	3.8	0.5	0.0	1.9	6.2	0.5	2.9

（２）－１　教育・保育事業を利用したい場所〔問 17-1〕

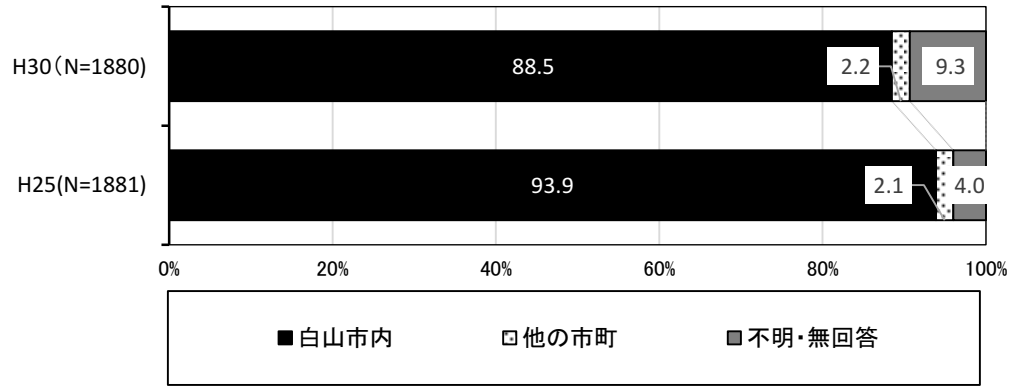

５　地域の子育て支援事業の利用状況について（就学前児童）

（１）現在利用している子育て支援拠点事業〈複数回答〉〔問 18〕

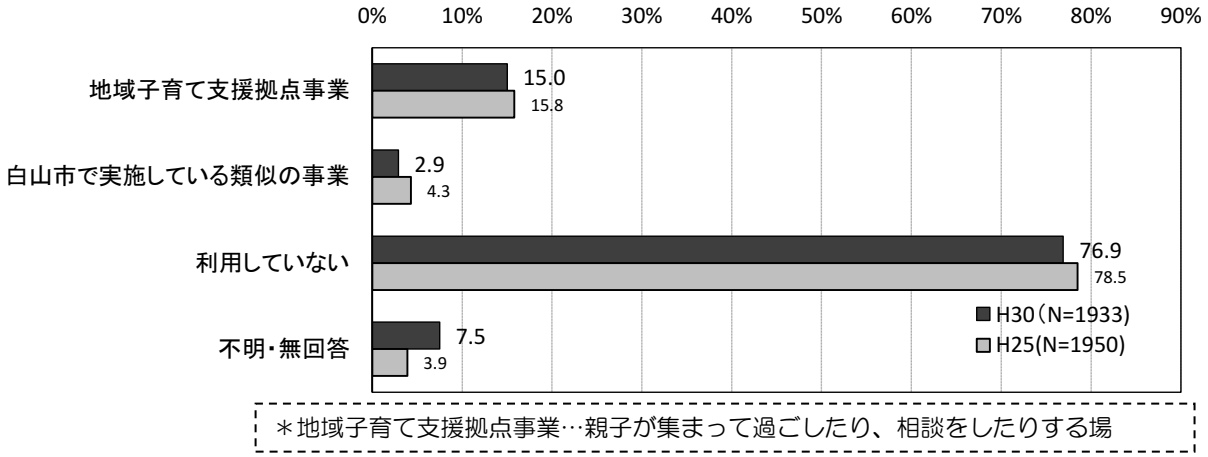

＊地域子育て支援拠点事業…親子が集まって過ごしたり、相談をしたりする場

◎１週当たりもしくは１ヶ月当たりの利用回数

《「地域子育て支援拠点事業」「白山市で実施している類似の事業」を選んだ方》

１週当たり	地域子育て支援拠点事業（N=289）		白山市事業（N=56）	
	件数	%	件数	%
1回	51	17.6	8	14.3
2回	41	14.2	4	7.1
3回	19	6.6	4	7.1
4回	9	3.1	0	0.0
5回以上	9	3.1	5	8.9
不明・無回答	160	55.4	35	62.5

１ヶ月当り	地域子育て支援拠点事業（N=289）		白山市事業（N=56）	
	件数	%	件数	%
1回	77	26.6	21	37.5
2回	43	14.9	7	12.5
3回	26	9	3	5.4
4回	18	6.2	2	3.6
5回以上	30	10.4	3	5.4
不明・無回答	95	32.9	20	35.7

◎過去の地域子育て支援拠点事業等の利用経験

《「利用していない」を選んだ方》

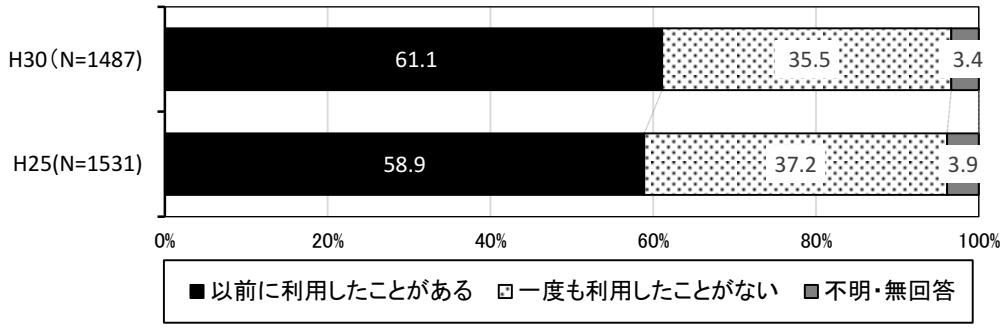

年齢別 × 地域子育て支援拠点事業の利用状況

上段:度数 下段:%	合計	地域子育て支援拠点事業	白山市で実施している類似の事業	利用していない	無回答
全体	1,933	289	56	1487	145
	100.0	15.0	2.9	76.9	7.5
0歳児	635	185	35	384	59
	100.0	29.1	5.5	60.5	9.3
1歳児	325	48	9	256	19
	100.0	14.8	2.8	78.8	5.8
2歳児	270	35	3	213	21
	100.0	13.0	1.1	78.9	7.8
3歳児	259	11	3	227	20
	100.0	4.2	1.2	87.6	7.7
4歳児	202	6	5	182	13
	100.0	3.0	2.5	90.1	6.4
5歳児	210	2	0	199	9
	100.0	1.0	0.0	94.8	4.3

（２）地域子育て支援拠点事業の今後の利用意向〔問 19〕

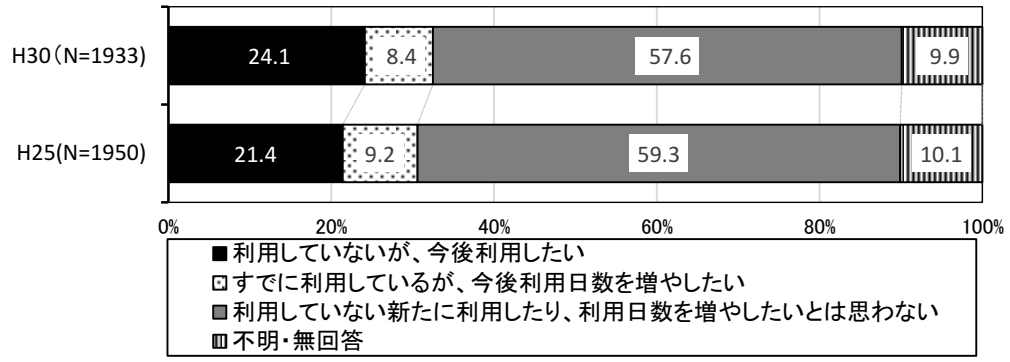

◎１週当たりもしくは１ヶ月当たりの利用希望回数

《「利用していないが、今後利用したい」、「すでに利用しているが、今後利用日数を増やしたい」を選んだ方》

１週当たり	利用していないが今後利用したい（N=466）		すでに利用しているが、今後利用日数を増やしたい（N=163）	
	件数	%	件数	%
1回	93	20.0	26	16.0
2回	30	6.4	18	11.0
3回	15	3.2	8	4.9
4回	4	0.9	3	1.8
5回以上	2	0.4	3	1.8
不明・無回答	322	69.1	105	64.4

１月当たり	利用していないが今後利用したい（N=466）		すでに利用しているが、今後利用日数を増やしたい（N=163）	
	件数	%	件数	%
1回	153	32.8	25	15.3
2回	86	18.5	19	11.7
3回	28	6.0	15	9.2
4回	25	5.4	8	4.9
5回以上	23	4.9	16	9.8
不明・無回答	151	32.4	80	49.1

（３）地域の子育て支援事業の認知度〔問 20〕

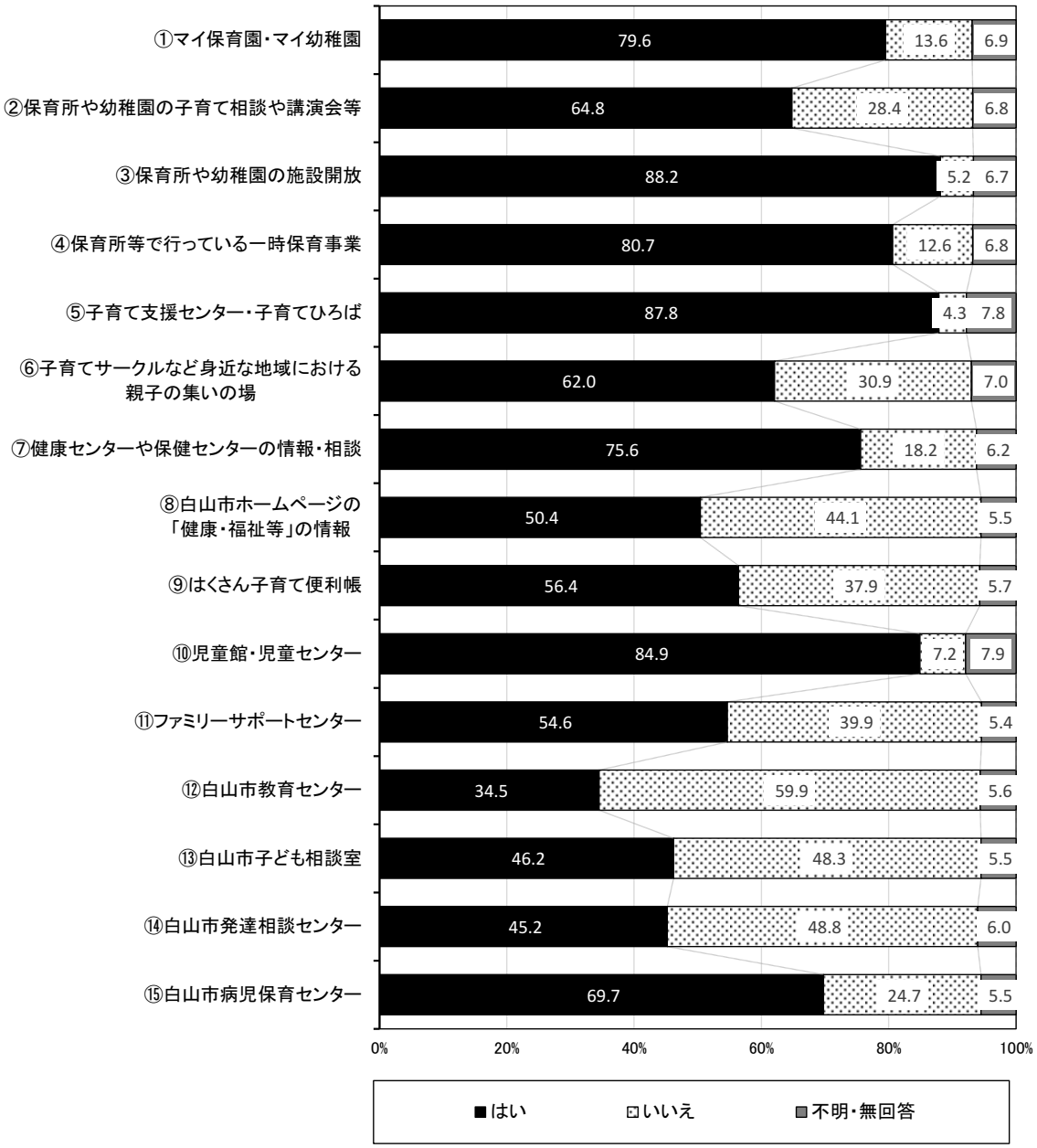

（４）地域の子育て支援事業の利用経験〔問 20〕

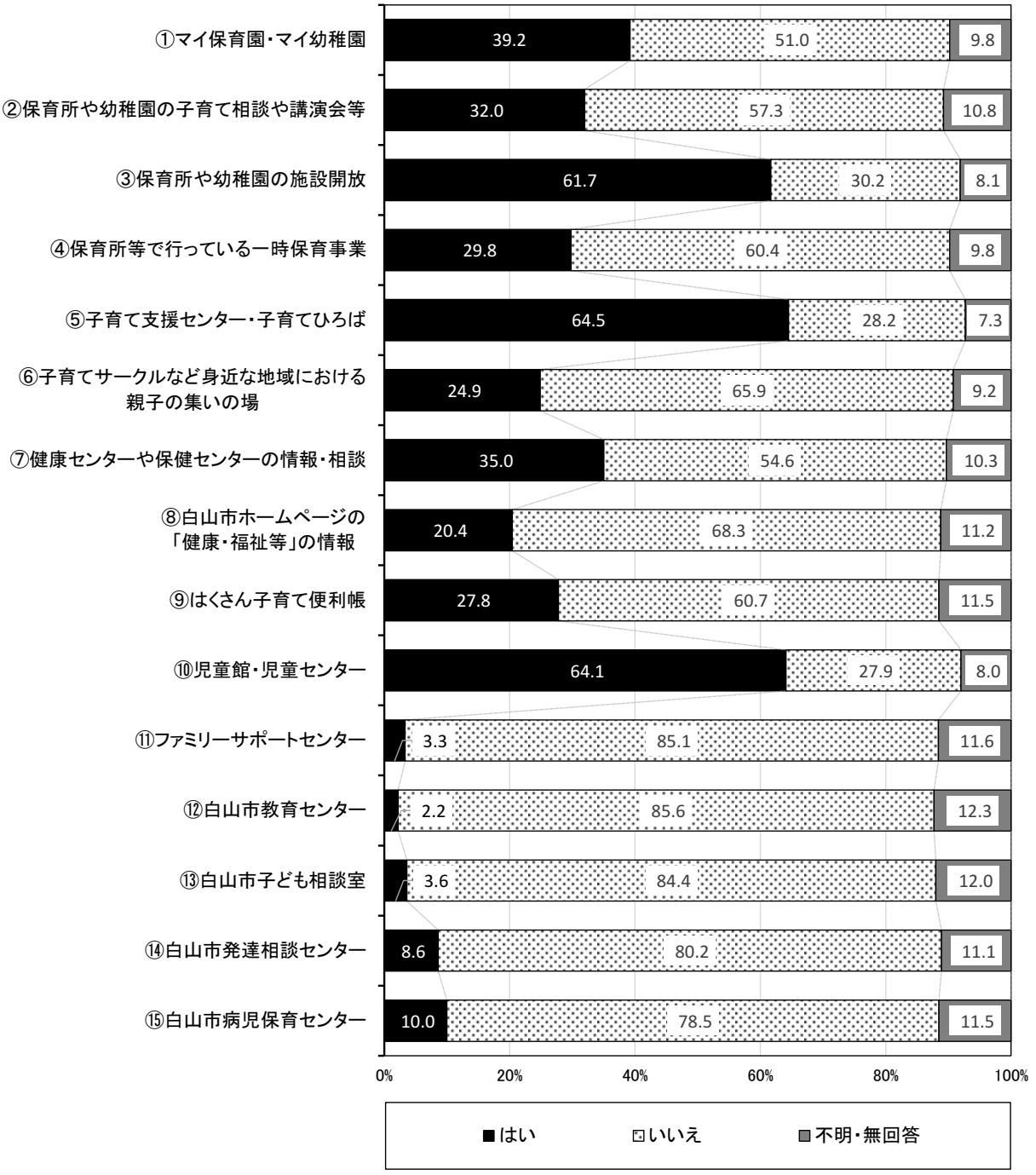

（５）地域の子育て支援事業の利用意向〔問 20〕

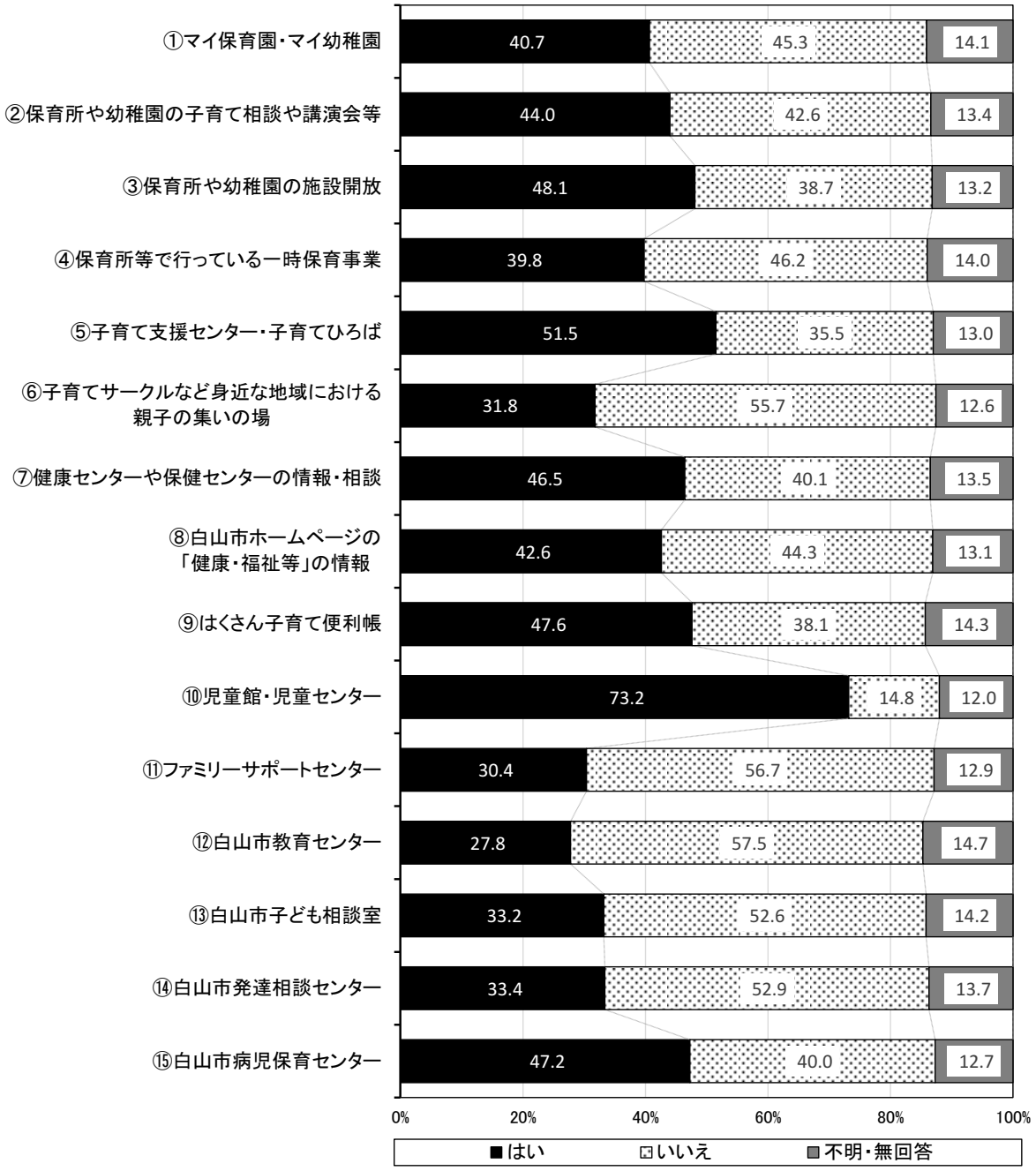

（単位:%）

	①マイ保育園・マイ幼稚園	②保育所や幼稚園の子育て相談や講演会等	③保育所や幼稚園の施設開放	④保育所等で行っている一時保育事業	⑤子育て支援センター・子育てひろば	⑥子育てサークルなど身近な地域における親子の集いの場	⑦健康センターや保健センターの情報・相談	⑧白山市ホームページの「健康・福祉等」の情報	⑨はくさん子育て便利帳	⑩児童館・児童センター	⑪ファミリーサポートセンター	⑫白山市教育センター	⑬白山市子ども相談室	⑭白山市発達相談センター	⑮白山市病児保育センター
認知度(H30−H25)	−1.1	−0.3	0.4	0.1	1.5	−6.0	−1.0	9.1	4.7	−0.8	−3.1	2.5	5.6	14.2	−2.0
利用経験(H30−H25)	−1.1	−2.4	−3.0	0.4	1.6	−3.3	−3.2	3.4	3.9	−2.6	−0.5	0.7	1.1	5.9	2.2
利用意向(H30−H25)	3.0	−1.7	3.0	2.7	5.7	−0.8	−1.2	2.3	1.9	0.6	1.6	1.7	2.4	6.7	4.3

６　土曜・休日や長期休暇中の「定期的」な教育・保育事業の利用希望について

（１）土曜日と日曜日・祝日の定期的な教育・保育事業の利用希望（一時的な利用は除く）〔問 21〕

【土曜日】

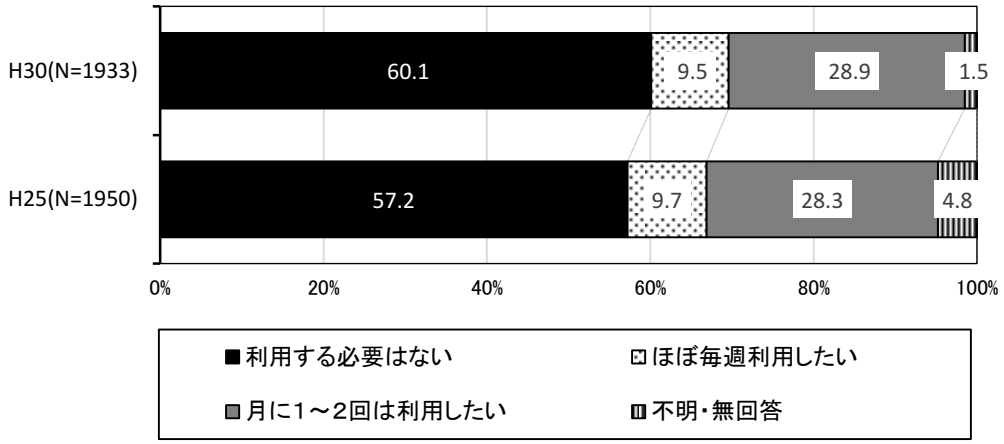

【日曜日・祝日】

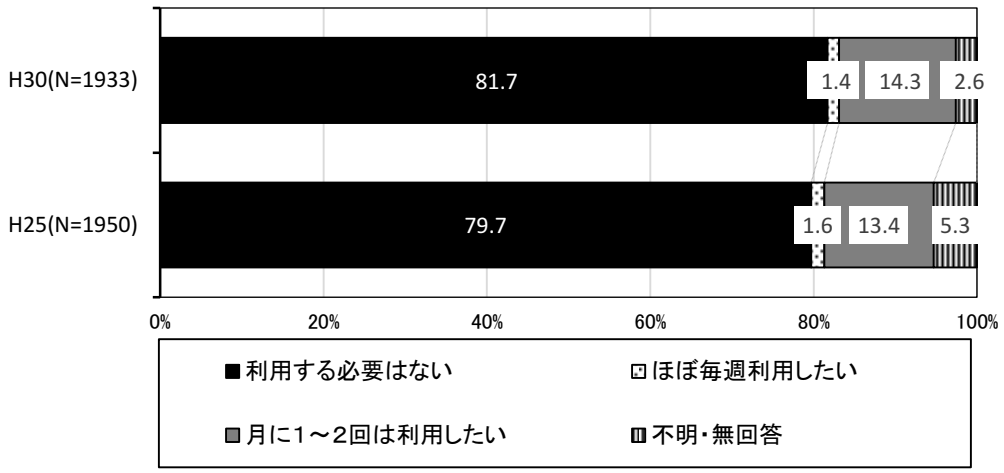

＊事業の利用には一定の利用者負担が発生する

◎希望する利用時間帯

《「ほぼ毎週利用したい」、「月に１～２回は利用したい」を選んだ方》

開始時間	土曜日（N=742）		日曜日・祝日（N=303）	
	件数	%	件数	%
6時以前	0	0.0	0	0.0
7時	81	10.9	43	14.2
8時	344	46.4	135	44.6
9時	254	34.2	97	32.0
10時	21	2.8	8	2.6
11時	1	0.1	1	0.3
12時	4	0.5	2	0.7
13時	3	0.4	2	0.7
14時以降	10	1.3	4	1.3
不明・無回答	24	3.2	11	3.6

終了時間	土曜日（N=742）		日曜日・祝日（N=303）	
	件数	%	件数	%
12時以前	53	7.1	16	5.3
13時	56	7.5	11	3.6
14時	22	3.0	3	1.0
15時	94	12.7	22	7.3
16時	150	20.2	68	22.4
17時	136	18.3	54	17.8
18時	173	23.3	94	31.0
19時以降	32	4.3	23	7.6
不明・無回答	26	3.5	12	4.0

（１）で「月に１～２回は利用したい」を選んだ方

（１）－１　利用したい理由〈複数回答〉〔問 21-1〕

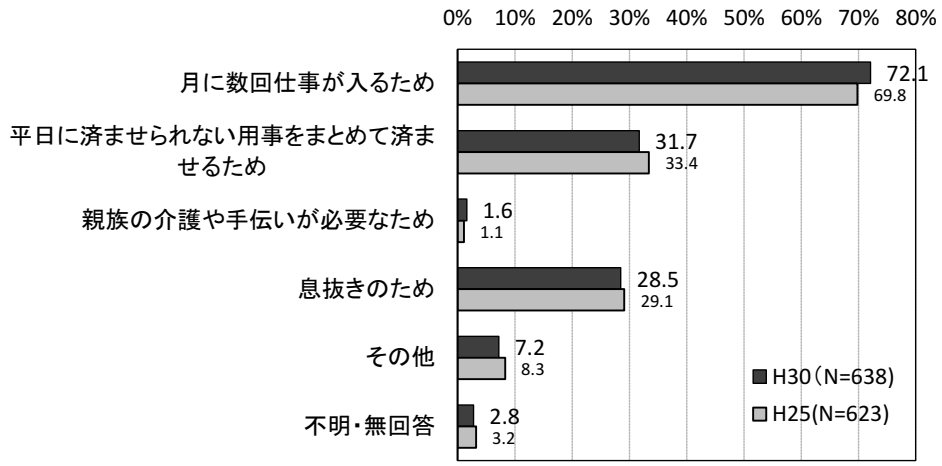

「幼稚園」を利用されている方

（２）夏休み・冬休みなど長期の休暇期間中の教育・保育事業の利用希望

〔問 22〕

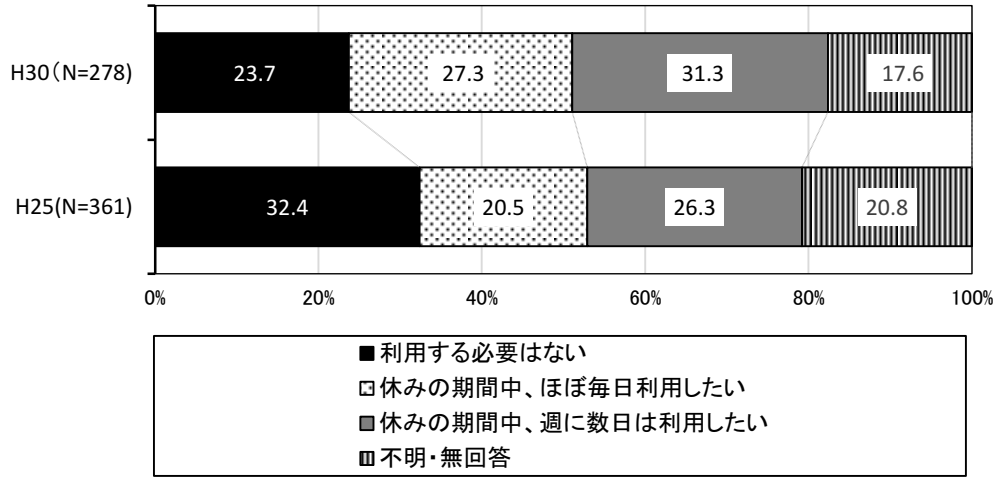

＊事業の利用には一定の利用者負担が発生する

◎希望する利用時間帯

《「休みの期間中、ほぼ毎日利用したい」、「休みの期間中、週に数日利用したい」を選んだ方》

開始時間	長期休暇（N=163）	
	件数	%
6時以前	0	0.0
7時	4	2.5
8時	56	34.4
9時	89	54.6
10時	2	1.2
11時	0	0.0
12時	0	0.0
13時	0	0.0
14時以降	1	0.6
不明・無回答	11	6.7

終了時間	長期休暇（N=163）	
	件数	%
12時以前	5	3.1
13時	3	1.8
14時	17	10.4
15時	48	29.4
16時	40	24.5
17時	24	14.7
18時	13	8.0
19時以降	1	0.6
不明・無回答	12	7.4

（２）で「休みの期間中、週に数日利用したい」を選ばれた方

（２）－１　毎日ではなく、たまに利用したい理由〈複数回答〉〔問 22-1〕

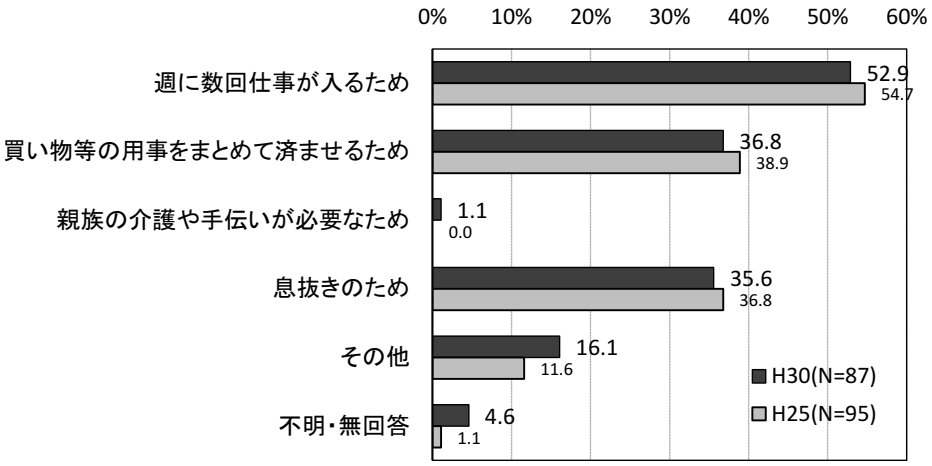

7　病気の際の対応について（平日の教育・保育を利用する方のみ）

（１）この１年間に、子どもが病気やケガで通常の事業が利用できなかったことの有無

〔問 23〕

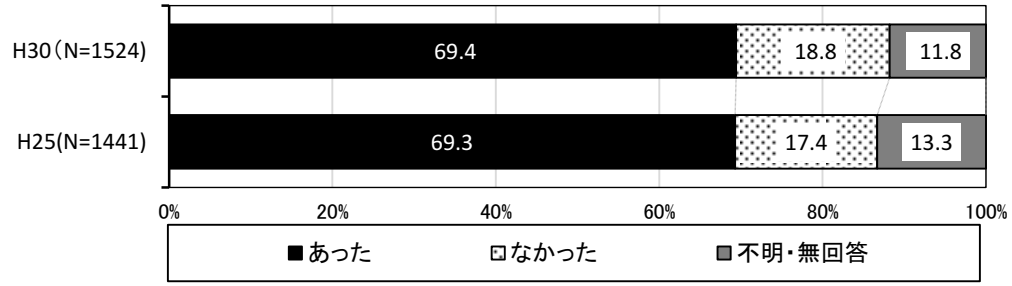

（１）で「あった」を選んだ方

（１）－１　子どもが病気やケガで普段利用している教育・保育の事業が利用できなかった場合の、この１年間に行った対処方法〈複数回答〉〔問 23-1〕

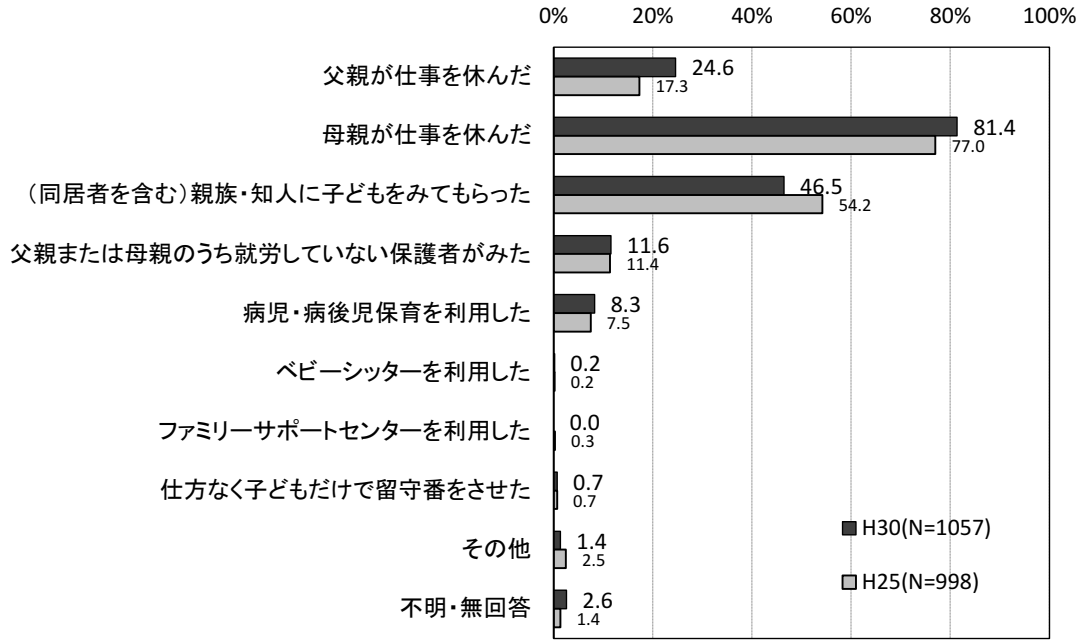

◎子どもが病気やケガの際の各対処日数

対処日数	父親が仕事を休んだ（N=260）		母親が仕事を休んだ（N=860）		親族・知人に子どもをみてもらった（同居者を含む）（N=491）		父親または母親のうち就労していない保護者がみた（N=123）		病児・病後児保育を利用した（N=88）		ベビーシッターを利用した（N=2）		ファミリーサポートセンターを利用した（N=0）		仕方なく子どもだけで留守番をさせた（N=7）		その他（N=15）	
	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%
1日	81	31.2	81	9.4	55	11.2	7	5.7	27	30.7	0	0.0	0	0.0	0	0.0	2	13.3
2日	59	22.7	93	10.8	87	17.7	12	9.8	13	14.8	0	0.0	0	0.0	2	28.6	2	13.3
3日	37	14.2	116	13.5	67	13.6	15	12.2	14	15.9	1	50.0	0	0.0	0	0.0	1	6.7
4日	10	3.8	40	4.7	17	3.5	5	4.1	4	4.5	0	0.0	0	0.0	0	0.0	1	6.7
5日	26	10.0	115	13.4	67	13.6	14	11.4	11	12.5	0	0.0	0	0.0	2	28.6	3	20.0
6日	2	0.8	15	1.7	9	1.8	1	0.8	1	1.1	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
7日	5	1.9	48	5.6	17	3.5	7	5.7	1	1.1	0	0.0	0	0.0	0	0.0	1	6.7
8日	1	0.4	18	2.1	5	1.0	4	3.3	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
9日	0	0.0	0	0.0	0	0.0	1	0.8	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
10日以上	10	3.8	213	24.8	80	16.3	42	34.1	5	5.7	0	0.0	0	0.0	0	0.0	3	20.0
不明・無回答	29	11.2	121	14.1	87	17.7	15	12.2	12	13.6	1	50.0	0	0.0	3	42.9	2	13.3

（１）－１で「父親が仕事を休んだ」または「母親が仕事を休んだ」を選んだ方

（１）－２　その際、「できれば病児・病後児のための保育施設等を利用したい」と思ったか〔問 23-2〕

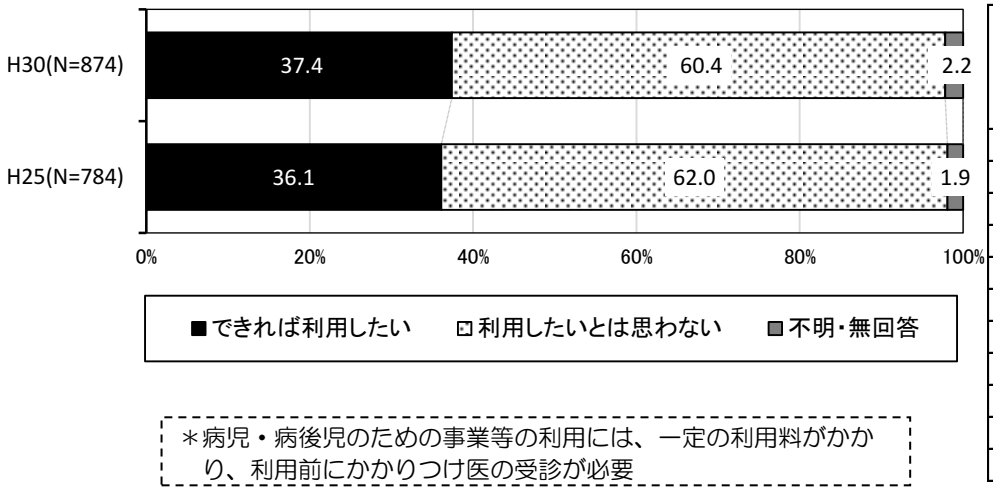

＊病児・病後児のための事業等の利用には、一定の利用料がかかり、利用前にかかりつけ医の受診が必要

利用したい日数	（N=327）	
	件数	%
1日	33	10.1
2日	46	14.1
3日	62	19.0
4日	10	3.1
5日	53	16.2
6日	2	0.6
7日	11	3.4
8日	1	0.3
9日	0	0.0
10日以上	48	14.7
不明・無回答	61	18.7

８　不定期の教育・保育事業や宿泊を伴う一時預かり等の利用について（就学前児童）

（１）日中の定期的な保育や病気のため以外に、私用、親の通院、不定期の就労等の目的で不定期に利用している事業の有無〈複数回答〉〔問 24〕

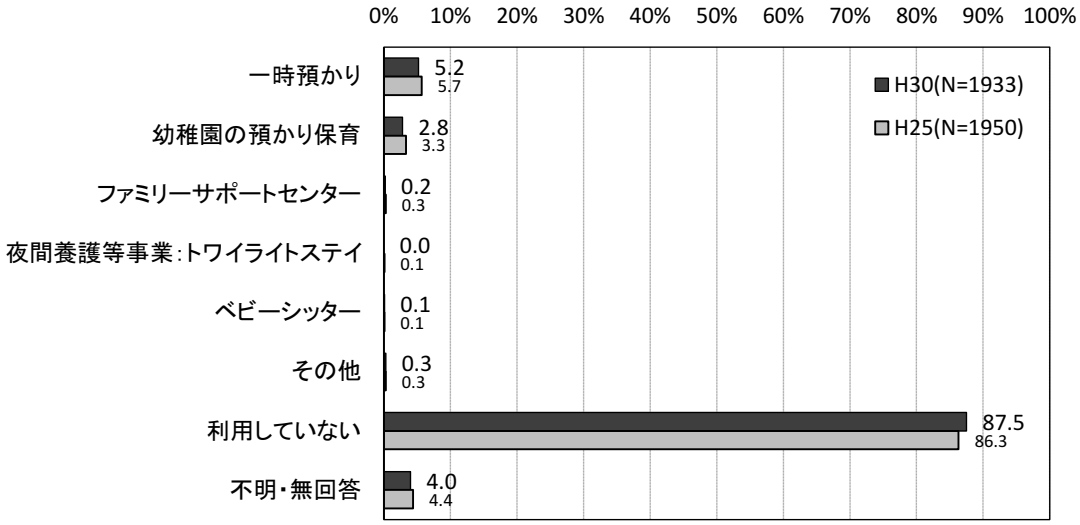

◎１年間の利用日数

対処日数	一時預かり（N=100）		幼稚園の預かり保育（N=55）		ファミリーサポートセンター（N=4）		夜間養護等事業・トワイライトステイ（N=0）		ベビーシッター（N=1）		その他（N=6）	
	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%
1日	29	29.0	4	7.3	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
2日	14	14.0	6	10.9	2	50.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
3日	15	15.0	5	9.1	1	25.0	0	0.0	1	100.0	0	0.0
4日	1	1.0	1	1.8	0	0.0	0	0.0	0	0.0	1	16.7
5日	11	11.0	1	1.8	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
6日	1	1.0	2	3.6	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
7日	1	1.0	2	3.6	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
8日	1	1.0	1	1.8	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
9日	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
10～19日	7	7.0	13	23.6	0	0.0	0	0.0	0	0.0	1	16.7
20～29日	1	1.0	3	5.5	0	0.0	0	0.0	0	0.0	1	16.7
30～39日	0	0.0	4	7.3	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
40～49日	0	0.0	0	0.0	1	25.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
50日以上	0	0.0	4	7.3	0	0.0	0	0.0	0	0.0	1	16.7
不明・無回答	19	19.0	9	16.4	0	0.0	0	0.0	0	0.0	2	33.3

（１）で「利用していない」を選んだ方

（１）－１　現在利用していない理由〈複数回答〉〔問 24-1〕

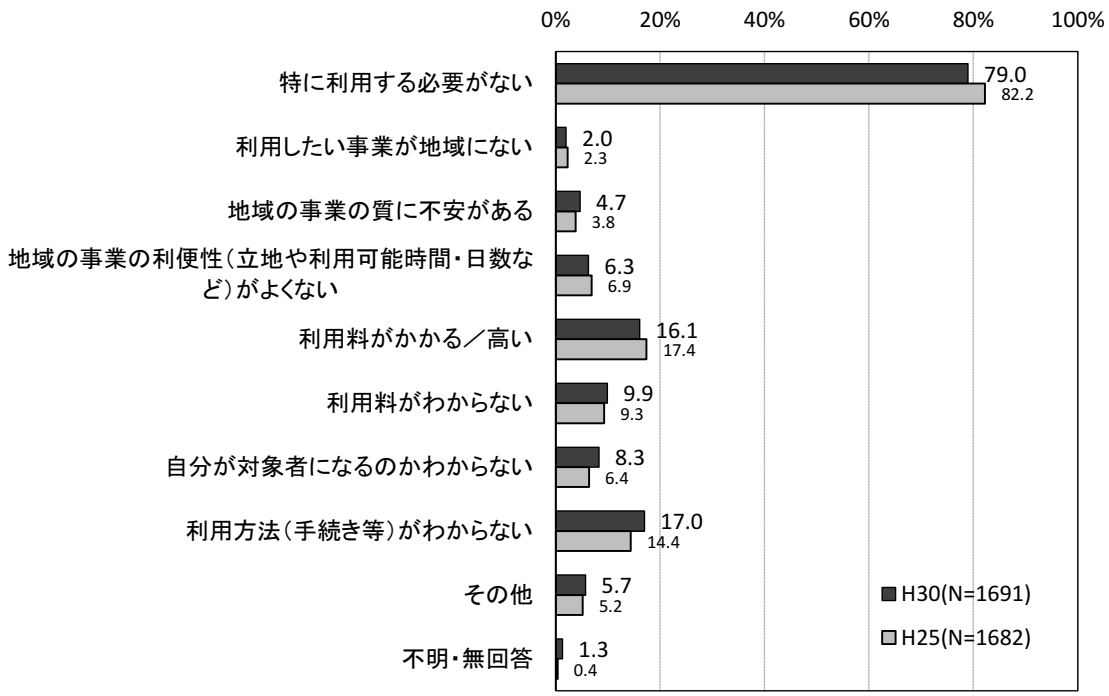

（２）私用、親の通院、不定期の就労等の目的で、利用する必要がある事業の有無

〔問 25〕

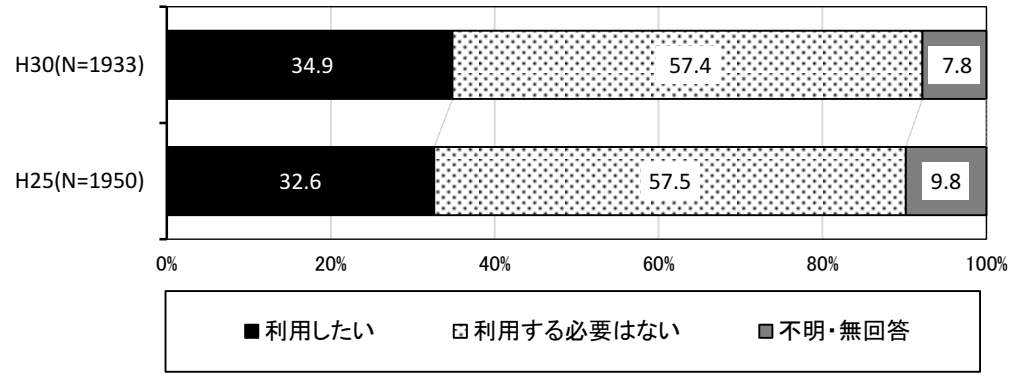

＊事業の利用には、一定の利用料がかかる

①利用したい目的の内訳〈複数回答〉《「利用したい」を選んだ方》

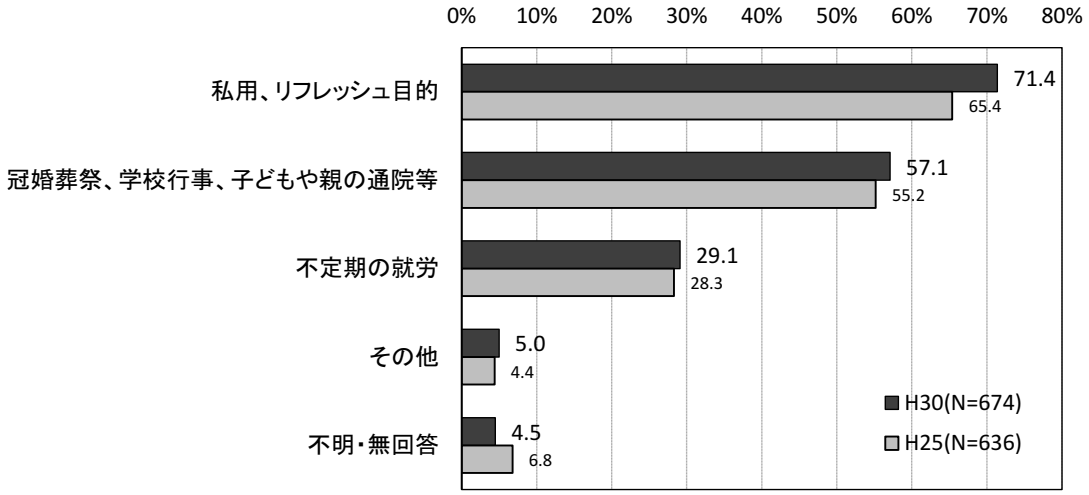

②利用したい年間日数《「利用したい」を選んだ方》

利用したい日数	年間日数 (N=674)		私用、リフレッシュ目的 (N=481)		冠婚葬祭、学校行事、子どもや親の通院等 (N=385)		不定期の就労 (N=196)		その他 (N=34)	
	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%
1日	18	2.7	36	7.5	40	10.4	6	3.1	2	5.9
2日	41	6.1	47	9.8	60	15.6	18	9.2	2	5.9
3日	45	6.7	59	12.3	51	13.2	17	8.7	6	17.6
4日	31	4.6	17	3.5	14	3.6	9	4.6	2	5.9
5日	63	9.3	75	15.6	81	21.0	25	12.8	3	8.8
6日	30	4.5	28	5.8	24	6.2	8	4.1	2	5.9
7日	24	3.6	12	2.5	12	3.1	5	2.6	2	5.9
8日	16	2.4	3	0.6	2	0.5	2	1.0	0	0.0
9日	4	0.6	2	0.4	0	0.0	0	0.0	0	0.0
10～19日	211	31.3	139	28.9	72	18.7	46	23.5	6	17.6
20～29日	70	10.4	29	6.0	8	2.1	19	9.7	1	2.9
30～39日	31	4.6	7	1.5	4	1.0	5	2.6	1	2.9
40～49日	12	1.8	6	1.2	1	0.3	1	0.5	0	0.0
50日以上	36	5.3	9	1.9	1	0.3	12	6.1	1	2.9
不明・無回答	42	6.2	12	2.5	15	3.9	23	11.7	6	17.6

（２）で「利用したい」を選んだ方

（２）－１　（２）①の目的で子どもを預ける場合の望ましい事業形態〈複数回答〉

〔問 25-1〕

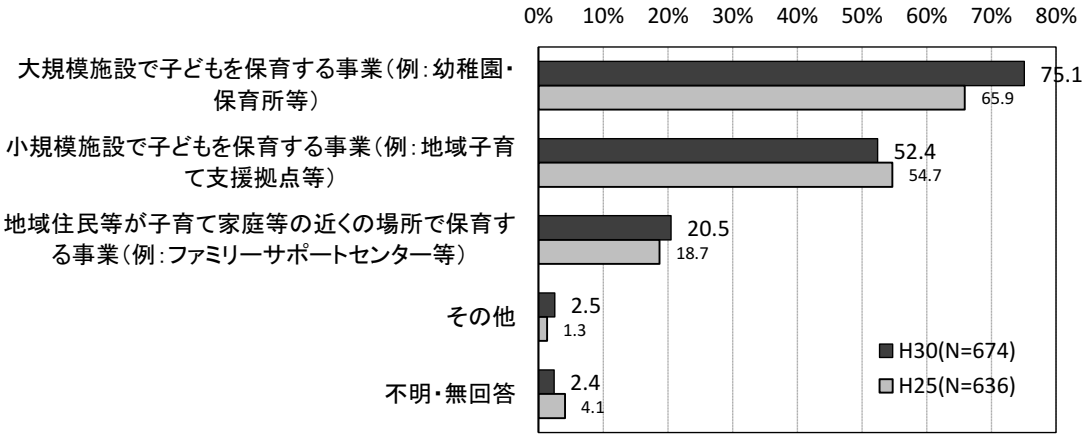

（３）この１年間に、保護者の用事などにより、子どもを泊りがけで家族以外にみてもらわなければならなかった経験の有無〔問 26〕

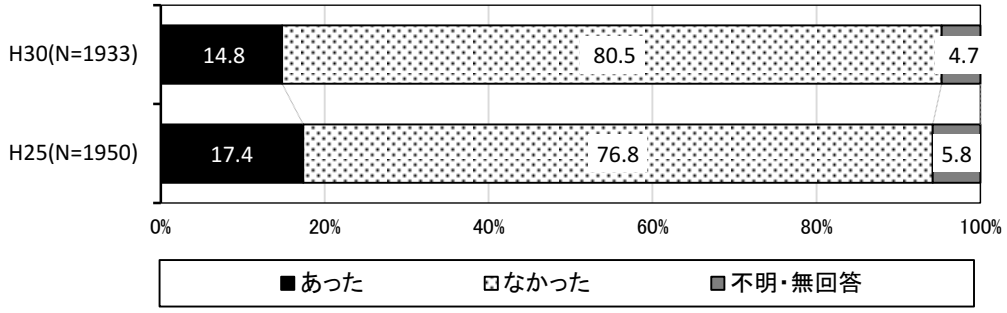

①１年間の対処方法〈複数回答〉《「あった」を選んだ方》

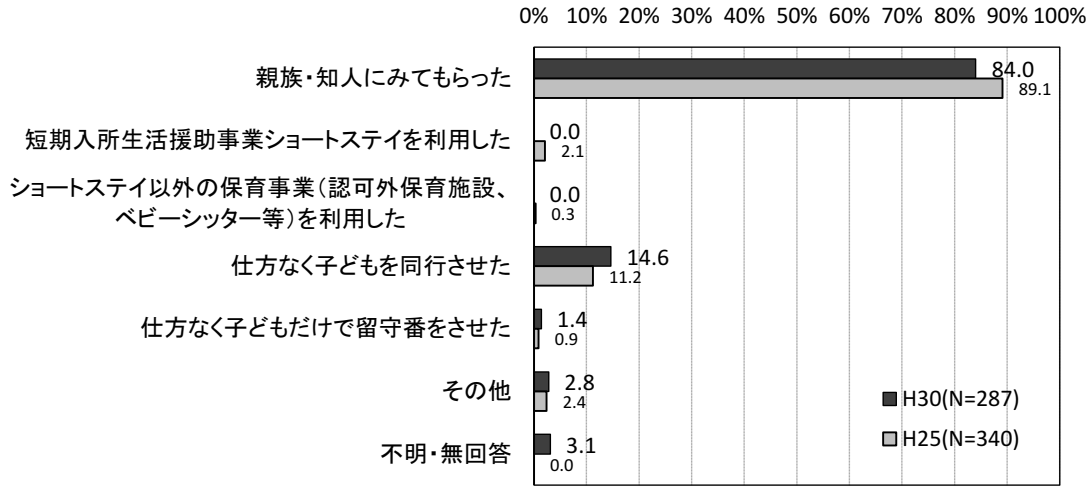

②宿泊数《「あった」を選んだ方》

宿泊数	親族・知人にみてもらった（N=241）		短期入所生活援助事業（ショートステイ）を利用した（N=0）		シッター等（ベビーシッター、認可外保育施設）を利用した（N=0）		仕方なく子どもを同行させた（N=42）		仕方なく子どもだけで留守番をさせた（N=4）		その他（N=8）	
	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%
1泊	93	38.6	0	0.0	0	0.0	14	33.3	3	75.0	4	50.0
2泊	47	19.5	0	0.0	0	0.0	9	21.4	0	0.0	0	0.0
3泊	28	11.6	0	0.0	0	0.0	6	14.3	0	0.0	2	25.0
4泊	5	2.1	0	0.0	0	0.0	1	2.4	0	0.0	1	12.5
5泊	17	7.1	0	0.0	0	0.0	2	4.8	0	0.0	0	0.0
6泊	2	0.8	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
7泊	6	2.5	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
8泊	2	0.8	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
9泊	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
10泊以上	25	10.4	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
不明・無回答	16	6.6	0	0.0	0	0.0	10	23.8	1	25.0	1	12.5

（３）で「（同居者を含む）親族・知人にみてもらった」を選んだ方

（３）－１　その場合の困難度〔問 26-1〕

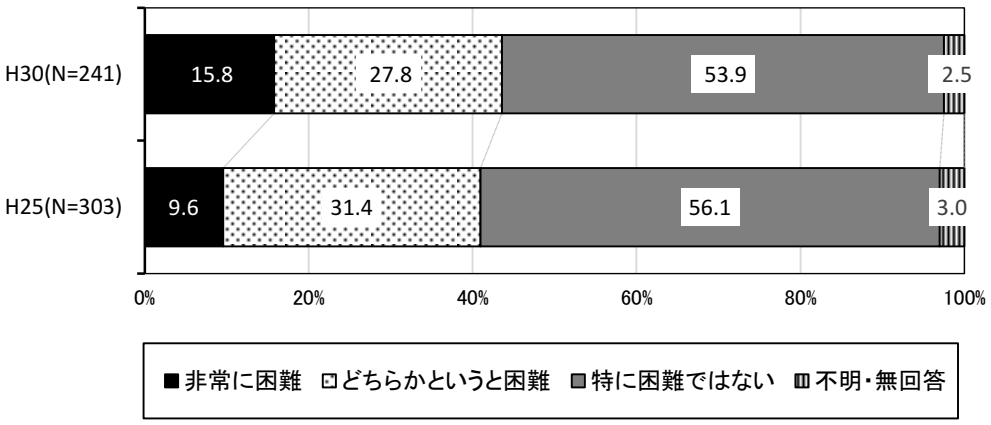

９　小学校就学後の放課後の過ごし方について（就学前児童）

（１）小学校入学後に、放課後（平日の小学校終了後）の時間を主にどのような場所で過ごさせたいと思うか〈複数回答〉〔問 27〕

【低学年】

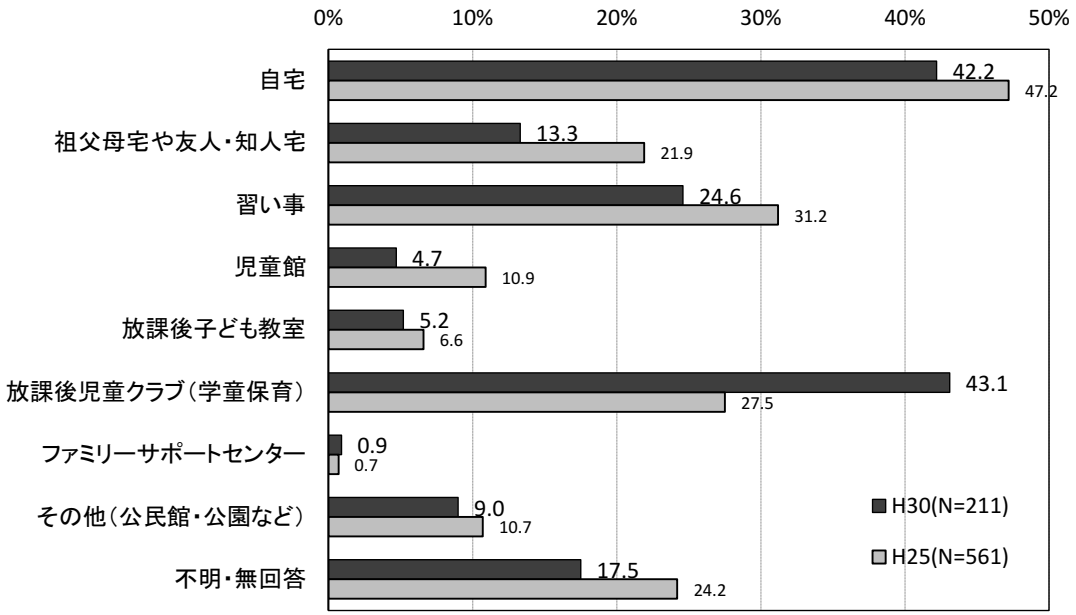

◎週当たりの利用希望日数（１～３年生）

低学年	自宅（N=89）		祖父母宅や友人・知人宅（N=28）		習い事（N=52）		児童館（N=10）		放課後子ども教室（N=11）		放課後児童クラブ（学童保育）（N=91）		ファミリーサポートセンター（N=2）		その他（公民館・公園など）（N=19）	
	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%
1日	15	16.9	12	42.9	20	38.5	3	30.0	4	36.4	8	8.8	1	50.0	0	0.0
2日	10	11.2	2	7.1	18	34.6	5	50.0	4	36.4	0	0.0	0	0.0	0	0.0
3日	14	15.7	1	3.6	6	11.5	1	10.0	0	0.0	5	5.5	0	0.0	0	0.0
4日	10	11.2	2	7.1	2	3.8	0	0.0	0	0.0	4	4.4	1	50.0	0	0.0
5日	26	29.2	8	28.6	2	3.8	0	0.0	2	18.2	61	67.0	0	0.0	0	0.0
6日	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	8	8.8	0	0.0	0	0.0
7日	7	7.9	1	3.6	0	0.0	0	0.0	0	0.0	1	1.1	0	0.0	0	0.0
不明・無回答	7	7.9	2	7.1	4	7.7	1	10.0	1	9.1	4	4.4	0	0.0	2	100.0

【高学年】

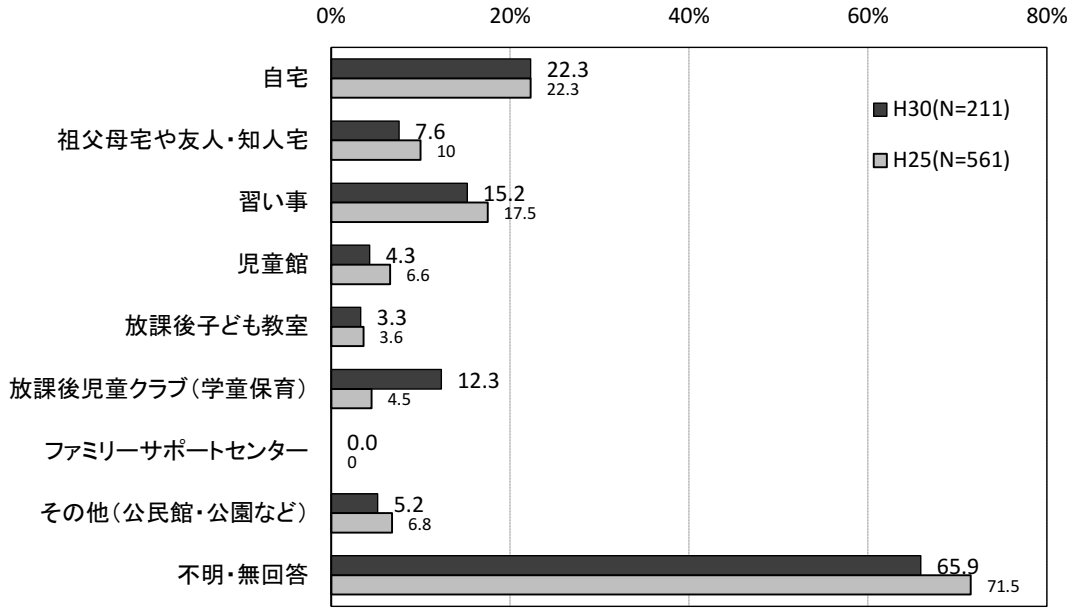

◎週当たりの利用希望日数（４～６年生）

高学年	自宅 (N=47)		祖父母宅や友人・知人宅 (N=16)		習い事 (N=32)		児童館 (N=9)		放課後子ども教室 (N=7)		放課後児童クラブ（学童保育） (N=26)		ファミリーサポートセンター (N=0)		その他（公民館・公園など） (N=11)	
	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%
1日	9	19.1	6	37.5	8	25.0	6	66.7	2	28.6	2	7.7	0	0.0	4	36.4
2日	7	14.9	1	6.3	8	25.0	1	11.1	2	28.6	0	0.0	0	0.0	2	18.2
3日	3	6.4	0	0.0	11	34.4	1	11.1	0	0.0	3	11.5	0	0.0	0	0.0
4日	1	2.1	3	18.8	1	3.1	0	0.0	0	0.0	1	3.8	0	0.0	1	9.1
5日	23	48.9	4	25.0	2	6.3	0	0.0	1	14.3	13	50.0	0	0.0	0	0.0
6日	1	2.1	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
7日	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
不明・無回答	3	6.4	2	12.5	2	6.3	1	11.1	2	28.6	7	26.9	0	0.0	4	36.4

（１）で「放課後児童クラブ（学童保育）」を選んだ方

（１）－１　放課後児童クラブの利用希望時間〔問 27-1〕

低学年	利用時間 (N=110)	
	件数	%
16時以前	7	6.4
16時	3	2.7
17時	31	28.2
18時	50	45.5
19時	14	12.7
20時以降	1	0.9
不明・無回答	4	3.6

高学年	利用時間 (N=110)	
	件数	%
16時以前	6	5.5
16時	1	0.9
17時	7	6.4
18時	17	15.5
19時	7	6.4
20時以降	1	0.9
不明・無回答	71	64.5

（１）で「放課後児童クラブ（学童保育）」を選んだ方

（２）土曜日と日曜日・祝日の放課後児童クラブの利用希望〔問 28〕

【土曜日】

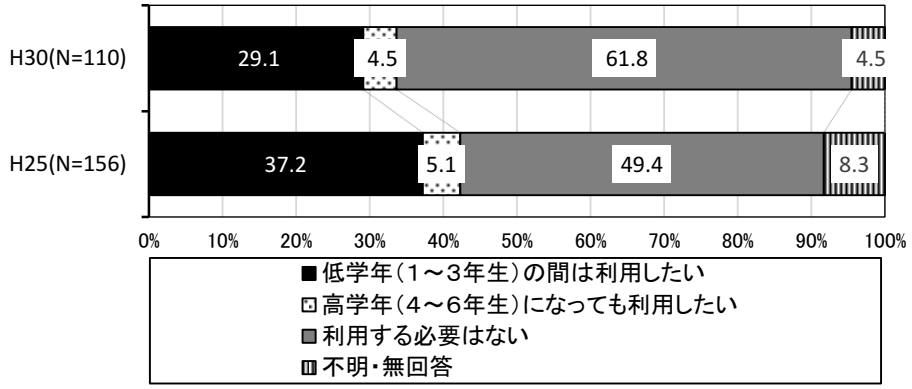

【日曜日・祝日】

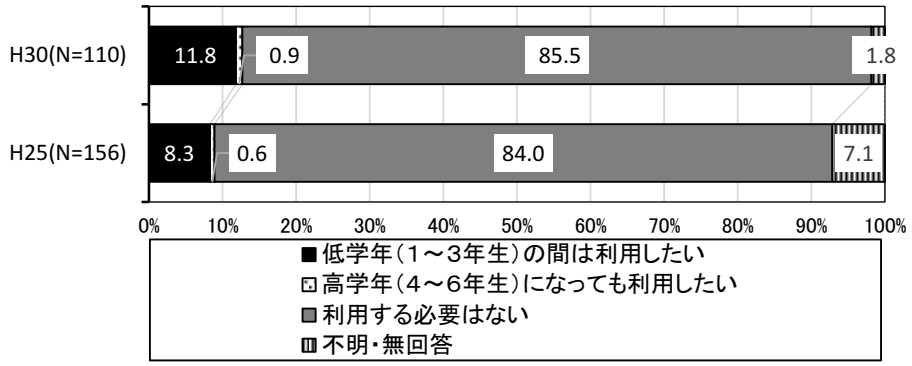

◎希望する利用時間帯

《「低学年（１～３年生）の間は利用したい」、「高学年（４～６年生）になっても利用したい」を選んだ方》

開始時間	土曜日（N=37）		日曜日・祝日（N=14）	
	件数	%	件数	%
7時以前	4	10.8	2	14.3
7時	7	18.9	3	21.4
8時	16	43.2	5	35.7
9時	8	21.6	3	21.4
10時	0	0.0	0	0.0
11時	0	0.0	0	0.0
12時	0	0.0	0	0.0
13時	0	0.0	0	0.0
14時以降	1	2.7	0	0.0
不明・無回答	1	2.7	1	7.1

終了時間	土曜日（N=37）		日曜日・祝日（N=14）	
	件数	%	件数	%
13時以前	4	10.8	2	14.3
13時	3	8.1	0	0.0
14時	1	2.7	0	0.0
15時	2	5.4	1	7.1
16時	6	16.2	0	0.0
17時	3	8.1	2	14.3
18時	16	43.2	8	57.1
19時	1	2.7	0	0.0
20時以降	0	0.0	0	0.0
不明・無回答	1	2.7	1	7.1

（３）夏休み・冬休みなどの長期の休暇期間中の放課後児童クラブの利用希望

〔問 29〕

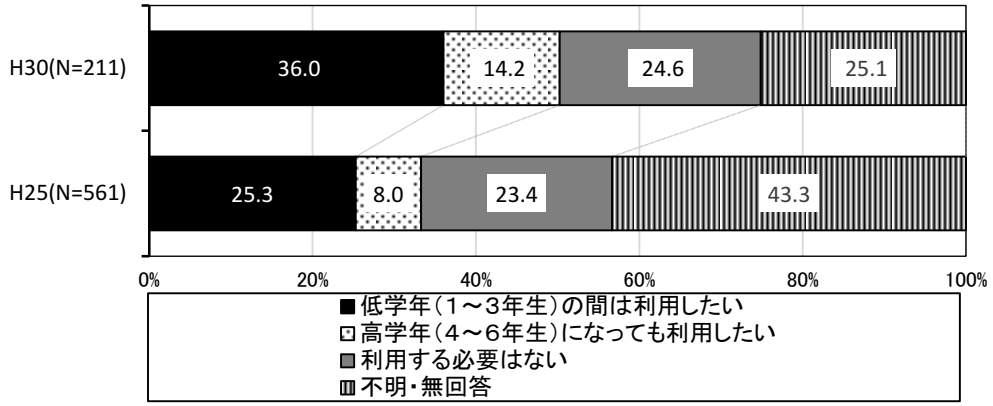

◎希望する利用時間帯

《「低学年（１～３年生）の間は利用したい」、「高学年（４～６年生）になっても利用したい」を選んだ方》

開始時間	長期休暇中（N=233）	
	件数	%
7時以前	0	0.0
7時	32	13.7
8時	115	49.4
9時	75	32.2
10時	0	0.0
11時	0	0.0
12時	0	0.0
13時	0	0.0
14時以降	5	2.1
不明・無回答	6	2.6

終了時間	長期休暇中（N=233）	
	件数	%
13時以前	4	1.7
13時	1	0.4
14時	5	2.1
15時	17	7.3
16時	27	11.6
17時	70	30.0
18時	91	39.1
19時	8	3.4
20時以降	4	1.7
不明・無回答	6	2.6

１０　放課後の過ごし方について（小学生児童）

（１）小学校低学年（１～３年生）のうちの、放課後（平日の小学校終了後）の過ごし方〈複数回答〉〔問 30〕

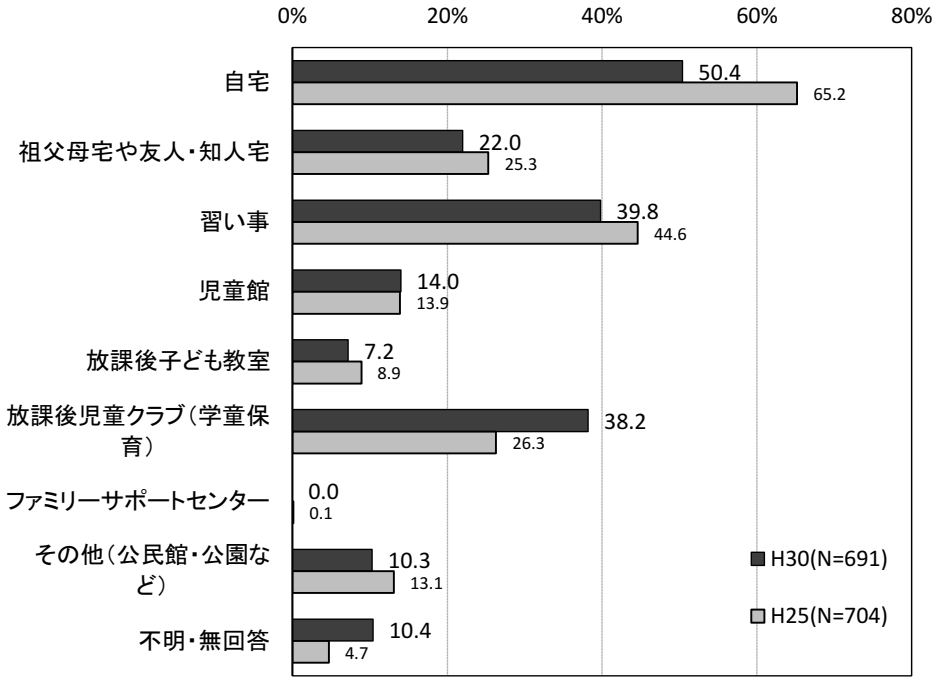

①週当たりの利用日数

高学年	自宅 (N=348)		祖父母宅や友人・知人宅 (N=152)		習い事 (N=275)		児童館 (N=97)		放課後子ども教室 (N=50)		放課後児童クラブ（学童保育） (N=264)		ファミリーサポートセンター (N=0)		その他（公民館・公園など） (N=71)	
	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%
1日	42	12.1	55	36.2	96	34.9	46	47.4	18	36.0	0	0.0	0	0.0	21	29.6
2日	60	17.2	33	21.7	94	34.2	26	26.8	13	26.0	10	3.8	0	0.0	18	25.4
3日	60	17.2	18	11.8	56	20.4	7	7.2	3	6.0	19	7.2	0	0.0	10	14.1
4日	28	8.0	6	3.9	8	2.9	1	1.0	1	2.0	24	9.1	0	0.0	2	2.8
5日	123	35.3	27	17.8	4	1.5	6	6.2	5	10.0	187	70.8	0	0.0	5	7.0
6日	2	0.6	1	0.7	3	1.1	0	0.0	1	2.0	7	2.7	0	0.0	0	0.0
7日	11	3.2	2	1.3	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	1	1.4
不明・無回答	22	6.3	10	6.6	14	5.1	11	11.3	9	18.0	17	6.4	0	0.0	14	19.7

②「放課後児童クラブ」の利用時間（下校時から何時まで）

《「放課後児童クラブ（学童保育）」を選んだ方》

利用時間	放課後児童クラブ（N=264）	
	件数	%
15時	1	0.4
16時	10	3.8
17時	101	38.3
18時	116	43.9
19時	25	9.5
不明・無回答	11	4.2

（２）放課後児童クラブ（学童保育）の利用の有無〔問 31〕

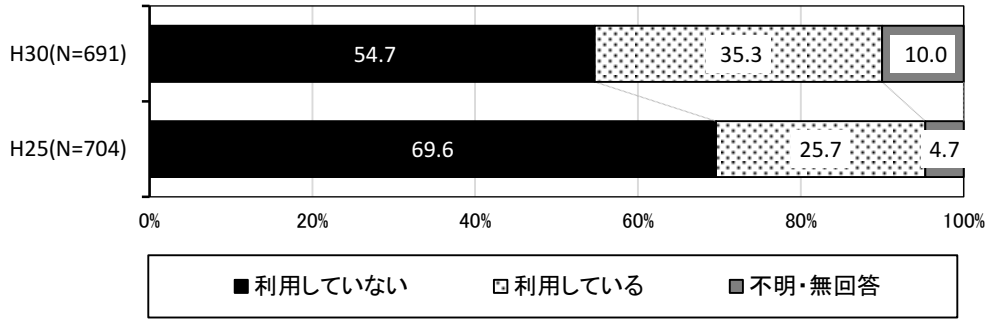

◎利用時間帯《「利用している」を選んだ方》

利用開始	放課後児童クラブ（N=244）	
	件数	%
13時	18	7.4
14時	13	5.3
15時	165	67.6
16時	14	5.7
17時	0	0.0
18時	0	0.0
19時	1	0.4
不明・無回答	33	13.5

利用終了	放課後児童クラブ（N=244）	
	件数	%
13時	0	0.0
14時	0	0.0
15時	0	0.0
16時	13	5.3
17時	103	42.2
18時	105	43.0
19時	13	5.3
20時	3	1.2
不明・無回答	7	2.9

（２）－１　土曜日と夏休みや冬休みなど長期休暇中の放課後児童クラブ（学童保育）の利用状況〔問 31-1〕

【土曜日】

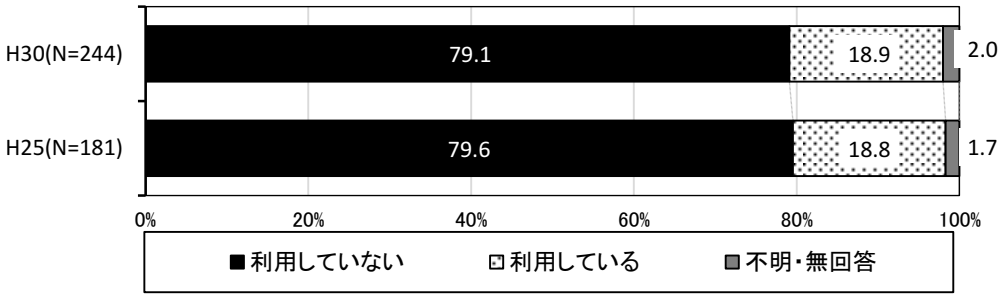

【長期休暇中】

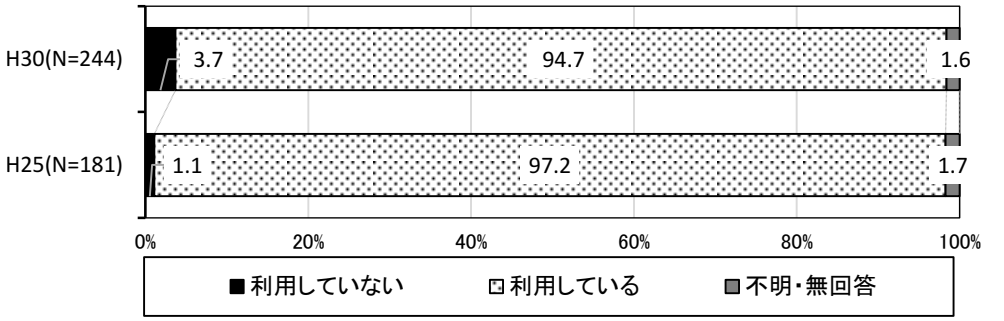

①利用時間帯《「利用している」を選んだ方》

開始時間	土曜日（N=46）		長期休暇中（N=231）	
	件数	%	件数	%
7時以前	0	0.0	0	0.0
7時	6	13.0	18	7.8
8時	29	63.0	135	58.4
9時	9	19.6	65	28.1
10時	0	0.0	0	0.0
11時	0	0.0	1	0.4
12時	0	0.0	0	0.0
13時	0	0.0	0	0.0
14時以降	1	2.2	7	3.0
不明・無回答	1	2.2	5	2.2

終了時間	土曜日（N=46）		長期休暇中（N=231）	
	件数	%	件数	%
13時以前	3	6.5	0	0.0
13時	2	4.3	0	0.0
14時	2	4.3	0	0.0
15時	4	8.7	3	1.3
16時	16	34.8	17	7.4
17時	5	10.9	102	44.2
18時	12	26.1	92	39.8
19時	0	0.0	9	3.9
20時以降	1	2.2	1	0.4
不明・無回答	1	2.2	7	3.0

②長期休暇中の週当たりの利用日数《「利用している」を選んだ方》

利用日数	長期休暇中（N=231）	
	件数	%
1日	0	0.0
2日	0	0.0
3日	6	2.6
4日	19	8.2
5日	184	79.7
6日	12	5.2
7日	4	1.7
不明・無回答	6	2.6

（２）－２　利用している放課後児童クラブの満足度〔問 31-2〕

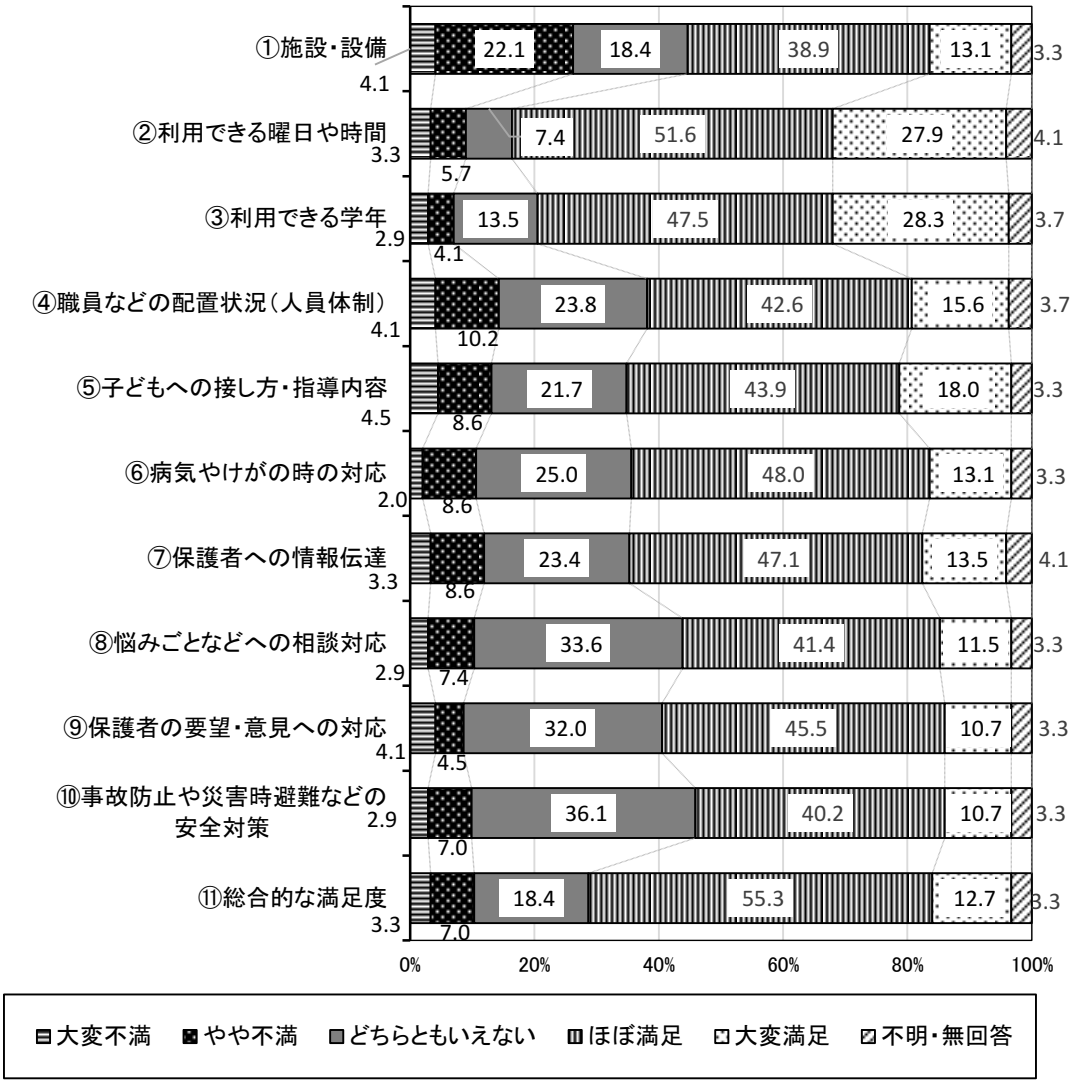

（２）－３　放課後児童クラブへの希望〈複数回答〉〔問 31-3〕

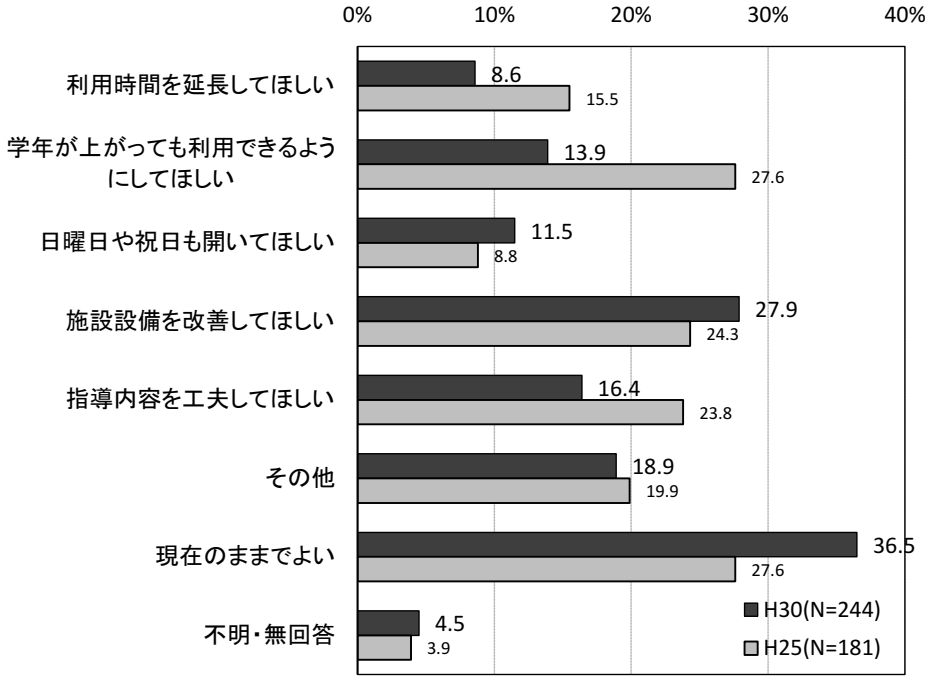

（２）で「利用していない」を選んだ方

（３）放課後児童クラブを利用していない主な理由〈複数回答〉〔問 32〕

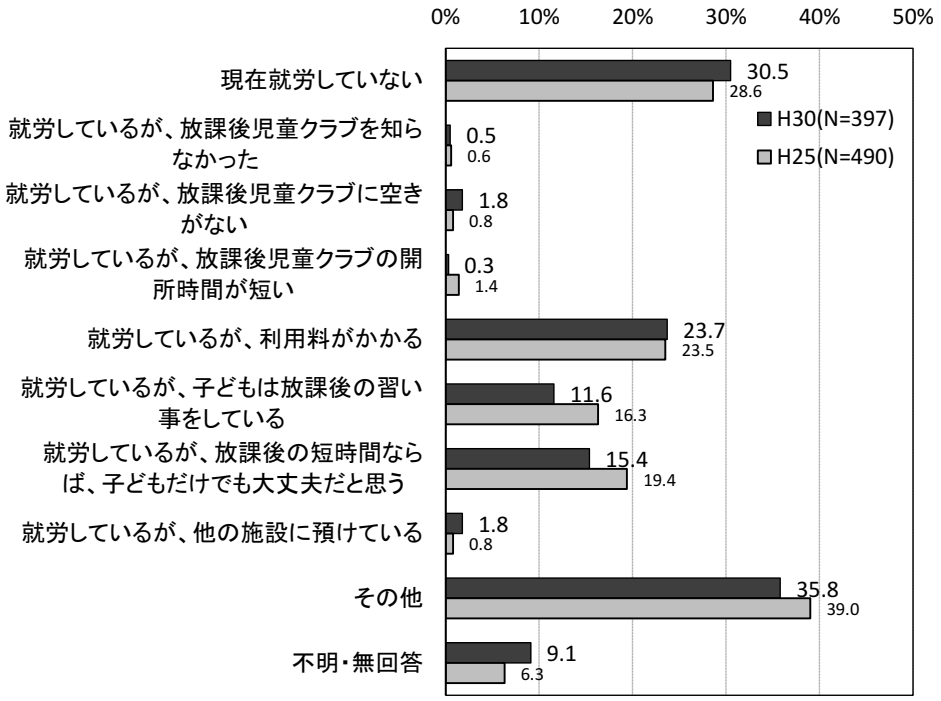

（４）小学校高学年（４～６年生）のうちに、放課後（平日の小学校終了後）の時間を過ごさせたい場所〈複数回答〉〔問 33〕

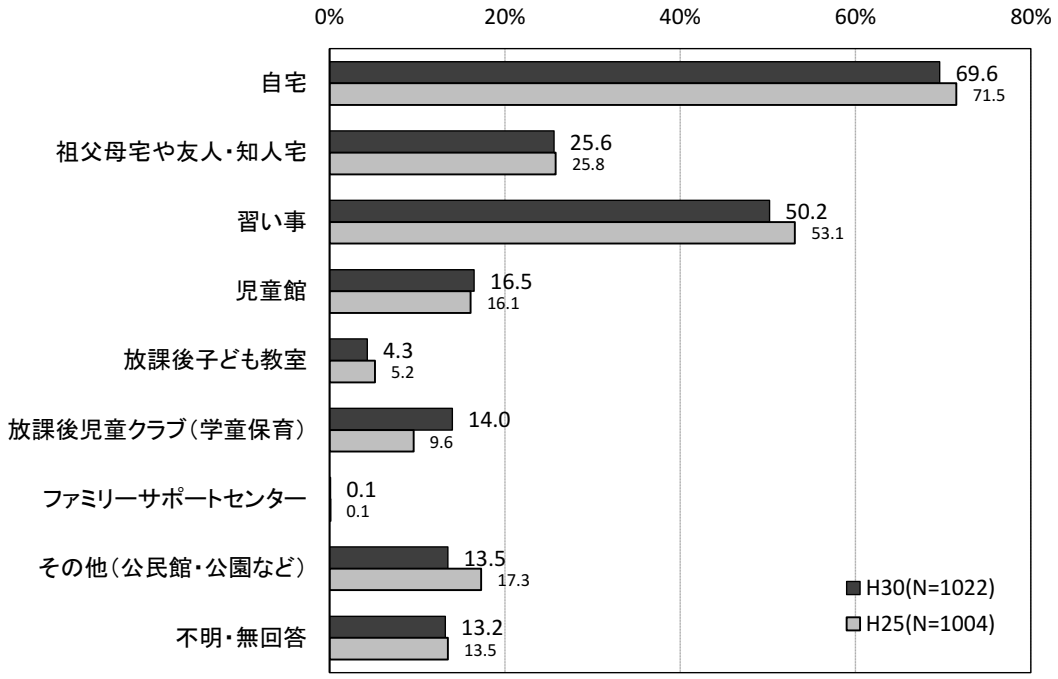

①週当たりの利用希望日数

高学年	自宅（N=711）		祖父母宅や友人・知人宅（N=262）		習い事（N=513）		児童館（N=169）		放課後子ども教室（N=44）		放課後児童クラブ（学童保育）（N=143）		ファミリーサポートセンター（N=1）		その他（公民館・公園など）（N=138）	
	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%
1日	67	9.4	78	29.8	133	25.9	74	43.8	18	40.9	2	1.4	0	0.0	38	27.5
2日	139	19.5	84	32.1	188	36.6	49	29.0	9	20.5	7	4.9	0	0.0	33	23.9
3日	109	15.3	26	9.9	118	23.0	19	11.2	3	6.8	12	8.4	0	0.0	24	17.4
4日	54	7.6	5	1.9	22	4.3	2	1.2	1	2.3	8	5.6	0	0.0	2	1.4
5日	246	34.6	45	17.2	16	3.1	11	6.5	6	13.6	75	52.4	1	100.0	14	10.1
6日	10	1.4	1	0.4	5	1.0	1	0.6	0	0.0	6	4.2	0	0.0	0	0.0
7日	23	3.2	2	0.8	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	1	0.7
不明・無回答	63	8.9	21	8.0	31	6.0	13	7.7	7	15.9	33	23.1	0	0.0	26	18.8

②「放課後児童クラブ」の利用希望時間

（下校時から何時まで）

《「放課後児童クラブ（学童保育）」を選んだ方》

利用時間	放課後児童クラブ（N=143）	
	件数	%
15時	2	1.4
16時	2	1.4
17時	32	22.4
18時	67	46.9
19時	23	16.1
不明・無回答	17	11.9

（５）土曜日や日曜日・祝日の放課後児童クラブの利用希望〔問 34〕

①土曜日

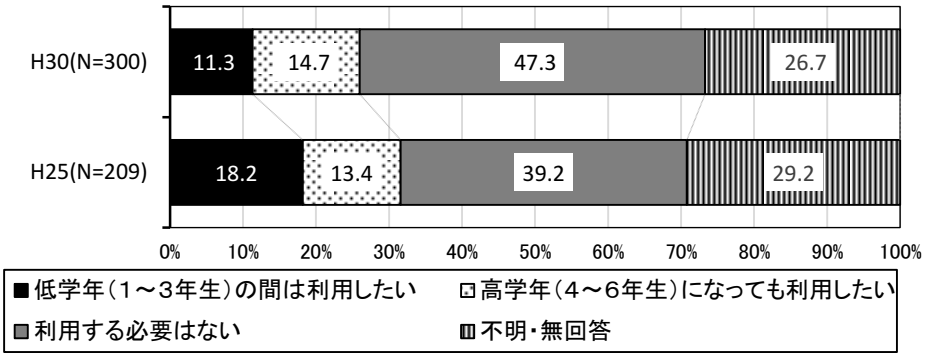

②日曜日・祝日

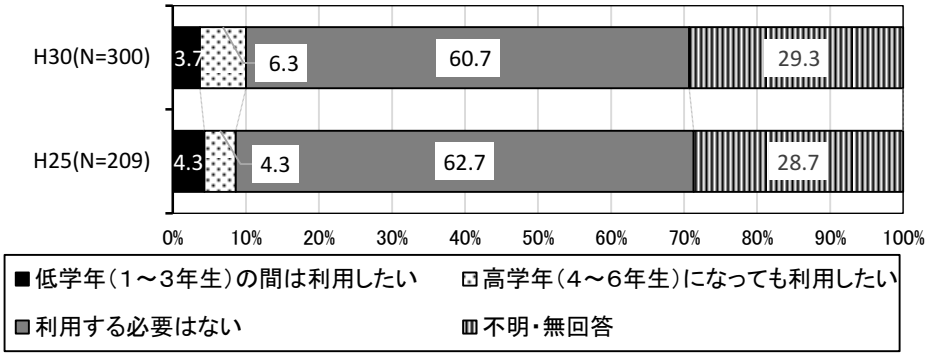

◎希望する利用時間帯

《「低学年（１～３年生）の間は利用したい」、「高学年（４～６年生）になっても利用したい」を選んだ方》

開始時間	土曜日（N=78）		日曜日・祝日（N=30）	
	件数	%	件数	%
7時以前	0	0.0	0	0.0
7時	10	12.8	6	20.0
8時	36	46.2	14	46.7
9時	19	24.4	7	23.3
10時	0	0.0	0	0.0
11時	0	0.0	0	0.0
12時	0	0.0	0	0.0
13時	1	1.3	1	3.3
14時以降	6	7.7	0	0.0
不明・無回答	6	7.7	2	6.7

終了時間	土曜日（N=78）		日曜日・祝日（N=30）	
	件数	%	件数	%
13時以前	3	3.8	1	3.3
13時	3	3.8	1	3.3
14時	1	1.3	0	0.0
15時	3	3.8	1	3.3
16時	7	9.0	1	3.3
17時	21	26.9	6	20.0
18時	30	38.5	16	53.3
19時	8	10.3	3	10.0
20時以降	0	0.0	0	0.0
不明・無回答	2	2.6	1	3.3

（６）夏休み・冬休みなどの長期休暇中の放課後児童クラブの利用希望

〔問 35〕

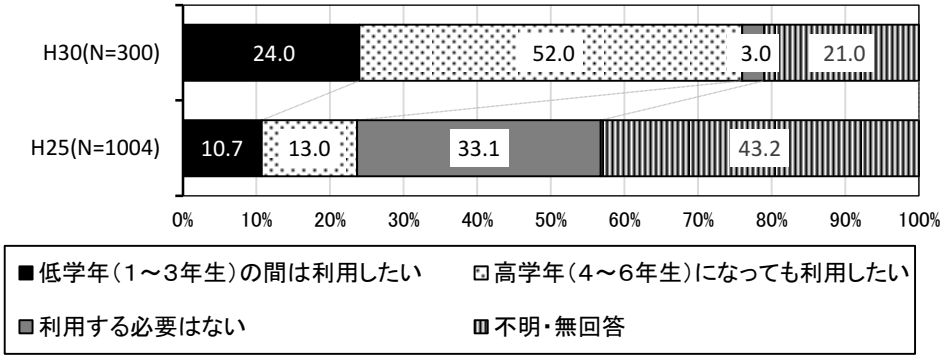

※H25 調査結果は対象条件を学童保育利用者に限定していない

◎希望する利用時間帯

《「低学年（１～３年生）の間は利用したい」、「高学年（４～６年生）になっても利用したい」を選んだ方》

開始時間	長期休暇中（N=228）	
	件数	%
7時以前	0	0.0
7時	29	12.7
8時	130	57.0
9時	57	25.0
10時	0	0.0
11時	0	0.0
12時	0	0.0
13時	1	0.4
14時以降	4	1.8
不明・無回答	7	3.1

終了時間	長期休暇中（N=228）	
	件数	%
13時以前	0	0.0
13時	0	0.0
14時	0	0.0
15時	6	2.6
16時	15	6.6
17時	73	32.0
18時	105	46.1
19時	21	9.2
20時以降	1	0.4
不明・無回答	7	3.1

１１　育児休業や短時間勤務制度など職場の両立支援制度について

（１）子どもが生まれた時の保護者の育児休業取得状況〔問 36〕

【母親】

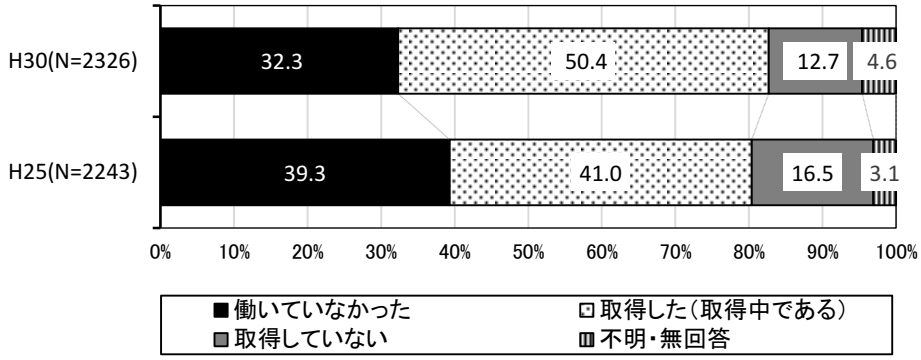

【父親】

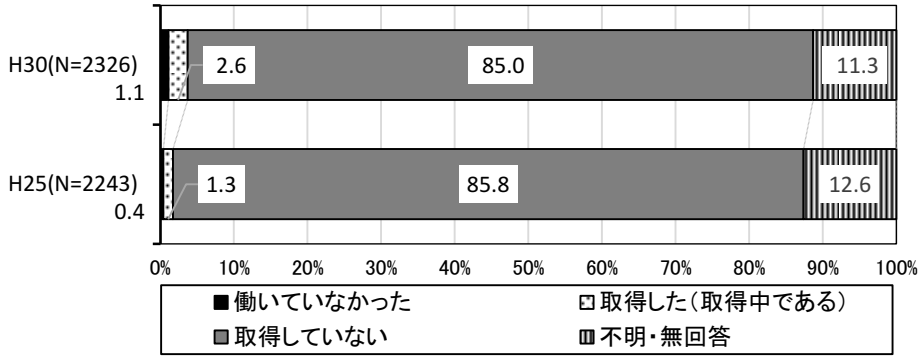

母親の就労状況別 × 母親の育児休業の取得状況

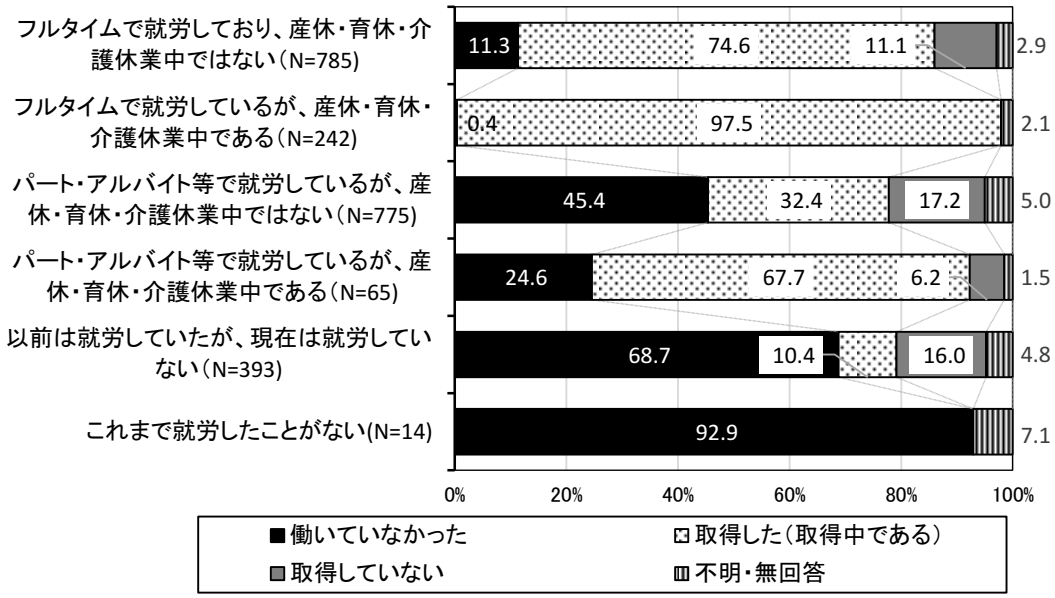

◎取得していない理由〈複数回答〉《「取得していない」を選んだ方》

【母親】

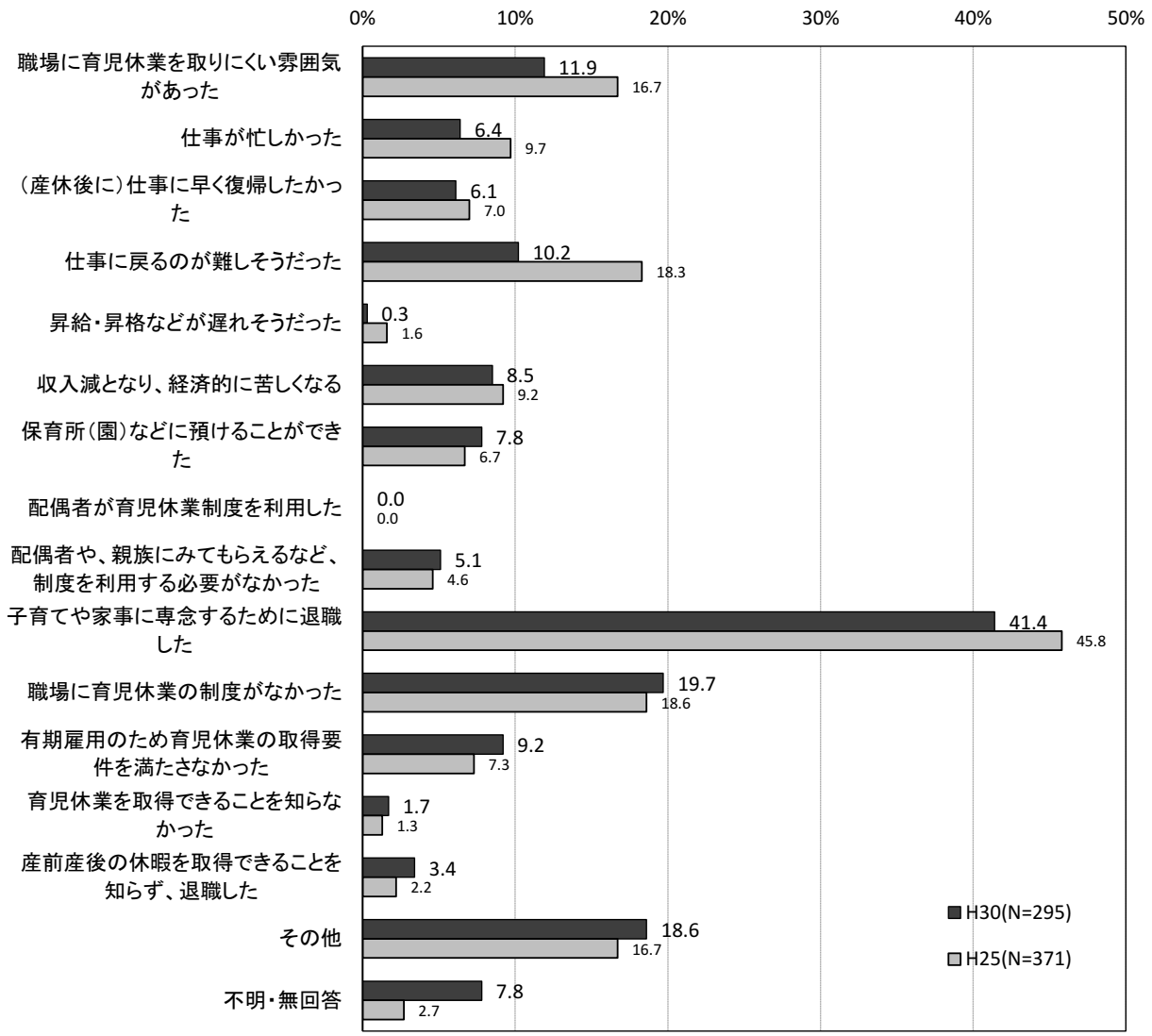

【父親】

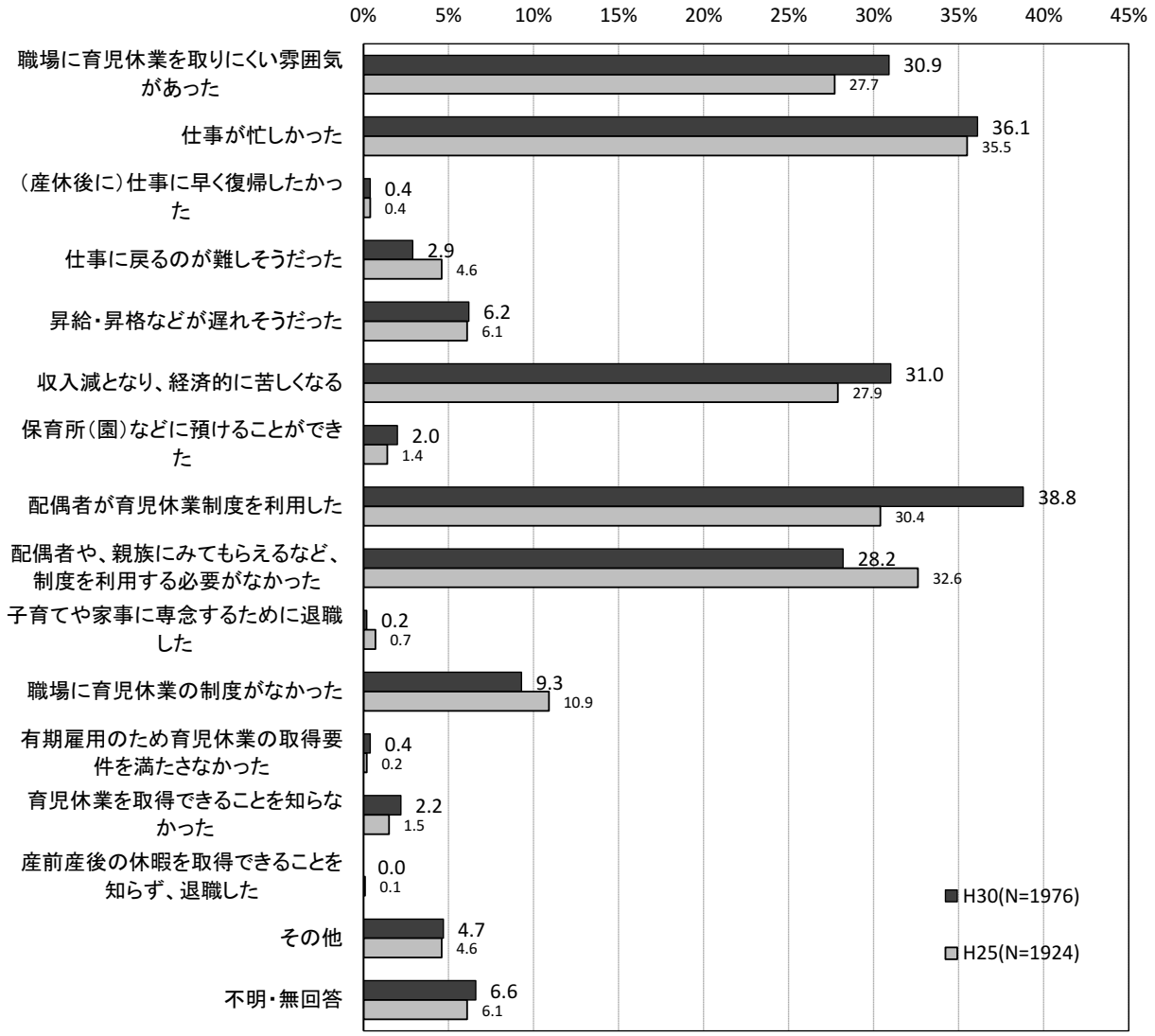

（１）で「取得した（取得中である）」を選んだ方

（１）－１　育児休業取得後、職場に復帰したか〔問 36-1〕

【母親】

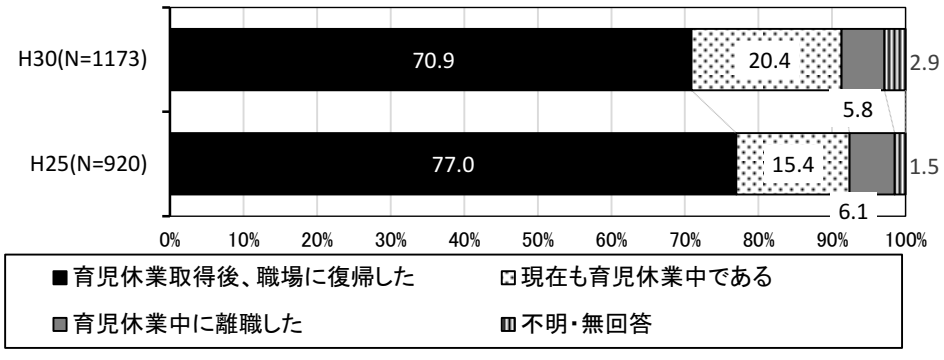

【父親】

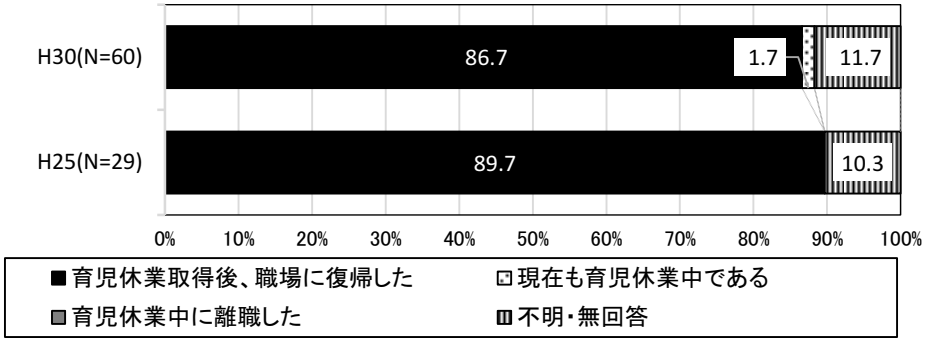

（１）－１で「育児休業取得後、職場に復帰した」を選んだ方

（１）－２　職場に復帰したのは、年度初めの保育所入所に合わせたタイミングか

〔問 36-2〕

【母親】

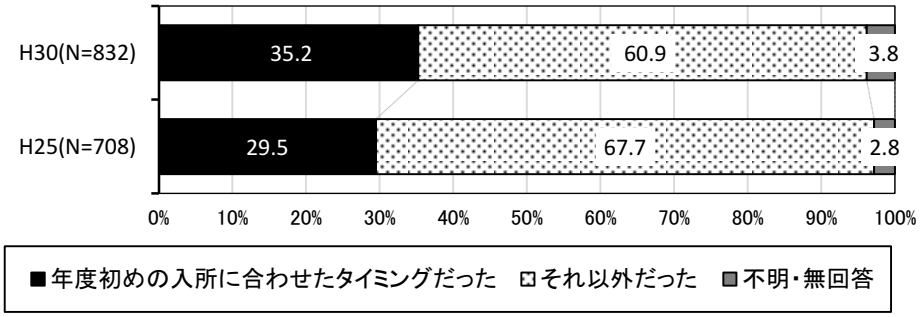

【父親】

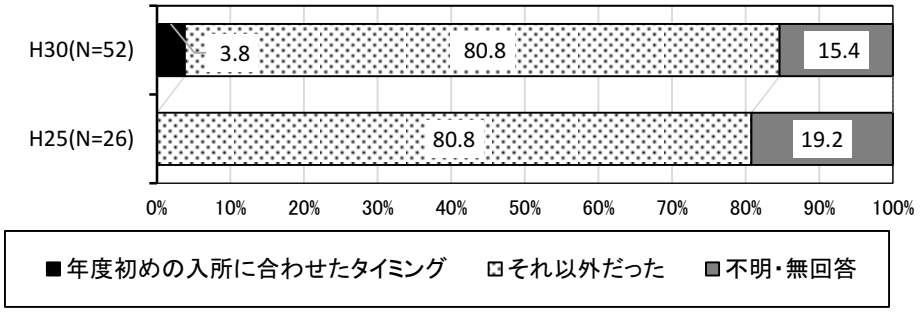

（１）－３　育児休業からは、「実際」に子どもが何歳何ヶ月のときに職場復帰したか。また、勤め先の育児休業の制度の期間内で、何歳何ヶ月のときまで取得したかったか〔問 36-3〕

【母親 職場復帰 実際】

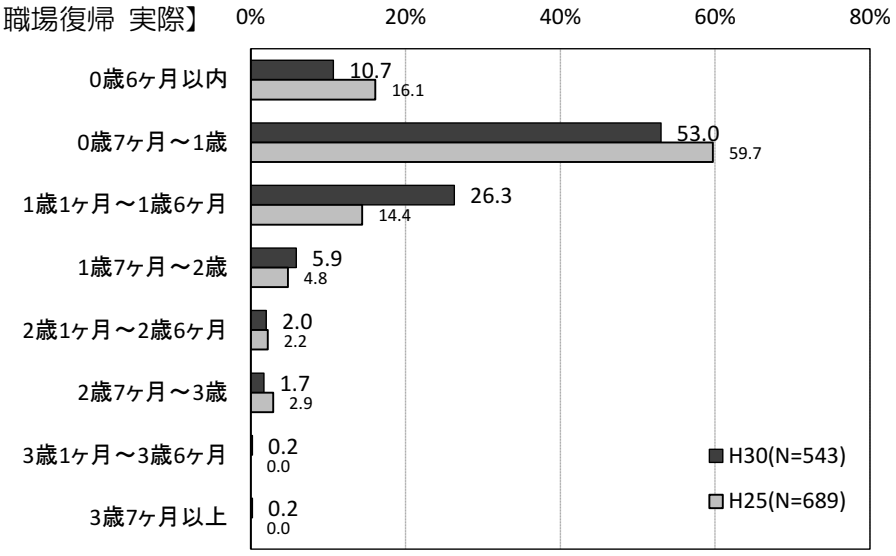

※H30, H25 ともに不明

のぞく

母親	実際（N=832）		希望（N=832）	
	件数	(全体)%	件数	(全体)%
0歳6ヶ月以内	58	7.0	21	2.5
0歳7ヶ月～1歳	288	34.6	163	19.6
1歳1ヶ月～1歳6ヶ月	143	17.2	163	19.6
1歳7ヶ月～2歳	32	3.8	38	4.6
2歳1ヶ月～2歳6ヶ月	11	1.3	16	1.9
2歳7ヶ月～3歳	9	1.1	53	6.4
3歳1ヶ月～3歳6ヶ月	1	0.1	6	0.7
3歳7ヶ月以上	1	0.1	7	0.8
不明	289	34.7	365	43.9

父親	実際（N=52）		希望（N=52）	
	件数	(全体)%	件数	(全体)%
0歳6ヶ月以内	24	46.2	16	30.8
0歳7ヶ月～1歳	1	1.9	1	1.9
1歳1ヶ月～1歳6ヶ月	1	1.9	0	0.0
1歳7ヶ月～2歳	0	0.0	0	0.0
2歳1ヶ月～2歳6ヶ月	0	0.0	0	0.0
2歳7ヶ月～3歳	1	1.9	2	3.8
3歳1ヶ月～3歳6ヶ月	0	0.0	0	0.0
3歳7ヶ月以上	0	0.0	0	0.0
不明	25	48.1	33	63.5

（１）－４　職場に育児のために３歳まで休暇を取得できる制度があった場合、「希望」として子どもが何歳何ヶ月のときまで取得したかったか

〔問 36-4〕

3歳まで取得できたときの希望	母親（N=832）		父親（N=52）	
	件数	(全体)%	件数	(全体)%
0歳6ヶ月以内	8	1.0	11	21.2
0歳7ヶ月～1歳	84	10.1	3	5.8
1歳1ヶ月～1歳6ヶ月	113	13.6	0	0.0
1歳7ヶ月～2歳	54	6.5	0	0.0
2歳1ヶ月～2歳6ヶ月	18	2.2	0	0.0
2歳7ヶ月～3歳	136	16.3	1	1.9
3歳1ヶ月～3歳6ヶ月	13	1.6	0	0.0
不明	406	48.8	37	71.2

（１）－３で実際の復帰と希望が異なる方

（１）－５　希望の時期に職場復帰しなかった理由〈複数回答〉〔問 36-5〕

①「希望」より早く復帰した方

【母親】

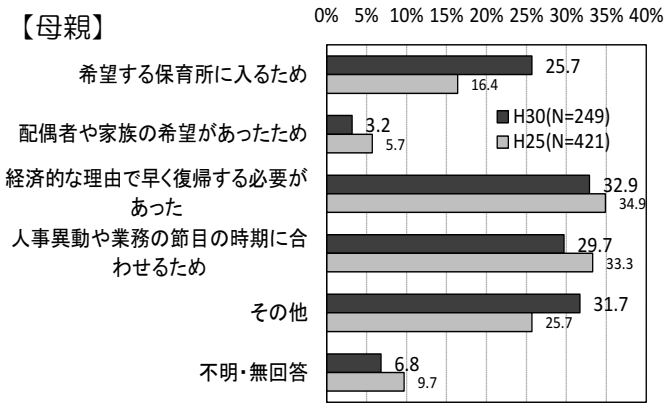

【父親】

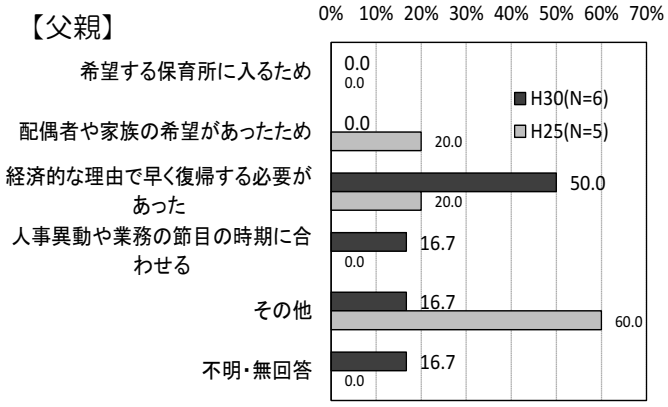

②「希望」より遅く復帰した方

【母親】

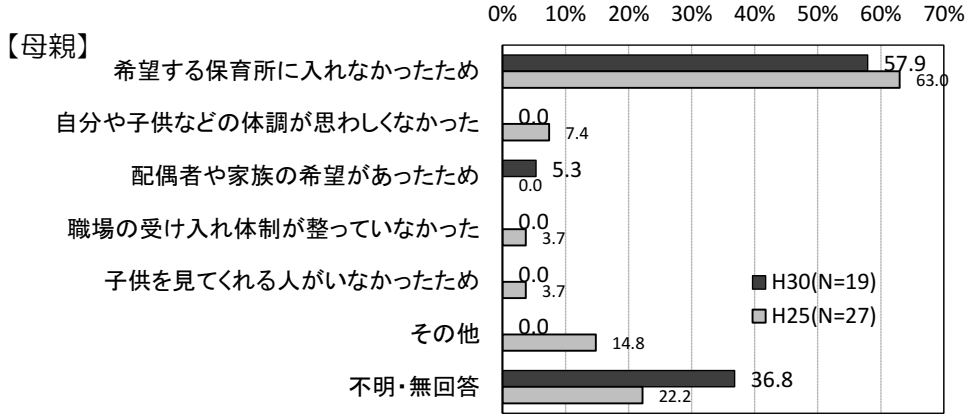

※父親の回答はありませんでした

（１）－１で「育児休業取得後、職場に復帰した」を選んだ方

（１）－６　職場復帰時の短時間勤務制度の利用状況〔問 36-6〕

【母親】

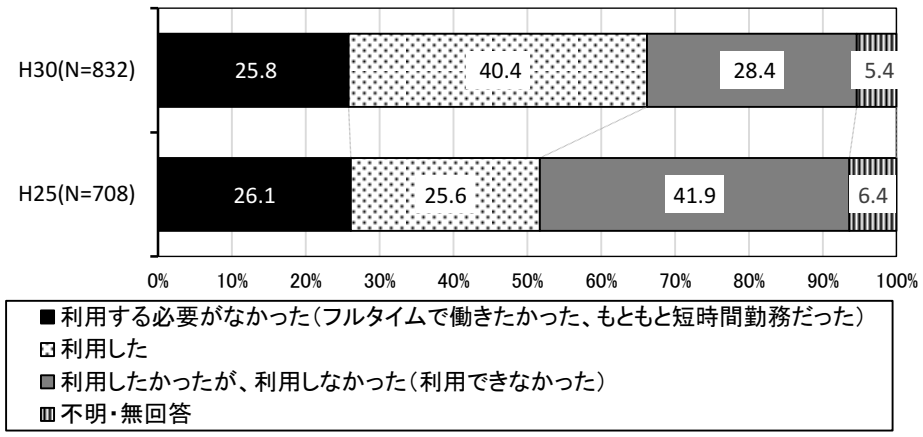

【父親】

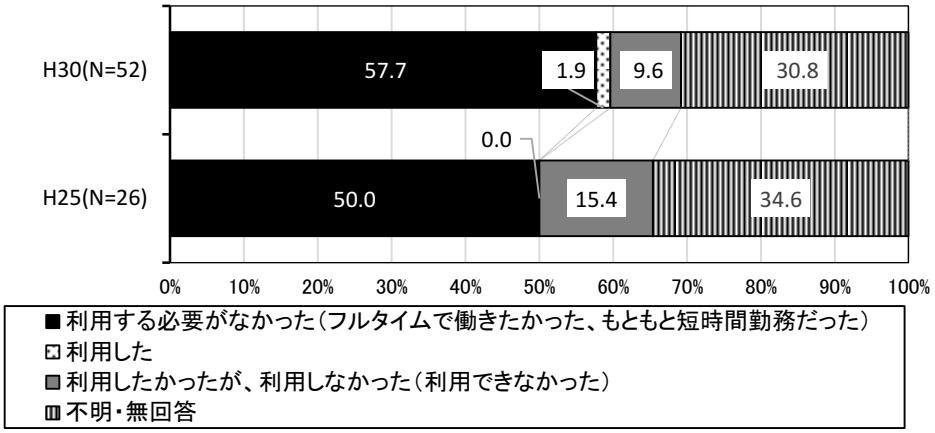

（１）－６で「利用したかったが、利用しなかった（利用できなかった）」を選んだ方

（１）－７　短時間勤務制度を利用しなかった理由〈複数回答〉〔問 36-7〕

【母親】

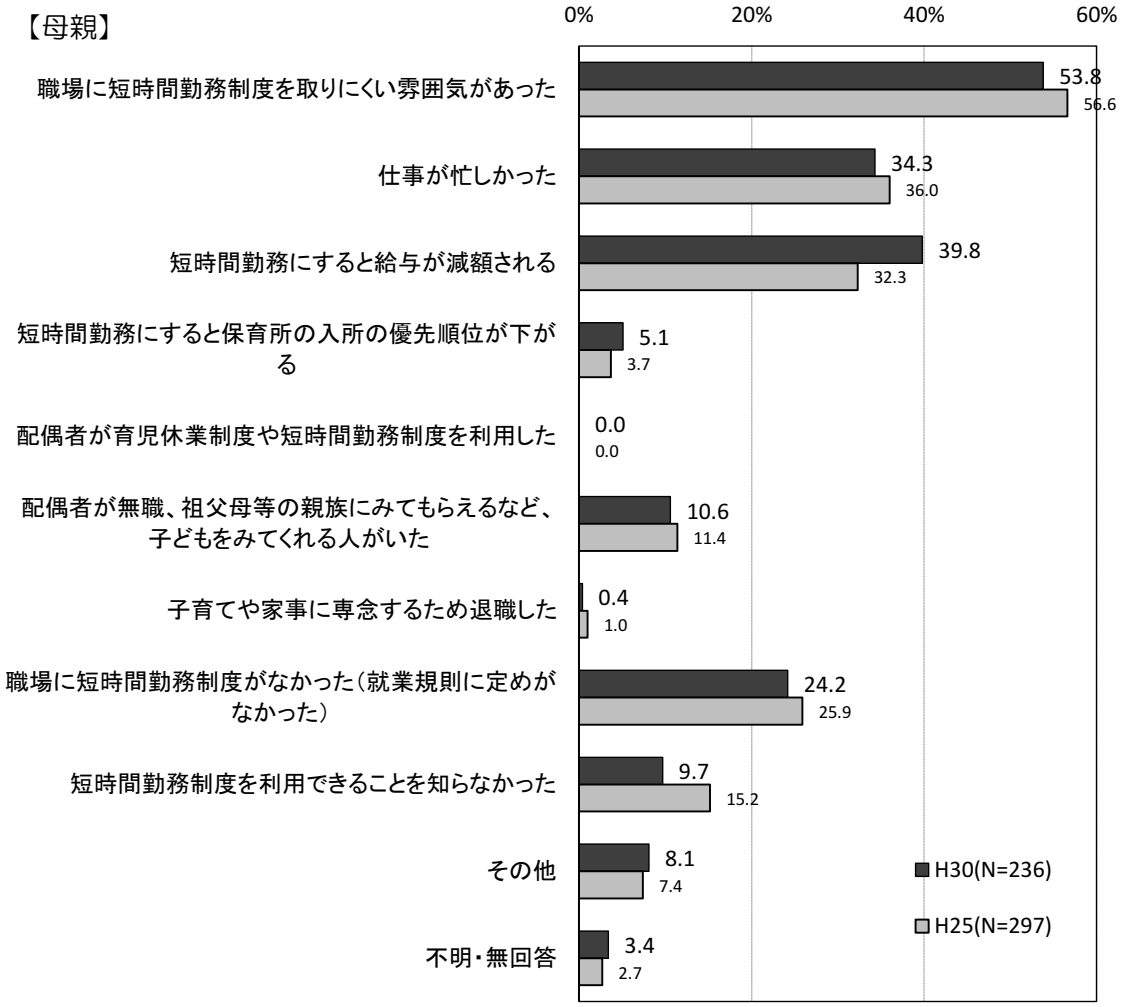

【父親】

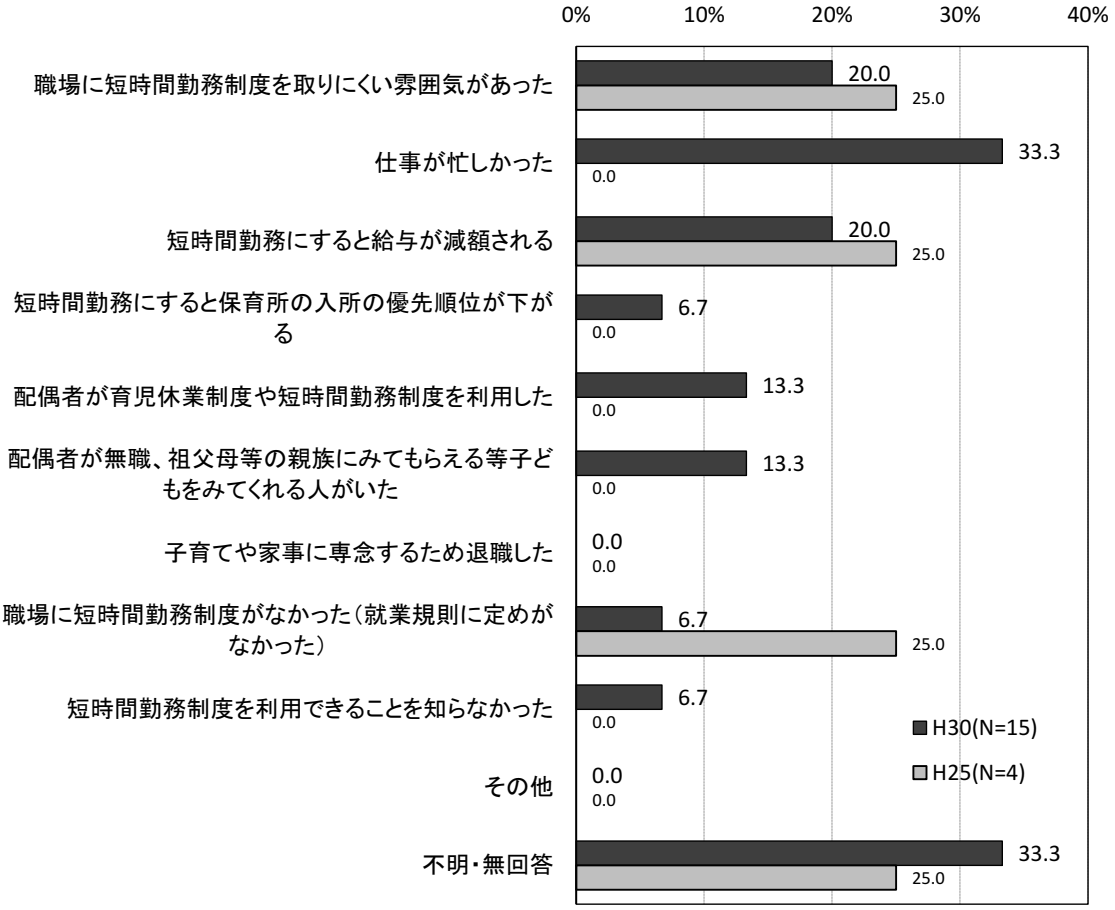

（１）－１で「現在も育児休業中である」を選んだ方

（１）－８　子どもが１歳になったときに必ず利用できる事業があれば、１歳になるまで育児休業を取得するか〔問 36-8〕

【母親】

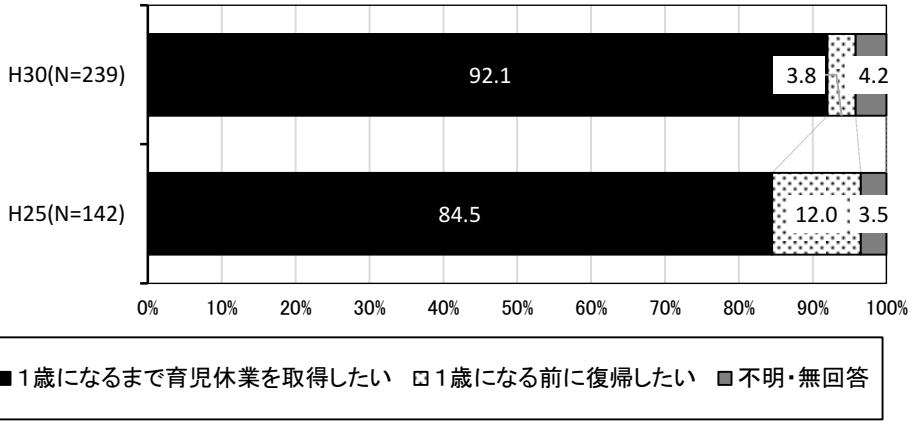

※父親の回答は「1歳になる前に復帰した」が1件ありました。

１２　ふだんの生活について

（１）この１年間にあったこと〔問 37〕

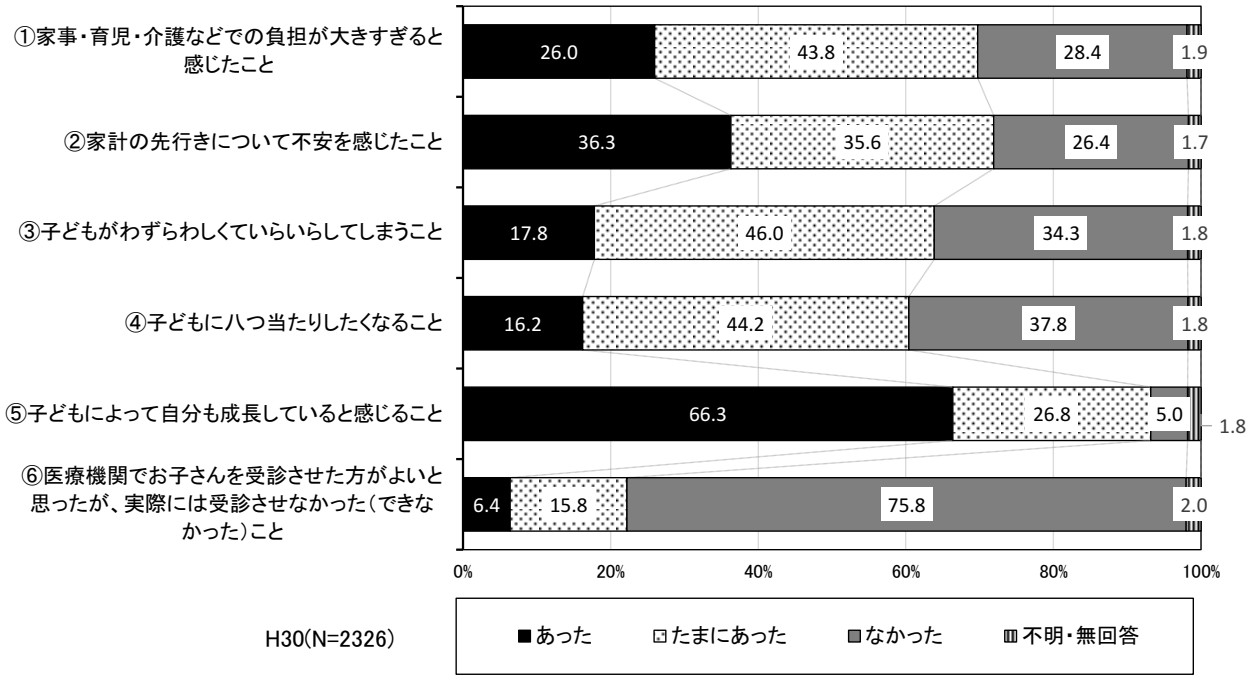

（２）経済的な理由でできなかったこと〈複数回答〉〔問 38〕

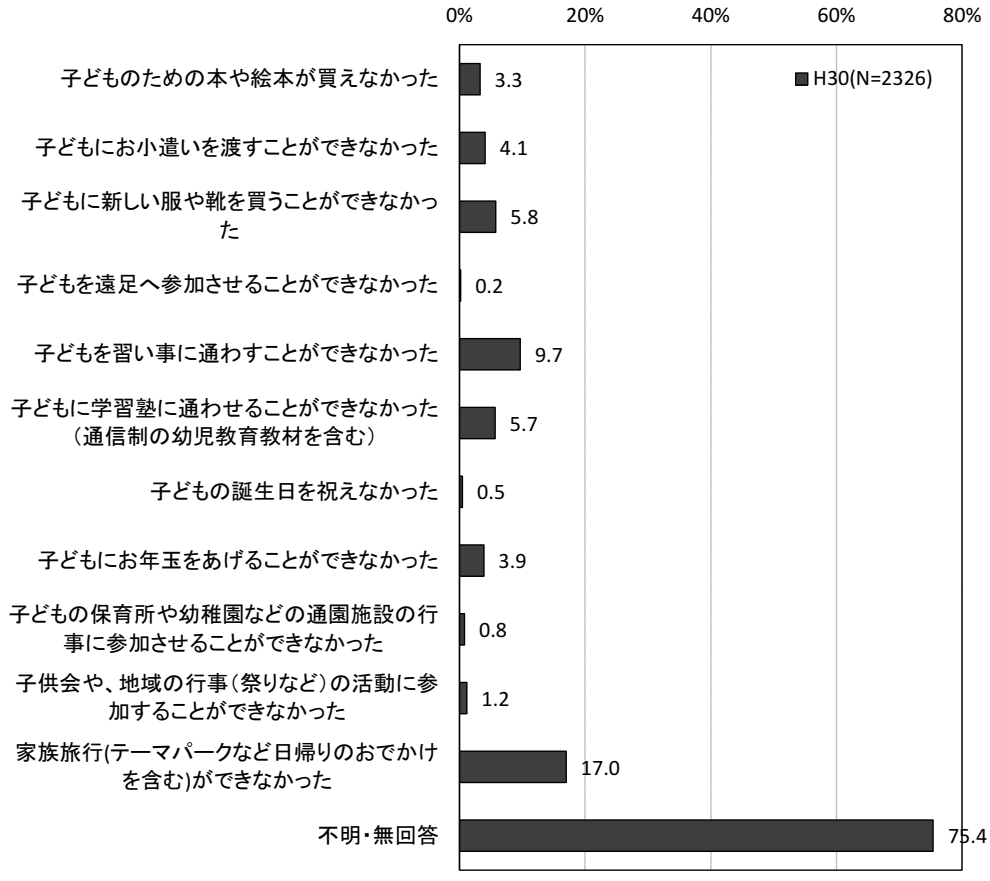

１３　子育ての環境や支援への満足度について

（１）白山市における子育ての環境や支援への満足度〔問 39〕

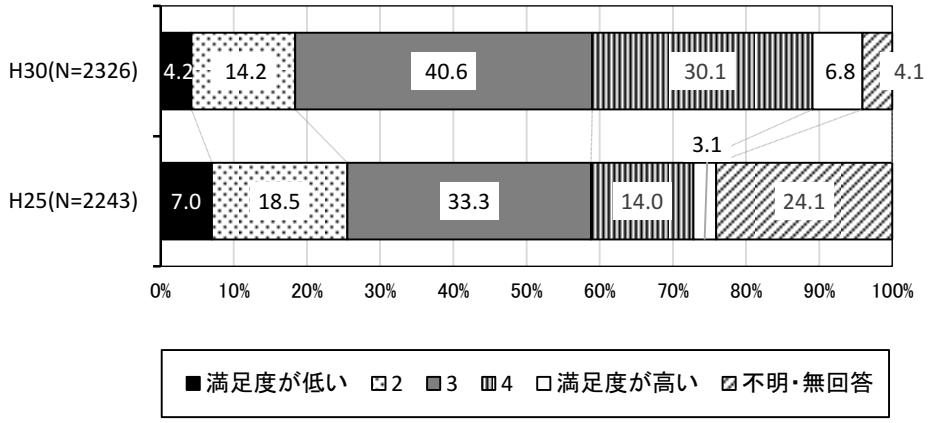

（２）子育て支援やサービスに対するニーズ〈複数回答〉〔問 40〕

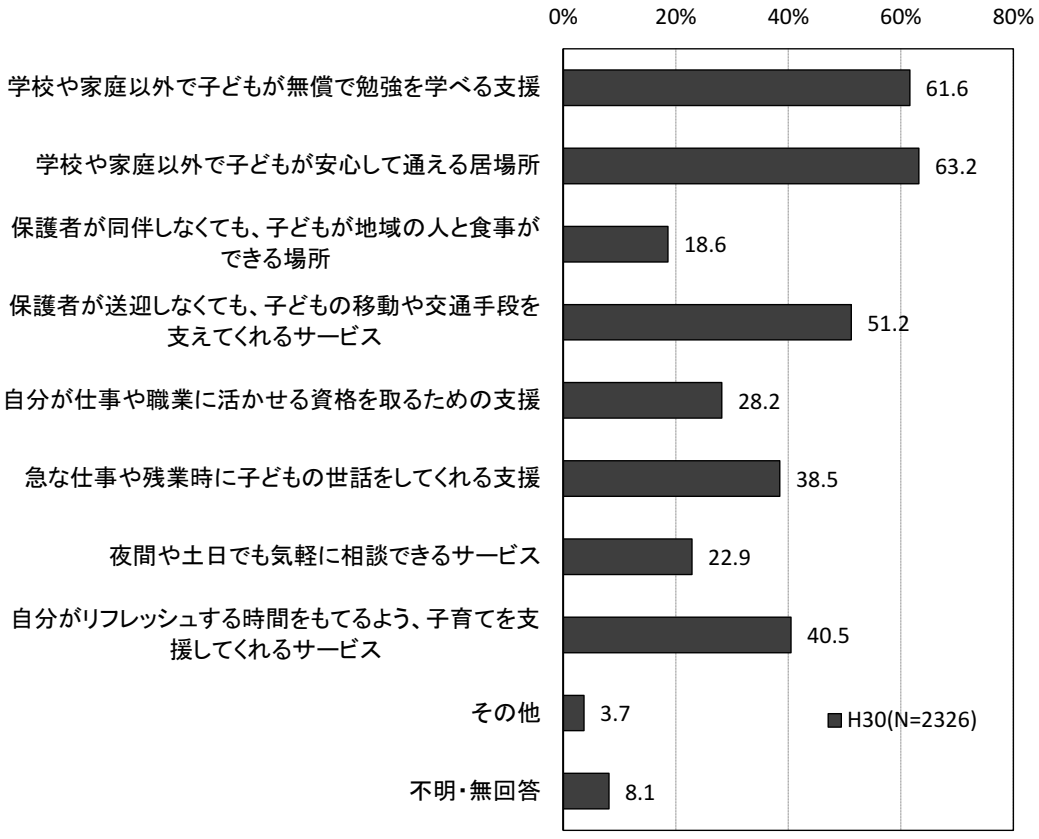

Ⅱ．用語解説

あ

【預かり保育】
幼稚園及び認定こども園が実施する教育時間終了後にも、延長して子どもを預かり保育を行う。

【育児休業】
労働者は、対象となる子どもが１歳（一定の条件を満たす場合は、最長２歳）に達するまでの間で、申出により子どもを養育するための休業を取得することができ、事業主は、このことを理由に解雇その他不利益な取扱いをすることを禁止されている。また、育児休業の他に、一定の要件を満たしたなかで、働きながら子どもの養育ができる制度として、時間外労働や深夜業の制限（小学校就学前の子どもの養育を行う場合）の制度、勤務時間の短縮等（３歳未満の子どもの養育を行う場合）の措置がある。

【石川中央都市圏】
人口減少・少子高齢社会においても一定の圏域人口を有し活力ある社会経済を維持するための拠点を形成することを目的とする連携中枢都市圏構想に基づく、金沢市を中核都市し、白山市、かほく市、野々市市、内灘町、津幡町で構成する圏域。

【一時預かり】
保育所等を利用していない家庭において、一時的に家庭での保育が困難となった場合や育児疲れによる保護者の心理的、身体的負担を軽減するため、主として昼間において、保育所等で子どもを一時的に預かり保育を行う。

【延長保育】
就労形態の多様化等に伴う保育需要に対応するため、通常の保育時間（保育標準時間の 11 時間及び保育短時間の８時間）を超えて保育を行う。

か

【核家族】
親族世帯のなかで、夫婦のみの世帯、夫婦と子どもからなる世帯、男親と子どもからなる世帯、女親と子どもからなる世帯。

【学習支援ボランティア派遣事業】
ひとり親家庭の中学生・高校生を対象に、現役大学生や教員資格を持つボランティアを派遣し、学習指導や進学相談を行う事業。

【家庭児童相談室】
家庭における適正な児童養育、その他家庭児童福祉の向上を図るため、相談・指導等を行う機関。社会福祉主事、家庭児童相談員が配置されている。

【教育・保育施設】
認定こども園法第２条第６項に規定する「認定こども園」、学校教育法第１条に規定する「幼稚園」及び児童福祉法第 39 条第１項に規定する「保育所」をいう。

【子育て支援センター】
子育て支援に関する総合的なサービスを提供する施設。一時預かり、休日保育、育児相談、子どもや親同士の遊びや交流、育児サークル支援等を行う。

【子育てひろば(地域子育て支援拠点事業施設)】
乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所で、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う。

【子ども・子育て会議】
子ども・子育て支援法第 77 条の規定に基づく市町村における「審議会その他合議制の機関」。

【子ども・子育て支援】
すべての子どもの健やかな成長のために適切な環境が等しく確保されるよう、国若しくは地方公共団体又は地域における子育ての支援を行う者が実施する子ども及び子どもの保護者に対する支援。

【（市町村）子ども・子育て支援事業計画】
５年間の計画期間における幼児期の教育・保育、地域の子育て支援についての需給計画をいい、全市町村が作成する。

さ

【児童館】
児童福祉法第 40 条に基づく児童福祉施設である児童厚生施設の一種で、子どもに健全な遊びを与えて、その健康を増進し、情操を豊かにすることを目的としている。子どもの遊びを指導する者（児童厚生員）が配置されている。広義では、児童センターを含めて児童館という。
【児童手当】
家庭における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う子どもの健やかな成長に資することを目的として、中学校修了前までの子どもを養育している者に支給する手当。
【児童扶養手当】
ひとり親家庭等の生活の安定と自立を促進し、子どもが健やかに育つために、離婚などにより子どもを養育しているひとり親家庭等の養育者に支給する手当。
【就学援助】
経済的理由によって就学困難と認められる学齢児童生徒の保護者に対して、学用品や給食費等の就学に必要な経費の一部を助成する制度。
【小規模保育】
主に満３歳未満の乳児・幼児を対象とし、利用定員が６人以上 19 人以下で行う保育。
【ショートステイ（短期入所生活支援事業）】
保護者の疾病、疲労その他の身体上若しくは精神上又は環境上の理由により家庭において子どもの養育が一時的に困難になった場合や経済的な理由により緊急一時的に保護を必要とする場合等に一定期間、児童養護施設等に入所させ養育・保護を行う。
【スクールソーシャルワーカー】
いじめや不登校、虐待、貧困など、学校や日常生活における問題に直面する子どもを支援する社会福祉の専門家。子ども本人だけでなく、家族や友人、学校、地域など周囲の環境に働きかけて、問題解決を図る。
【新・放課後子ども総合プラン】
次代を担う人材を育成し、共働き家庭等が直面する「小１の壁」を打破する観点から、放課後児童対策の取組を推進させるため、すべての子どもの安全・安心な居場所の確保を図ること等を内容とした、厚生労働省と文部科学省が連携して作成したプラン。

た

【地域型保育事業】
小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育及び事業所内保育を行う事業。
【地域子ども・子育て支援事業】
子ども・子育て支援法第 59 条の規定に基づき市町村が実施する地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業、乳児家庭全戸訪問事業、延長保育事業、病児・病後児保育事業、放課後児童クラブ事業等の事業。
【地域子育て支援拠点事業】
公共施設や保育所等の地域の身近な場所で、乳幼児及び保護者が相互の交流を行う場を提供し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業。
【トワイライトステイ（夜間養護等事業）】
保護者が、仕事その他の理由により帰宅が恒常的に夜間にわたるため、子どもを養育することが困難となった場合で、他に養育するものがいない場合にその子どもを児童養護施設に通所させ、生活指導、食事の提供等を行う事業。

な

【乳児家庭全戸訪問】
生後４か月までの乳児のいるすべての家庭を保健師等が訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う。

【認定こども園】
幼稚園と保育所の機能や特長をあわせ持ち、就学前の子どもに教育・保育、地域での子育て支援を総合的に提供する施設。幼保連携型、幼稚園型、保育所型、地方裁量型の４つの類型があり、「保護者が働いている・いない」に関わらず利用できる施設。

【妊産婦健康診査】
妊産婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査（健康状態の把握、検査計測、保健指導）と妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施し、産婦に対し、心身の健康状態及び授乳状況を確認することで産後のうつを予防し、育児支援を行う。

【認定区分】
保育所や認定こども園等を利用する際の教育・保育給付を受けるための資格を有する子どもとして認定された法第 19 条第１項各号の区分。

【参考】認定区分
- １号認定子ども：満３歳以上の就学前子どもで２号認定子ども以外（教育を希望する子ども）
- ２号認定子ども：満３歳以上の保育の必要性の認定を受けた就学前子ども（保育を必要とする子ども）
- ３号認定子ども：満３歳未満の保育の必要性の認定を受けた就学前子ども（保育を必要とする子ども）

は

【病児保育】
保護者が就労しているなど、子どもが病気の際に自宅での保育が困難な場合に、保育所等において一時的に保育する預かり保育。

【ファミリーサポートセンター事業】
安心とゆとりを持って子育てができるように、育児の援助を行いたい者（提供会員）と援助を受けたい者（依頼会員）からなる会員を組織化し、相互援助活動を行う事業。ファミリーサポートセンターが連絡・調整を行う。

【保育所】
保護者が労働や病気などのため、保育できない乳幼児を保護者に代わって保育する施設。

【放課後子ども教室】
放課後や週末等に小学校の空き教室や公民館等を活用し、子どもたちの安全・安心な活動拠点（居場所）を設け、地域の方々の参画を得て、学習活動やスポーツ、文化芸術活動、地域住民との交流活動等を行う取り組み。

【放課後児童クラブ】
放課後や長期休みの期間に、就労等により、昼間保護者のいない家庭や疾病や介護等で昼間保護者が養育できない小学生に対して、適正な遊び場及び生活の場を提供する施設。

や

【養育支援訪問】
養育支援が特に必要な家庭に対して、居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行う。

【幼稚園】
満３歳から小学校就学までの幼児期の教育を行う教育施設。

【幼稚園における在園児を対象とした一時預かり（預かり保育）】
在園児を対象とした通常の教育時間の前後や長期休業期間中などに行う教育（保育）。

【要保護児童対策地域協議会】
虐待を受けている子どもの早期発見や要保護児童の適切な保護又は要支援子ども若しくは特定妊婦への適切な支援を図るため、関係機関による情報の共有と適切な連携を行うことで虐待への対応を迅速かつ組織的に行う機関。

ら

【労働力率】
人口に占める労働力人口（就業者と完全失業者の合計）の割合。

Ⅲ．計画の策定経過

日　程	会 議 名 等	内　容
平成 30 年 12 月 19 日	白山市子ども・子育て会議	○第２期白山市子ども・子育て支援事業計画を策定するための現状とニーズ把握のためアンケート調査の実施について
平成 31 年1月 16 日～ 1月 31 日	ニーズ調査の実施	○子育てに関する現状とニーズを把握するためのアンケートを実施
令和元年5月 28 日	白山市子ども・子育て会議	○子ども・子育て支援事業におけるニーズ調査結果について ○第２期白山市子ども・子育て支援事業計画について
令和元年8月 26 日	白山市子ども・子育て会議	○第２期白山市子ども・子育て支援事業計画について
令和元年 11 月8日	白山市子ども・子育て会議	○第２期白山市子ども・子育て支援事業計画（素案）について
令和2年1月6日～ 1月 20 日	パブリックコメントを実施	○計画策定にあたり、市ホームページ等において計画案を公表し、市民の考えや意見を聞く
令和2年1月 29 日	白山市子ども・子育て会議	○白山市子ども・子育て支援事業計画案について

Ⅳ．白山市子ども・子育て会議条例

平成２６年白山市条例第３１号

（設置）

第１条　子ども・子育て支援法（平成２４年法律第６５号。以下「法」という。）第７７条第１項の規定に基づき、白山市子ども・子育て会議（以下「会議」という。）を設置する。

（所掌事務）

第２条　会議は、法第７７条第１項各号に掲げる事務を処理する。

（組織）

第３条　会議は、委員１０人以内で組織する。

２　委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

（１）　法第６条に規定する子どもの保護者

（２）　事業主を代表する者

（３）　労働者を代表する者

（４）　法第７条第１項に規定する子ども・子育て支援に関する事業に従事する者

（５）　前号の子ども・子育て支援に関し学識経験のある者

（６）　前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者

（任期）

第４条　委員の任期は、２年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

２　委員は、再任されることができる。

（会長及び副会長）

第５条　会議に会長及び副会長１人を置く。

２　会長は委員の互選により選出し、副会長は委員のうちから会長が指名する。

３　会長は、会議を代表し、会務を総理する。

４　副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（顧問）

第６条　会議に、必要に応じて、顧問を置くことができる。

２　顧問は、会議に出席し、専門的な指導又は助言をすることができる。

（会議）

第７条　会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

２　会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

３　会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（関係者の出席等）

第８条　会議は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は関係者から必要な資料の提出を求めることができる。

（庶務）

第９条　会議の庶務は、健康福祉部こども子育て課において処理する。

（委任）

第１０条　この条例に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

２　この条例の施行の日以後最初に委嘱され、又は任命される委員の任期は、第４条第１項の規定にかかわらず、平成２７年１２月１日までとする。

（白山市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）

３　白山市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成１７年白山市条例第５３号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附　則（平成２７年６月２３日条例第２８号）

この条例は、公布の日から施行する。

Ⅴ．白山市子ども・子育て会議委員名簿

委員氏名	所属・職名	備　考
森田　ゆかり	金城大学短期大学部教授	会　長
小野　博史	白山市主任児童委員委員長	副会長
北村　進一郎	前湊保育園保護者会長	
西田　貴子	前市ＰＴＡ連合会運営幹事	
東　　聖子	特定 NPO 法人学童会つるぎ理事長	
栄田　恵一 （後任　林　恵子）	白山商工会	
池田　悦子	有限会社オフィスべっぴん社員	
濱本　寿子	ぶじょうこども園園長	
田中　辰実	ちよの幼稚園園長	
新田　悦子	石川県石川中央保健福祉センター 保健部健康推進課長	

第２期 白山市 子ども・子育て支援事業計画

発　　行：白山市 健康福祉部 こども子育て課
〒924-8688 石川県白山市倉光二丁目１番地
電話 076-274-9527　ファックス 076-274-9547

発行年月：令和２年３月